

平成28年度 租研会員の税制改正意見集

平成 27 年 10 月

公益社団法人 日本租税研究協会

は し が き

本冊子は、本年7～8月に、(公社)日本租税研究協会における会員各位の平成28年度の税制改正に向けて、各会員から寄せられた意見・要望を集約したものです。

これは、租研事務局において各意見・要望を項目別に分類したものであり、同じ項目について異なる意見や相反する意見が含まれておりますが、会員各位の意見・要望を、基本的に全てそのまま掲載してあります。

なお、平成28年度税制改正に向けての(公社)日本租税研究協会としての意見については平成27年9月9日に「税制改正に関する租研意見」を既に表明しております。

平成27年10月

公益社団法人 日本租税研究協会

目 次

国税の部

I 法人税

1 法人税法

(1) 実効税率の引き下げ等	1
(2) 受取配当等の益金不算入	3
(3) みなし配当	5
(4) 有価証券の評価	5
(5) 減価償却資産の償却等	6
(6) 資産の評価損	8
(7) 役員の給与等	8
(8) 寄附金	9
(9) 貸倒損失	10
(10) 引当金	10
(11) 欠損金	11
(12) リース資産の償却等	13
(13) 租税法規定と会計基準の乖離調整	13
(14) 特別法人税の廃止	15
(15) その他	17

2 連結納税制度

(1) 連結納税制度全般の整備	21
(2) 適用対象子会社の範囲	21
(3) 子会社欠損金の持込制限の緩和	22
(4) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価	22
(5) 連結納税制度に係る計算規定の整備	23
(6) 申告・納付期限の延長	23
(7) 連結納税グループからの離脱	23
(8) 連結納税加入・離脱の届出の簡略化	24

3 グループ法人税制

(1) 特定支配関係の判定	24
(2) 100%グループ内の法人間の寄附金	25
(3) 中小企業優遇税制の適用範囲の拡充	25

4 組織再編税制

(1) 組織再編成に係る適格要件の緩和等	25
(2) 組織再編成に係る計算規定・評価方法等の整備	27
(3) 国際的組織再編税制の整備	30

5 租税特別措置法（法人税関連）

(1) 研究開発税制	30
(2) グリーン投資税制	33
(3) 交際費の損金算入	33
(4) 特定資産の買換に係る特例措置の延長・恒久化等	34
(5) 土地譲渡益課税（土地重課）の廃止又は延長等	34
(6) 特定目的会社・投資法人に係る課税の特例	34
(7) 海外投資等損失準備金等	36
(8) 地震・災害・公害対策等の特別措置	36
(9) その他	37

6 国際課税関連

(1) 移転価格税制	41
(2) 外国税額控除制度	44
(3) 外国子会社合算税制	46
(4) 外国子会社配当益金不算入	54
(5) 租税条約等	56
(6) 過大利益支払税制	58
(7) BEPS 問題	59
(8) 帰属主義	61

II 所得税

1 所得税法

(1) 所得税制度全般	63
(2) 給与所得関係	63
(3) 所得控除	63
(4) 源泉所得税	65
(5) 出国税	67
(6) その他	67

2 租税特別措置法（所得税関連）

(1) 金融所得課税の一体化の推進等	67
(2) 「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備	68
(3) 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置	70
(4) NISA（少額投資非課税制度）及びジュニア NISA の恒久化、拡充及び簡素化のための税制措置	71
(5) 個人投資者のリスクテイクを支援するための税制措置	72
(6) 居住用財産の買換特例	73
(7) 所得税軽減税率の拡充	74

3 確定拠出年金税制の見直し

Ⅲ 相続税・贈与税

(1) 相続税評価額等の見直し	76
(2) 死亡保険金の相続税非課税限度額の拡充・維持	77
(3) 金融資産税の創設	77

Ⅳ 消費税

(1) 消費税制度全般	78
(2) 仕入税額控除	80
(3) 申告・納付期限の延長	84
(4) その他	84

Ⅴ その他の国税

(1) 印紙税	87
(2) 登録免許税	88

地方税の部

Ⅰ 地方税全般

(1) 地方税制度全般の抜本の見直し	91
(2) 法定外税	92
(3) 連結納税制度の導入	92
(4) その他	92

Ⅱ 住民税・事業税

(1) 申告納付先の一元化	94
(2) 外形標準課税の算定方法・記載様式の簡素化	95
(3) 外形標準課税における課税標準の見直し	95
(4) 法人住民税額の計算	97

Ⅲ 事業所税

(1) 事業所税の廃止	98
(2) 課税標準の見直し	98
(3) みなし共同課税の廃止	98
(4) その他	98

IV 固定資産税

(1) 償却資産に対する固定資産税の廃止	99
(2) 償却資産税の評価額算定方法と法人税法上の減価償却制度の統一	100
(3) 固定資産税の負担の軽減	101
(4) その他	103

V 不動産取得税・都市計画税・軽油引取税

(1) 不動産取得税	104
(2) 都市計画税	105
(3) 軽油引取税	105

その他の部

I 環境・エネルギー税制

(1) 地球温暖化対策のための税の見直し	107
(2) 内航船舶の用に供する燃料油に係る石油石炭税の特例措置の創設	107

II 自動車税制・船舶税制

(1) 自動車関係諸税についての軽減・簡素化・見直し	108
(2) とん税、特別とん税の廃止または軽減	108

III 納税環境の整備

(1) 納税者権利憲章の法制化	109
(2) 更正の請求期間の延長	109
(3) 申告様式における英訳付加	109
(4) 税務上の取扱いに係る申告前の事前確認制度の導入	109
(5) 連結納税グループ内の申告書作成業務の効率化	109
(6) 電子申告・納税システム	109
(7) 租税歳出予算の明文化及び当該歳出の予算審議化	110

I 法人税

1 法人税法

(1) 実効税率の引き下げ等

【理 由】

- ・ 欧州・アジア諸外国との税率格差を是正し、研究開発税制等の真に有効な政策的措置と合わせ、日本企業の国際競争力を確保する。
- ・ 日本企業の国際競争力回復、イコールフィッティングのために、25%程度までの税率引き下げが最低条件。
- ・ 『日本再興戦略 改訂2015』における「法人税改革をできるだけ早期に完了する」方針のとおり、国際競争力及び立地競争力の観点から20%台への引下げは当然であるが、一方で企業競争力強化の視点も重要である。法人税改革に際しては、税収均衡ではなく、実質減税を伴う改正を実施すべきである。
- ・ 段階的に引き下げることにより、その度にシステムの変更や社内資料の再作成等を比較的短期間に行わなければならないなど、相当程度の実務上の負担が発生する。したがって、今後、段階的な引き下げ（上げ）に際しては、実務上の負担や問題点・準備も考慮いただき、十分に予測可能・準備可能な内容にて決定してほしい。
- ・ 我が国の立地競争力を高め、経済活性化を図るためには、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることが重要。
- ・ 法人実効税率引き下げを要望する。税率引き下げは直接の減税効果のほか、国内産業他の活性化を通じて事業環境の改善に資する。
- ・ 今般の引き下げ後においても、諸外国に比べて我が国の法人実効税率は依然として高く、本邦企業の国際競争力を低下させ、また海外資本の流入を阻害する一要因となっている。アジア諸国並みの法人実効税率への早期引き下げが望まれる。
- ・ 実効税率の引き下げは徐々に進められてきているものの、諸外国と比べるとまだまだ高い水準にある。競争力を高めるためには、更なる引下げが必要である。
- ・ 国際的イコールフィッティングと企業の国際競争力強化の観点から。実質的な法人課税の負担軽減を実現すべく、できるだけ早期に30%を切る水準を達成。将来的には競争企業の成長著しい近隣アジア諸国の水準である20%台前半も踏まえ、少なくともOECD平均の25%程度まで着実に引下げすることを要望する。
- ・ 平成27年度より、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指すとされておりますが、これを平成29年度までに実現いただくとともに、課税ベースの拡大により、企業の負担増とならぬようネット減税を要望する。
- ・ 平成27年度税制改正により法人実効税率が約3%（約35%→32%）引下げられたものの、世界各国の実効税率（OECD諸国25%、アジア諸国23%）と比べると未だ高い水準にある。産業の国際競争力の低下や企業の海外流出を防ぐためにもアジア諸国と均衡する水準、すなわち25%程度まで速やかに引き下げべきと考える。
- ・ 平成27年度税制改正により2015年度及び2016年度において法人税率の引き下げが行われるものの、地方税を含めたわが国の法人実効税率は、欧州主要国や、アジア諸国或いは世界の平均実効税率に比べて依然として高い水準に位置しているといえる。

したがって、我が国企業の国際競争力強化、国内外からの投資促進による国内雇用の維持・増加に繋げるため、引き続き明確な目標（欧州主要国やアジア諸国並み、全世界平均約24%等要アップデート）を掲げ

て法人実効税率のさらなる引き下げを実行していただきたい。

また、引下げに当たっては、その効果を減殺せぬよう本来の趣旨に鑑み、実質的な負担軽減となることが必要である。さらに、国際的イコールフットイングの視点が重要であり、受取配当金の益金不算入制度の見直し等による課税ベースのさらなる拡大については、我が国及び我が国企業の国際競争力の確保もしくは強化を阻害するおそれがあることから、その抑制を要望する。

- ・ 税収に占める法人税負担の割合を見ると我が国の法人税負担割合は諸外国と比べて高い。国際的なイコールフットイング確保の観点から法人の所得に対する税率引き下げを望む。
- ・ アジア近隣諸国やOECD諸国では立地競争力強化のために継続的な法人実効税率の引下げが行われているが、わが国の法人実効税率は依然として高水準にとどまっている。我が国企業の国際競争力を高め、製造業の国内立地を維持するとともに、国内雇用を確保するためには、アジア近隣諸国の20%台前半も踏まえ、OECD諸国平均の25%程度まで着実に引下げるべきである。

税率引下げによる財源として課税ベースの拡大等が検討されているが、国際的なイコールフットイングの観点や経済再生という政策目的も踏まえると、実質的な法人課税負担の軽減を実現することが重要である。

- ・ 平成27年4月より法人税率が23.9%まで引き下げられることとなったが、地方税を含めた日本の実効税率は未だに国際的に高い水準にあることから、さらなる法人税率の引き下げを要望する。但し、引き下げを実現するために課税ベースを拡大の結果、金融業にとって課税の公平性を欠いた税制とならないよう要望する。
- ・ わが国の実効税率は約32%の数値となったが、諸外国と比較し依然高い水準となっている。内国法人の国際競争力を低下させるとともに、外国法人の国内投資を阻害する要因となっていることから、実効税率を諸外国並みに引下げていただきたい。(イギリス23%、ドイツ29.59%、イタリア27.5%、タイ20%、ベトナム22%、シンガポール17%)
- ・ 税収に占める法人負担の割合をみると、我が国の法人負担割合は諸外国と比し高く、また競争企業の成長が著しい中国、韓国等のアジア諸国との格差は依然として大きい。経済財政諮問会議骨太の方針で謳われた20%台が29%程度を目指しているとすれば不十分である。25%程度までの引下げを目指していただきたい。
- ・ 経済のボーダーレス化が進む中で、我が国の法人税率の実効税率が高いことが、国際競争力の低下をまねく一因になっていると思慮されるため、法人税実効税率について、主要国並みとなる水準まで引き下げてほしい。
- ・ 実効税率引き下げにつき、税制改正法案成立、公布時期の早期化を要望する。
年度末まで実務対応が確定せず、グループ会社への展開まで含めた短期間で正確な対応が求められる。
公布日が4月1日以降になった場合、日本基準は改正前税率を適用の上、後発事象として注記。IFRS(国際財務報告基準: International Financial Reporting Standards以下IFRS)では改正後の税率を適用するため、GAAP差異が生じる。
- ・ 我が国企業が厳しい国際競争を勝ち抜き、経済成長を持続していくためにも、競争企業の成長著しい近隣アジア諸国の水準である20%台前半も踏まえ、少なくともOECD平均の25%程度まで着実に引下げるべきであるが、まずはできるだけ早期に30%を切る水準を達成すべき。
- ・ 実質的な法人課税の負担軽減及び地方法人所得課税の国税化及び税率引き下げを実行し、法人実効税率のさらなる引下げをされたい。
- ・ 法人税改革については、平成26年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレ脱却から好循環拡大へ～」において、20%台への法人実効税率引下げを平成27年度から開始することが明記された。また、同年6月には政府税制調査会が「法人税の改革について」を公表し、わが国の立地競争力を高めるとともに、わが国企業の競争力を強化するために法人税率を引き下げることや、法人税の負担構造を改革すべく課税ベースの見直しを行うという改革の方向性が示された。

以上を受けて、与党の平成27年度税制改正大綱においては、平成27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指すとし、税率引下げと課税ベースの拡大は2段階で進めることとされた。すなわち、第1段階として、平成27年度税制改正において、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直しを行い、第2段階として、平成28年度税制改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保しつつ税率引下げ幅のさらなる上乗せを図り、さらにその後の年度の税制改正においても、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革

を継続するとされた。

一方で、上述の政府税制調査会がまとめた「法人税の改革について」においては、法人税の改革と併せて検討すべき事項として、「イギリスで銀行税が導入され、法人課税の一翼を担っている例もあり、必要に応じ、法人税率引下げの財源確保の一環として、法人課税の一翼を担うような新税の導入の可能性も検討すべきである」とされている。

今後、法人税率引下げの代替財源に関するさらなる検討が進められる際には、特定の業種に負担が偏重することで経済活動に歪みを生じさせ、わが国の経済活動を阻害することがないように十分に配慮されることを要望する。

なお、上述のとおり、平成27年度税制改正において受取配当等の益金不算入制度の見直しが行われているが、その具体的な算定方法等についても、実務に即したものとなるよう見直しを行うことを要望する。

- ・ 平成29年度までを期限に20%台までの法人実効税率の引き下げを早期に実現することを要望する。
- ・ 法人税の実効税率を段階的に引き下げることに賛成である。ただし制度の見直しに際しては、経済の活性化を妨げない設計とされたい。そのため、実効税率引き下げのための財源は、最大限、経済の好循環による自然増収をもって充てられたい。

(2) 受取配当等の益金不算入

1) 連結法人株式等及び関係法人株式等以外の株式等に係る受取配当等に対する益金不算入割合の引上げ

【理由】

- ・ その他の株式等(※)に係る受取配当については、二重課税防止の観点から全額益金不算入とし、また、関連法人等の受取配当に係る負債利子控除を撤廃すべきである。
(※) 完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等
- ・ 完全子法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等にかかる受取配当金について、益金不算入割合を撤廃し、全額益金不算入とすることを要望する。
受取配当に対する課税は二重課税であるので、制度の改正をすべきである。
- ・ 法人が受け取る株式の配当金等(受取配当等)については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした受取配当等の益金不算入制度の仕組みが設けられています。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されています。

しかしながら、平成27年度税制改正において、法人実効税率引下げの代替財源として、持株比率5%以下の株式について、益金不算入割合が50%から20%に引き下げられました。(注)

(注) 保険会社は、顧客の資金を運用しており、改革の影響が広く顧客に及ぶおそれがあることから、持株比率5%以下の株式の配当について、益金不算入割合を40%とする特例が創設された。

本制度の縮減は、税理論に反した課税強化であり、法人の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからずマイナスの影響を与えているものと考えます。

受取配当等の益金不算入制度は「二重課税の排除」を目的とした制度であるという観点から議論を行うことが必要と考えます。

- ・ 受取配当金への課税は明らかな二重課税。国際的にも二重課税を排除しようとする方向にあり、受取配当金についても課税を廃止することを要望する。
- ・ 受取配当金等の益金不算入額につき、保有割合25%以下の株式に係る配当は平成14年度より50%に縮減、平成27年度より保有割合が1/3以下となり、また、更に保有割合5%以下の株式に係る配当は20%と益金不算入額が縮小しますが、受取配当金は課税後の利益分配であり、二重課税の排除という見地からも、また、株式投資の活性化を図るためにも、受取配当金の益金不算入に対する制限措置の撤廃を要望します。
- ・ 関連法人株式等以外の株式等にかかる配当等の50%・80%は二重課税となっている。二重課税排除の趣旨に沿って、持分割合に係わらず、全額益金不算入とすることを要望する。

また、外国子会社配当についても、国内への利益還流を促すため、100%益金不算入とすることを要望する。

- ・ 二重課税防止の観点から、受取配当金の益金不算入割合を100%とすること。

- ・ アメリカ・イギリス・ドイツなどの主要国では70%～100%の割合を益金不算入としており、二重課税の防止・国際的な競争力の確保のため、日本でも益金不算入割合のさらなる引き下げを要望する。
- ・ 受取配当金については、課税済み利益に対する二重課税となっているため、全額益金不算入としてほしい。
- ・ 二重課税の状態を排除する必要があるため、出資比率に関係なく、全額益金不算入を要望する。

2) 負債利子控除の撤廃・簡素化等

【理由】

- ・ 負債利子控除の規定は二重非課税の影響を調整するために導入されているが、受取配当がそもそも二重課税であるため、二重非課税の影響を調整する必要性は無いと考える。また、平成27年度税制改正において制度簡素化の必要性から一部撤廃している背景もあり、全面的に撤廃すべきと考える。
- ・ 平成27年度改正により、負債利子を控除するのは、関連法人株式等のみとなった。残置する意義もなく、事務負担（特に連結納税）の観点からも廃止してほしい。
- ・ 国内受取配当の益金不算入制度については、課税ベース拡大の観点から平成27年度税制改正において見直しが行われている。今回の見直しにおいては、国内受取配当等を内国法人の支配を目的とした株式保有にかかるもの（完全子法人株式等／関連法人株式等）と資産運用を目的とした株式等にかかるもの（その他の株式等／非支配目的株式等）に区分の上、その他の株式等および非支配目的株式等にかかる受取配当について負債利子控除計算の対象から除外された結果、関連法人株式等にかかる受取配当についてのみ負債利子控除計算規定が適用されることになっている。

また、事業活動の性質上、企業が国内の子会社や関連会社への事業投資により企業集団を構成する一方で、取引先との関係構築目的を含むポートフォリオ投資等を多く有する場合には、恒常的に事業再編や資産入れ替えをおこなっていることもあり、これらの企業において実務上、負債利子の計算に相応の事務負担が生じているのも事実である。

したがって、同一所得に対する二重課税の排除という制度本来の趣旨、国内配当にかかる取り扱いの統一により企業活動や業種に対して中立で簡素な税制とすること、及び税務申告及び税務執行上の簡便性を実現することを目的として、その他の株式等／非支配目的株式等と同様に関連法人株式等についても負債利子計算の廃止を要望する。

- ・ 通常の事業会社は株式取得のために借り入れることはなく、負債利子控除はそぐわない。存続する場合でも、事務効率化のため、負債利子控除を定率計算としてほしい。
- ・ 受取配当益金不算入の対象となる負債利子の算定方法の見直しと業態に応じた算定方法の創設を要望する。具体的には、以下のとおり。
 - ①借入金等に係る負債利子については、借入目的の疎明を前提として、控除する負債利子に含めないこと。
 現行の負債利子の計算は、株式等を取得する目的ではないことが明らかな借入金等に係る負債利子まで含めることとなっている。これら借入金等に係る負債利子については、借入目的の疎明を前提として、控除する負債利子に含めないように要望するもの。
 - ②負債利子は受取利息と支払利息のネット後とすること。
 金融機関は、資金の貸借による利ざやを獲得することを業としていることから、このような業態の特殊性を勘案した負債利子の算定方法、例えば外形標準事業税の純支払利息のように、受取利息と支払利息をネットするといった算定方法の創設を要望するもの。
 - ③金利スワップの繰延ヘッジ損益・特例処理損益相当額を、負債利子控除の支払利子から除外すること。
 銀行は金利スワップをファンディングのためではなく、ALMオペレーションの一環として（金利リスクマネジメント目的で）行っている。このような業態の特殊性を勘案した負債利子の算定方法の創設を要望するもの。
- ・ 関連法人株式等に係る国内受取配当益金不算入に係る負債利子控除計算を廃止することを要望。
- ・ 受取配当に係る負債利子控除については、特定利子制度を復活し、特定利子については負債利子に含めないようにすべきである。

3) 受取配当益金不算入の制限規定を時限立法化

【理由】

- ・ 受取配当益金不算入の制限規定を時限立法化のため租税特別措置法に移行することを要望する。法人擬制説による法人税計算の根本である本法を財源確保のために使ってはいけないのではないかと。

(3) みなし配当

自己株式の取得に係るみなし配当規定

【理由】

- ・ ToSTNeT市場における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用した自己株式の取得にみなし配当規定の適用を認めることを要望する。

ToSTNeT市場は、法令23③一の「金融商品取引所の開設する市場」に該当するため、ToSTNeT-3を利用した自己株式の取得は、みなし配当規定の適用がある自己株式の取得には当たらないと解釈されている（平24.5.25東裁（法）平23-233）。

確かにToSTNeT-3を利用した自己株式の取得は金融市場内での取引ではあるものの、取引所の時間外に行われるものであり、実質的には相対取引と同様であると考えられる。また、法的手続や事務負担等のビジネス上の観点からToSTNeT-3の利用が望まれる場合においても、税務上の取扱いが障害となり、ToSTNeT-3の利用が見送られるケースが多くみられる。こうしたToSTNeT-3の利用を阻む税務の要因を排除するためにも、ToSTNeT市場を「金融商品取引所の開設する市場」から除外する規定を設けていただきたい。

(4) 有価証券の評価

1) 有価証券の期末評価方法について、利息法による償却原価法を認めること

【理由】

- ・ IFRSを強制適用される法人は有価証券の償却原価法について利息法が適用されることになる。一方税務上は定額法しか認められないため、会計上、税法と同じく償却原価法を採用していた上場企業にとっては利息法への変更と共に財税差の集計管理も併せて対応しなければならなくなるため、有価証券の保有種類、保有量の大きな銀行にとっては膨大なシステム対応コストや実務負担が増加することになる。

2) 自己査定等による無税償却の認容と損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 銀行等の金融機関は、有価証券の期末評価を資産自己査定と同じ基準での無税償却を可能とすることを要望する。或いは、貸出金等の債権が貸倒損失以外にも個別貸倒引当金の損金算入が可能となるように、有価証券に関しても損金算入要件の緩和を要望する。

銀行等の金融機関は業種特性として有価証券を大きなボリュームで保有。現行は発行法人が破綻した場合等極めて厳格な損金算入要件のため、巨額な財税不一致額を発生させている。このため、財務・税務の二つの償却基準への習熟が求められ、事務負担・管理負担が過大となっている。

3) 種類株式の譲渡損益

【理由】

- ・ 種類株式を法61の2⑬に定める事由により譲渡をした場合において、法61の2⑬各号に規定する株式等で、その譲渡をした種類株式の価額とおおむね同額の株式等の交付を受けたときは、その種類株式につき譲渡損益は生じないこととされている。

しかし、どのような場合に「おおむね同額」といえるのか明記されていないことから、この規定の適用を躊躇してしまうケースがある。したがって、法令上、その意義を明らかにしていただきたい。

4) 取得価額に含めるべき金額の範囲の明確化

【理由】

- ・ M&Aのデュー・ディリジェンス費用については有価証券の取得価額に含める必要があるが、費用の範囲を明確にすべき。

(5) 減価償却資産の償却等

1) 損金経理要件の撤廃

【理由】

- ・ 損金経理要件が無くとも課税上の弊害が生ずると思われず、当該要件によって納税者は非常に煩雑な申告調整実務を強いられている。
今後IFRS導入により、更なる会計と税務の乖離が進むことが予想され、実務対応が極めて困難となるため、撤廃を要望する。
- ・ 会計と税務の乖離が大きくなりつつある昨今の現状を考慮すると、会計処理を税務処理の要件とする必要性は低下しているため、損金経理要件の撤廃を要望する。
- ・ 減価償却に関する損金経理要件を撤廃すること。
- ・ IFRSにおいて会計基準の見直しが進み、会計と税務の乖離が一層、大きくなることが予想されるため、減価償却費について損金経理を要件から撤廃して頂きたい。
- ・ IFRS導入に伴い固定資産の減価償却計算は、税務と会計の乖離が大きくなると予想されるため、減価償却費について損金経理を要件から撤廃して頂きたい。
- ・ 減価償却費の損金経理要件の廃止（減価償却費を通常の申告調整項目とする）ことを要望する。また、償却方法の定額法一本化には反対である。
税制改正の繰り返しにより実務が煩雑であり、会計上の減価償却との差がますます広がっている。会計上の償却費が税法上の償却費より小額であるケースも多く、税制改正の本来目的を達成していない。あくまで企業実態を反映した償却方法の選択適用を認めるべき。

2) 少額減価償却資産の損金算入制度の拡充・限度額の引き上げ

【理由】

- ・ 税制の簡素化及び経済の活力維持を図るため、取得価額30万円未満の少額減価償却資産を即時損金算入とし、併せて、一括償却資産の3年償却制度を廃止することを要望する。

3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

【理由】

- ・ ガス事業においては中小企業者が多く、本制度は減価償却資産の管理等の事務負担軽減やパソコン等の少額減価償却資産の取得促進による事務処理効率化を図ることに活用されており、延長を要望する。

4) 一括償却資産の損金算入制度の廃止

【理由】

- ・ 一括償却資産については企業会計上は費用として処理されております。税務申告で加算処理が必要となっております。会計処理と整合性を持つことにより会計と税務の乖離の低減に結びつきます。したがって、少額かどうかの判定を20万円未満とし、一括償却資産の損金算入規定を廃止して頂きたい。
- ・ 10万円以上20万円未満の減価償却資産については、中小企業の少額減価資産の損金算入の特例制度（平成28年3月31日期限）を除き、一括損金算入は認められず、3年間で損金算入している。投資促進を税制面から支援すること及び事務処理負担の軽減を図るため、一括償却資産の制度廃止と一括損金化を要望する。

5) ソフトウェアの償却期間の短縮

【理由】

- ・ 研究開発費は発生時に全額損金処理することを認め、特に企業会計と税務会計の乖離が甚だしく納税実務に多大な負担がかかっている研究開発用資産及び自社利用ソフトウェア開発費については新会計基準の会計処理に合わせ即時償却を可能とすること。

6) 電話加入権の損金算入

【理由】

- ・ 資産性がなくなっている実態に即し、一時損金算入を認めるよう要望したい。
- ・ 電話加入権については、譲渡が認められており、市場が形成されているという理由から、資産性があるものとして減価償却ができないとされている。しかしながら、昨今、市場における一般電話加入権の売買価格も低下し、資産性が薄れていると言われている。したがって、取得価額10万円未満の少額資産と同様、一時の損金算入を要望する。

7) 償却率の見直し

【理由】

- ・ 国際的競争力を維持し強化するために設備投資は早期に償却を行う必要があるため、定率法の償却限度額について250%定率法を復活してほしい。
- ・ 減価償却は、適正な期間損益計算を行うため、固定資産の取得価額を各事業年度に費用配分する手続きであると同時に企業の投下資本の回収手段であり、回収された資本は自己資金として新たな設備投資等に活用される。
定率法は定額法に比べ、当初の減価償却費が大きく投下資本の回収速度が早いため、継続的な設備投資の円滑な実施には、定率法は必要不可欠。
- ・ 定率法は定額法に比べ、当初の減価償却費が大きく投下資本の回収速度が早いため、継続的な設備投資の円滑な実施には、定率法が不可欠であるため、減価償却における定率法償却の継続を要望する。
- ・ 法人税率低減のための代替財源として、定率法を廃止して定額法へ一本化することが議論されているが、減価償却方法は企業における減価償却資産の使用実態等により、定率法/定額法からより適切な方法を選択すべきものであるため、2つの償却方法を存続させるべきと考える。

8) 経済実態を反映した減価償却

【理由】

- ・ 固定資産の経済的価値の減少に応じた減価償却費を損金計上を要望する。
IFRS上、経済的価値の減少に応じた減価償却計算が求められており、IFRSへ移行する場合、追加のシステム対応が要求される可能性がある。
- ・ 経済実態を反映した減価償却費の損金算入。特に、定期借地契約上の建物減価償却費の損金算入を要望する。定期借地上の建物については、会計上において借地期間の定額償却が認められているにも関わらず、税務上は耐用年数であり、満了時における損金額が大きくなる。

9) 減価償却費の見直し時期に係る慎重な検討

【理由】

- ・ 減価償却の定額法への一本化については、平成27年度税制改正に係る財源候補の俎上に上り、大綱でも平成28年度改正で検討を行うこととされた。改正に際しては、一定のシステム改修期間の確保が必須であることを鑑み、適用時期等につき慎重な検討を要望する。

(6) 資産の評価損

1) 有価証券の評価損・減損損失の損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 有価証券評価損の企業会計と税務会計の乖離について、実務の煩雑さを解消する観点から税法上の判定要件を緩和し、企業会計と同様の基準とすること。
また、有価証券の評価損に係る損金経理要件を撤廃し、退職給付信託資産（有価証券）についても一般の上場有価証券と同様の基準で評価損の計上を認めること。
- ・ 有価証券の減損損失について、会計上減損実施後株価が回復した部分について損失計上を認めないこととされているが、翌期以降、再度株価が下落した部分について損金算入を容認してほしい。会計制度との調和を図ることが、事務負担の軽減など企業の競争力確保のために資すると考えられるため。
- ・ 100%子会社整理損の損金算入を要望する。有期である事業を行っている法人の株式を購入し、事業満了後に精算した場合において、子会社株式の整理損を損金算入可とするべき。
許認可を法人で取得している場合は、現物取得ではなく法人の株式取得で購入せざるを得ないケースがある。あらかじめ有期の事業である場合で、繰越欠損金がない場合には、税金が発生する。

2) 固定資産の評価損・減損損失の損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 固定資産の減損損失について公正妥当な経理処理として会計上容認されたものについて、法人税法上も損金算入を容認してほしい。会計制度との調和を図ることが、事務負担の軽減など企業の競争力確保のために資すると考えられるため。
- ・ 固定資産の経済的価値の減少に応じた減価償却費を損金計上を要望する。合わせて、固定資産の減損損失の損金計上が可能となる措置を要望する。
大きく毀損した固定資産の減損損失に関して税務上は損金算入が認められないため、システム上二重簿価管理が要求され、実務負荷が大きい。

(7) 役員の給与等

損金算入要件の緩和・明確化

【理由】

- ・ 会計上で役員賞与の費用処理が強制された背景（役員賞与も役員報酬と同様に職務執行の対価）も踏まえ、税務上も役員給与（賞与に相当する部分）の損金算入要件の緩和を要望する。
- ・ 役員給与については、不当に法人税負担を回避することを防止することを目的として、定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与のいずれにも該当しないものについて損金不算入とされているが、業績に応じて臨時的に報酬を変動させることは、職務執行の対価として合理性があることから、役員給与については、原則損金算入を認めることを要望する。
- ・ 役員給与は原則損金算入とすべきである。超過利益の個人移転分が含まれているとしても、経営者の職務執行の対価と捉えて差し支つかえなく、二重課税とする理由には当たらない。法人税の減少分と所得税の増加分に大きな差がなくなり、税収としてもそう変わらない。
- ・ 役員への給与については、定期同額給与、事前確定届出給与又は利益連動給与のいずれにも該当しない場合にはその全額が損金不算入とされる。この制度の趣旨は法人の利益を恣意的に変動させ、法人税の負担を不当に減少することを防止することであると解されるが、社会通念上相当と認められる役員給与は役務提供の対価であることから損金算入を認めるべきである。

上記の改正がなされない場合においては、以下の点について改正の検討を望む。

- ①法令が実務を反映した内容でないため、多くの通達やQ&Aが出されており、制度がより複雑なものになっている。特にQ&Aにより、損金算入のための新たな要件が付加されているようにも思われる部分があることから、法令の抜本的な改正が望まれる。

②実務上、日割りで役員給与が払われることがある（例：6月25日から6月30日までなど）が、この場合の定期同額給与の考え方が不明確である。

③使用人兼務役員に関する規定の見直しを望む。たとえば、金融業界においては、個人ごとにボーナスの額が異なることは当然であり、比較使用人を用いて算定する方法には限界がある。

- ・ 出向と定期同額給与の関係について－法人税基本通達9-2-46は、①株主総会決議要件 ②出向契約要件の二つの要件を満たすことを前提として、出向先法人の支給形態により定期同額給与等であるか否かの判断を行うこととしているが、この二要件を満たさない役員給与は、ただちに損金不算入とされるのかを明確にすることを要望する。

法人税基本通達9-2-46は、左記二要件を満たさない場合は、法人税法34条の定期同額給与、事前確定届出給与に該当せず、損金の額に算入されないことを想定していると考えられる。しかし、法人税法34条の条文上は、(国税庁の通達解説に示されたような)「あらかじめ定められたところに従って支給される」ことや「株主総会等での決議」を要件とはしていない。法人税基本通達9-2-46は、法人税法34条を適用して損金の額に算入される場合の例示としての形式基準を掲げたものでしかなく、これらの要件に該当しないものでも、ただちに損金不算入とすべきものではないことを明確にする必要がある。

- ・ 役員に対して支給する（退職）給与のうち不相当に高額な部分の算出方法を明確化することを要望する。
役員に対して支給する給与が過大であるかどうかは、その法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給状況等に照らして判定することとされている。しかし、同種同規模の法人であっても地域等の要素により支給額に差が生じることが考えられる。また、地域別、業種別、規模別の役員（退職）給与の支給額を確認することは現実的に困難である。

したがって、不相当に高額な部分の算出について具体的な基準を設けるか、過大であるかどうかの判定に必要となる役員（退職）給与の支給状況等に関する資料を公表していただきたい。

(8) 寄附金

1) 損金算入要件の緩和及び損金算入限度額の拡大

【理由】

- ・ 企業の社会貢献を促すためにも、一般寄附金の損金算入限度額の拡大を要請する。
- ・ 寄附金の損金算入限度額の未使用部分を一定の期間（例えば欠損金の繰越控除期間と同様）の中で繰越可能とする控除制度を創設されたい。

2) 損金算入限度額計算における完全子会社法人株式の償却損相当額の扱い

【理由】

- ・ グループ法人税制の導入に伴い、完全子法人株式の償却損相当額を資本金等の額から減額することとされたが、これが寄附金の損金算入限度額を減少させる結果を招いている。グループ法人税制の影響により、今後完全子法人を清算する度に資本金等の額が減少し、寄附金の損金算入限度額を減少させることは制度趣旨として違和感があることから、改善していただきたい。

3) 寄附金の損金算入限度額における資本金等基準

【理由】

- ・ 資本金等基準については、外形標準課税の資本割と同様にB/Sの資本金と税務上の資本準等の額の大きい方とすべきである。

外形標準課税の資本割が、見直されたため、自己株取得のメリットがなくなり、寄附金損金算入枠が減少する、デメリットだけが残った。資本割と同様に自己株取得による資本金等の額の減少は所得計算に中立であるべき。

- ・ 平成24年度改正以後、損金算入限度額＝(所得金額×2.5%＋期末資本金等の額×0.25%)×1/4と縮小されているが、昨今2020年オリンピック開催等に関連して一般寄付の要請を受ける機会が増大していること等から、この限度額を従前の「1/2」に戻して頂くことを要望します。併せて、期末資本金等の額が資本金

+資本準備金の額を下回る場合には資本金+資本準備金の額を用いることとする改正を行うことを要望します。

平成27年度改正により地方税法（事業税外形標準資本割及び住民税均等割）に関し、期末資本金等の額が資本金+資本準備金の額を下回る場合には資本金+資本準備金の額を用いることとする改正が行われたことと平仄を合わせて頂くことが合理的と考えます。

- ・ 資本金等基準については、B/Sの資本金と税務上の資本金等の額のいずれか大きい方で計算することを要望する。

組織再編等の結果、資本金等の額がマイナスになると、会社規模に応じた限度額計算が行なわれない。

(9) 貸倒損失

1) 損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 有効な意思表示に基づく非関連者間の債権切捨て、債権放棄並びに債権譲渡については税務上も容認すること。
- ・ 関係会社の整理・支援損について現行の要件を緩和し、経営悪化段階での支援を弾力的に認めること。
- ・ 貸倒引当金の損金算入が廃止されたため、回収不能の金銭債権を損金算入するには基本通達9-6-2（回収不能の金銭債権の貸倒れ）を適用することになるが、その基準が厳格に過ぎることから、不良債権の処分が進まず、また、債権者の管理コストも増大しているため、貸倒償却の要件を以下のとおり緩和していただきたい。
 - ①基本通達9-6-2では、債権の全額が回収できないことが明らかな場合しか貸倒償却を認めていないが、担保物の処分以外に回収できる見込みのない金銭債権については、当該担保物の（見積）価値までの貸倒償却を可能とすること。
 - ②過去3年以上回収できず、今後も回収が見込まれない債権については、貸倒償却を可能とすること。

2) 貸倒損失の損金算入認定基準の明確化

【理由】

- ・ 貸倒損失の実質基準の損金算入認定基準が不明瞭であり、事実認定に相当な稼働を要するため、損金算入認定基準の明確化を要望する。

(10) 引当金

1) 貸倒引当金制度の復活

【理由】

- ・ 個別貸倒引当金の対象となる債権は、その殆どが回収の見込めない状態のものであり、かかる債権の損金算入を認めなければ企業財務の健全性を損なう恐れがあるため、個別貸倒引当金の復活を要望する。
- ・ 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金制度を存続してほしい。個別評価金銭債権に係る貸倒引当金はそのほとんどが回収見込みがないものであり、存続させてほしい。また、中小企業、金融・保険会社のみ貸倒引当金を引き続き適用できるのは、公平性を欠く。

2) 貸倒引当金の損金算入要件の緩和・拡大

【理由】

- ・ 貸倒引当金において「金融取引に係る金銭債権を有する法人」に該当する法人は、一定の債権に対して貸倒引当金の繰入限度額計算が認められているが、割賦、リボルビング、キャッシング債権は対象で、ショッピング債権は対象外と対象債権が限定されている。金銭債権である実態は同一であるため、実質課税の原則からも全ての金銭債権を対象とすることを要望する。
- ・ 一定期間取引を停止している場合の貸倒について、現実に回収の目途のないものについて損金算入を認め

てほしい。継続的に行われる取引に限らず、原始取引であっても貸倒が生じる場合があり、経済的合理性を欠いているため。

- ・ 金融機関が実施している資産自己査定と同じ基準での無税償却を実施可能とすること。特に、自己査定直接償却（IV分類債権に対する財務上の直接償却）がなされた債権を、同額、同じタイミングで無税直接償却することを認める等を要望する。

各々の金融機関が保有する貸出等の金銭債権は、合併再編等もありそのボリュームが増大しており、不良債権に係る巨額の財税不一致額を発生させている。

償却実務担当者には財務・税務の二つの償却基準の習熟が求められ、その事務負担・管理負荷が過重となっているため要望する。

また、当該要望は欠損金の控除・繰戻還付制度の拡充と併せて導入することが、企業の置かれた環境に沿うものであるため、セットで要望する。

- ・ 金融機関が既存の債務者における借入金を「資本性借入金」(DDS)へ転換する場合に適用できる長期棚上げの個別貸倒引当金の繰入れについて、損金算入が認められる当該借入金にかかる弁済期限の基準を、5年超から3年超に緩和する。

個別貸倒引当金において長期棚上げという規定があるが、「長期」の概念としては、一般的に3年超という期間の概念も含まれると考えられないか。

銀行としては、DDSを検討する先は早期の債務超過解消が見込める先が対象であり、税務上の取扱いをより柔軟なものにすることにより、より一層のDDS活用が見込まれる（裾野が広がる）と思料される。

- ・ わが国金融界は不良債権問題からすでに脱却しているものの、わが国経済の持続的成長に資する金融システムの維持や、中小企業者等の経営改善、事業再生支援を積極的かつ継続的に進める金融機関の取組みを一層促進する観点から、不良債権税制の拡充が重要である。また、将来の損失発生に備えた制度を拡充することは、企業の投資意欲を高める効果も大きい。

現在、会計上の引当金基準と税務上の無税基準が大きく乖離している状態にあるが、不良債権問題の再発防止や金融機関の自己資本の強化等の観点からは、金融機関が実施している自己査定等にもとづく会計上の償却・引当を税務上も幅広く認める等、債権毀損の実情に応じたものとすることが重要である。

具体的には、法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合（現行50%）を引き上げる等、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することを要望する。

3) 債権回収業者（サービサー）が取得した債権に係る貸倒損失の特例の創設

【理由】

- ・ 一般的に、サービサーは債権額より低い価額（例えば1円など）で金融機関等から債権を譲り受けることが多い。このことから、これらの債権につき債務者の資力を確認するためには、サービサーにおける債権の簿価（譲り受けた価額）よりも多額のコストを要する可能性が高く、法基通9-6-2に基づき貸倒損失の計上判断を行うことは合理的ではない。

したがって、サービサー等の場合の貸倒損失計上基準を緩和するよう、柔軟な取扱いを設けてはどうか。

(11) 欠損金

1) 欠損金の繰越期間の延長・繰戻還付制度の復活及び控除制限の廃止

【理由】

- ・ ゴーイングコンサーンとして課税期間は本来永久であるべき点から、繰越控除期間の更なる延長を要望する。少なくとも米国並み（20年）にすべきである。また、繰越欠損金の控除制限については、今後、廃止を視野に取扱いを検討すべきである。
- ・ 欠損金の繰越期間延長は、企業の財政基盤の強化に資するものであり、安定的な事業運営をおこなっていくために、欠損金の取扱いについて見直すことが必要。
- ・ 欠損金の期限切れが業績悪化した企業の早期回復の足かせとなり、国際的な競争力の低下を招いているため、欠損金繰越期間の延長と控除制限の廃止を要望する。

- ・ 英国、フランス、ドイツ等、欠損金の繰越制限がない国も多く、国際競争力の観点から繰越期間を延長すること。また、繰越欠損金の控除制限についても、OECD諸国と比して厳しい制度（米、英、蘭：制限なし、ドイツ：60%、フランス：50%）となっていることから緩和もしくは撤廃することを要望する。

繰越期間を過ぎた欠損金は使用できず、継続企業を前提として通期の所得計算を行う場合には、失効した欠損金相当額の税率相当分は税負担増となる。これにより、欠損金発生以降の通算の企業の税負担は、依然として高い水準にある法定実効税率を上回る状態となるため。

- ・ 欠損金の期限切れが生じると、通算では利益が出ない企業に課税されることとなる。課税の公平性確保及び国際競争力強化の観点から、繰越期限の延長を要望する。
- ・ 欠損金の控除限度額は、平成27年度65%、29年度に50%に縮小されたが、欠損のある企業の早期業績回復を促すため撤廃を要望する。
- ・ 欠損金の繰越限度額は既に50%（平成29年度以降）まで縮小されることが決定されているが、企業の中長期的な経営環境の安定を図るため、繰越期間については無期限としていただきたい。
- ・ 欠損金の繰越控除期間が9年に延長されたが、欧米諸国に比べると未だ不利な状況にあることから、更なる延長を図るべきである。
- ・ 繰越欠損金について、下記の要望をする。
 - ①使用制限の維持
 - ②控除期間の無期限化
 - ③繰戻還付制度の復活

現法制は企業体力が脆弱な状態において、繰越欠損金を保有しているにも拘らず課税所得が発生する仕組みになっており、欠損金の繰越控除期間においても事業の継続性を阻害する要因となっている。

- ・ 赤字に陥ったのちの経営回復を短期に図ることが企業の収益力維持強化に資すると考えられるため、欠損金の控除制限について廃止してほしい。
- ・ 繰越欠損金の繰越期限を米国並みの20年に延長することを要望する。繰越欠損金の利用制限が課税所得の50%とするのであれば、繰越期限を10年以上にすべき。国際的イコールフィッティングの面からも現在の10年は短すぎる。
- ・ 現行繰越控除期間は9年となっているが、繰越期間を無期限とするべきである。また、大企業の繰戻還付凍結措置解除とともに、繰戻還付（1年間）の期間の延長を要望する。
- ・ 法人税における欠損金の繰越控除・繰戻還付制度は、事業年度ごとの課税負担の平準化を通じ、経営の中長期的な安定性を確保するものであり、わが国企業の投資意欲や競争力を高めるうえで極めて重要な制度である。また、金融機関にとって景気後退期における不良債権の規模は大きく、その処理に伴い発生する欠損金の控除や還付について十分な措置を設ける必要がある。
- ・ 繰越欠損金の控除期限は9年（80%制限）であるところ、10年（制限無し）まで延長する。また、繰戻還付制度についても、資本金1億円以上の企業に対する適用停止措置を廃止することも要望する。
- ・ 欠損金の繰越限度については欧米の法人税制を参考として廃止されたい。

法人税実効税率の引き下げは国際的な制度とのイコールフィッティングによる競争環境の整備は必要である。

本年度税制改正により、欠損金の繰越限度額は控除前の所得の80%相当から65%相当額（平成27年～29年3月まで）、平成29年4月以降は50%相当額まで圧縮され、繰越期限は10年間と1年延長されたものの、繰越可能額が減少したことにより外国法人税制度との乖離を大きくしている。

先進国（英・独・仏等）では繰越期間を制限しないか、20年（米国：課税所得の90%相当額）と長期間で認めており、競争条件を揃えていただきたい。

2) 欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用

【理由】

- ・ 欠損等法人の欠損金に使用制限がかかる事由に該当するかを判定する際に指標となる事業規模について、法令113の2①一～三に規定する事業区分のいずれにも該当しない事業に係る事業規模の基準を明確にすることを要望する。

法令113の2一～三では、事業を①資産の譲渡、②資産の貸付け、③役務の提供の3つに区分して事業規模の基準を定めているが、たとえば、投資業などはこの事業区分のいずれにも属さない。

また、投資資産が匿名組合出資の持分などである場合、損失の分配を受けることがあるが、損失分配額が売上金額又は収入金額に含まれるのか否かについても明らかではない。

したがって、たとえば投資業については、投資総額で事業規模を判定するなど、その事業の実態を適切に反映する基準を設けていただきたい。

(12) リース資産の償却等

1) リース税制とリース会計基準の統一化

【理由】

- ・ 所有権移転外ファイナンスリースについて、基本的処理は税財で合致しているものの、具体的な手続き（償却期間、償却方法等）が異なることから、税・財不一致となり複雑な申告調整が必要。この現状を踏まえ、申告稼働軽減の観点から、税務と財務の具体的な手続き統一化を要望する。

2) 所有権移転外ファイナンスリースに係る特例措置の導入

【理由】

- ・ 所有権移転外ファイナンスリースは平成19税制改正により、賃貸借取引でなく売買取引とみなされることとなったにもかかわらず、設備投資促進等の目的で設けられた各種優遇税制においては、税額控除のみの適用となっており、特別償却の適用が受けられない。同一の経済活動に対して税法上の優遇措置の適用の可否が異なることは不合理・不公平であり、特別償却を認める取扱いを要望する。

3) リース資産の付随費用の損金算入

【理由】

- ・ 事務用機器等のリース資産の付随費用（運搬費用、据付費、設定費）については、ほとんど発生せず、仮に発生しても少額であるため、実務負担削減等の観点から、一時の損金として処理することを許容する必要があると考える。

4) リースフリーレントの税務処理の明確化

【理由】

- ・ 税法の解釈を明瞭化し、不要な会計と税務との差異を解消するため、税務上のリース取引に該当しないリース（所謂「オペレーティング・リース取引」）について、フリーレント期間がある場合、リース料総額をリース期間に均等按分する費用計上を可能とする規定の明確化をする。
- ・ フリーレント期間を含む賃貸収入については、会計上、賃料総額をフリーレント期間を含む総契約期間にわたって均等に按分して計上する方法が認められており、また、法人税法のコンメンタールにも、フリーレントの期間が6ヵ月や1年といった長期に及ぶような場合には、賃料総額を期間按分して収益計上すべき旨の記載がある。

しかし、法人税法及び消費税法上、フリーレント期間がある場合の賃貸借に係る収入・費用計上の方法や消費税の課税売上及び課税仕入れの認識のタイミング等について明確な取扱いが示されているとはいえ、実務上疑義が生ずることがあるため、賃貸人及び賃借人におけるこれらの取扱いを明確にしていきたい。

(13) 租税法規定と会計基準の乖離調整

1) 乖離調整・IFRSへの対応

【理由】

- ・ IFRSの適用により、会計と税務の一層の乖離が懸念される。税制簡素化の観点より、早期より適切な税制措置の検討を望む。

- ・ 法人は「確定した決算に基づき」申告書を提出しなければならないことから、法人税と会社法との不可分の関係が生ずる一方、会計基準の国際的なコンバージェンスが進む中で、税務会計と企業会計の相違が拡大していく状況にあるが、コンバージェンスにより安易な課税ベースの拡大とならぬよう、また申告調整の増加による事務負担への影響も含め、企業競争力強化の視点から、税制上の対応を図る必要がある。
- ・ 法人税法と地方税法のみならず、法人税法と会社法、金融商品取引法においても異なった処理が必要となっているので、法律間における会計処理を統一すべきである。今後、企業会計と法人税法の乖離が拡大し、課税所得計算において実務上の負担が増大しないよう、少なくとも損金経理要件を撤廃すべきである。
- ・ 昨今、企業会計制度の変更（IFRSへの収斂）が進み、税務会計との乖離がますます拡大しており、二重基準に伴う申告調整項目の増加によって判断と手続きの両面で煩雑化を招いていることから、税務上の取扱いを企業会計上のそれに極力一致させ、簡素化を図ること。
- ・ 今後導入が見込まれるIFRSの適用により、固定資産の減価償却費等税財差額が現時点よりも更に増大することが想定される。現行の税制において税務調整を行う必要が生じるが、調整項目が膨大な量になることが容易に想定される。

また、一時差異項目については、将来的には解消する差額であり、通算すれば±0となる。申告側及び調査側の双方の作業負担を軽減するためにも一時差異の税務調整を排除していただきたい。

- ・ 減価償却の損金経理要件によれば、会計上の償却年数が税務上の償却年数よりも長い場合、損金算入が認められるのは税務上の償却限度額よりも少ない会計上の減価償却費となるが、国内でも導入が進んでいるIFRSでは、企業によって利用可能と予想される期間を償却年数としているため、企業が会計基準としてIFRSを導入した場合、会計上の償却年数が税務上の償却年数より相当程度長くなり、税務上の損金算入メリットを享受できないケースが想定される。

したがって、IFRS導入企業が会計監査で会計上の償却年数が適正と認められている限り、損金経理額を超え、かつ償却限度額に達するまでの減価償却費については、税務調整による損金算入の容認を要望する。

- ・ 税務会計側でもこの財務会計側の動きと平仄を合わせ、財務会計にて合理的で適正に会計処理されたものについては税務会計側でも損金処理を認めることで、財務会計と税務会計の乖離を是正していただきたい。

昨今、金融商品会計、退職給付会計、減損会計や引当金処理など、企業の実情を適正に評価しその結果を財務会計上に反映させる動きが強まっている。

一方、税務会計の世界では財務会計により要請されているそれらの会計処理について、原則損金不算入としているケースが多く、企業の税務実務担当者レベルでは財務会計と税務会計の差異の掌握に腐心し、事務負担が増大している。企業にとっては決算早期化、開示の早期化のネックとなっているのが現状である。また、税務当局側にとっても税務会計と財務会計の差異拡大が実態の掌握を困難なものとしていると思われる。

このような状況において、棚卸資産の低価法による評価については税務会計側が財務会計側の動きと平仄を合わせる取扱いをご考慮いただいたことは実務担当者として誠に有り難く、他の項目についても財務会計にて合理的で適正に会計処理されたものについては税務会計側でも損金処理を認めることを引き続きご検討頂きたい。

2) 研究開発費用関連の損金算入

【理 由】

- ・ 会計制度との調和を図ることが、事務負担の軽減など企業の競争力確保のために資すると考えられるため、会計上容認される研究開発費について法人税法上も損金算入を容認してほしい。

3) 工事進行基準に関する会計基準との齟齬の是正

【理 由】

- ・ 工事進行基準の取り扱いについて、税制と「工事契約に関する会計基準」との間に齟齬があり、特に以下の点については、実務面において不都合が生じているため是正していただきたい。

①工事損失引当金の損金算入

工事損失引当金について税制では所要の措置が講じられておらず損金算入できないが、会計基準に則って工事収益・工事原価を計上する限り恣意性のある余地はないため、損金算入できるようにしていただき

たい。

②請負金未確定の場合の売上計上基準の見直し

追加工事等で請負の対価が確定していない場合、会計基準では、工事収益及び工事原価をそれぞれ適切に見積もることとされているが、税制においては、該当する工事の原価を請負の対価とみなすとされている。税制に則れば、獲得可能性が不明な請負金まで売上計上することとなり、粉飾決算の恐れも出てくるため、売上計上の取り扱いを会計基準に適合させていただきたい。

- ・ 請負工事（追加工事含む）の対価の額が期末において確定していない場合の収益計上方法について、現行税法における「該当原価の見積額を対価の額とみなす」とされている基準を、「工事契約に関する会計基準」（合意かつ合理的な見積による）と整合させて欲しい。

現行税法であれば、未確定の追加工事の概算計上額が最低でも損益±0（原価イコール）となり、実態が反映されないばかりか、仮に当該請負工事（本体）が当初より赤字工事であった場合においては、完成工事高の過大計上となり、会計上容認されない。

4) 退職給付引当金・賞与引当金の損金算入

【理由】

- ・ 平成14年度の税制改正において、連結納税制度創設に伴う課税ベース拡大の措置として退職給与引当金制度が廃止されたが、企業会計においては退職給付引当金を計上することとされている。税務上も損金として認めることにより法人税法上の課税所得と会計上の利益の乖離を防ぐことができ、確定決算主義に沿うものでもあることから、退職給付引当金の繰入について、損金算入を認めることを要望する。
- ・ 期をはさんで支出が見込まれる退職金および賞与については、引当金として全額の損金算入を認められたい。

5) ヘッジ処理による利益または損失額の計上時期等

【理由】

- ・ ヘッジ処理による損益繰延については、税務固有の適用要件を排除し、財務会計で適合とされた取引については税務上も適合しているものとして取り扱う等、平仄を現在以上に確保するよう扱われたい。
ヘッジ会計による損益の繰延については、元来会計上の要請から導入されたにもかかわらず、帳簿記載や有効性検証等の適用要件に税務固有の判断が加わることにより、財務会計との平仄が図られないばかりでなく、財務会計上適合している取引について税務上否認されるリスクが生じる等、取引本来の目的達成を阻害する要因になっている。

(14) 特別法人税の廃止

企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃

【理由】

- ・ 企業年金等の積立金に係る特別法人税の課税停止措置については、企業年金等の運用成績に関わらず、積立金残高に対して外形的に課税されるため、特に運用が悪化する局面において企業財務に大きな影響を与えることから、課税の廃止を要望する。
- ・ 確定給付企業年金、厚生年金基金を中心とする企業年金ならびに確定拠出年金は、公的年金を補完する制度として、勤労者の老後生活を保障する上で重要な役割を担っていますが、我が国の急速な少子高齢化の進展に伴い、その重要性は従来以上に高まるものと考えられます。

これらの年金制度においては、現在、約1.2%の税率（地方税を含む）で特別法人税が課されることになっていますが（平成29年3月まで課税凍結中）、昨今の厳しい運用環境下での1.2%の負担は極めて大きく、企業年金制度の持続性や受給権の保全にも支障をきたすこととなります（図表10）。さらに、退職給付会計により企業年金の積立不足額が負債計上されることになっているため、財務諸効率の悪化を通じ企業格付にまで影響を及ぼすことになりかねません。

また、確定拠出年金の場合、企業型年金のみならず、個人型年金の積立金に対しても特別法人税が徴収さ

れることになっており、当該制度の普及・発展の大きな障壁となることが懸念されます。

そもそも諸外国の企業年金制度においては、積立金に課税するといった例はなく、国際的整合性の観点からも大きな問題であると言えます。

試算によれば、仮に特別法人税が復活となった場合、25年間の積み立てで年金給付水準が約20%削減されてしまうこととなります。

今後、年金課税について、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討していくにあたっては、運用段階の課税である特別法人税について、より豊かで安定した老後生活を確保するため、また、公的年金を補完する企業年金制度の健全な発展のために、適用凍結ではなく撤廃を要望します。

あわせて、事業主が勤労者の財産形成のために資金を拠出する制度である財形給付金契約や財形基金契約の積立金に対しても特別法人税が課されていることから、財形給付金契約および財形基金契約の積立金に係る特別法人税についても撤廃を要望します。

- ・ 公的年金制度が見直されつつあり、これを補完するものとして自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっているため、特別法人税の廃止及び、確定拠出型年金の拠出限度額の撤廃を要望する。
- ・ 社会環境やライフスタイル等の変化により、近年国民の勤労形態に多様化が見られるようになってきました。また、一方で、経済環境の変化や退職給付会計の導入により、年金制度が企業経営に及ぼすリスクは従来以上に意識されるようになってきています。こうしたことを背景に、企業年金制度について従来の確定給付年金から確定拠出年金へ移行する動きが見られます。

こうした、いわば時代の要請を受けた企業年金である確定拠出年金が健全に発展・普及するためには、市場のニーズに応えた商品設計を可能とする制度拡充のための税制上の手当てや、経済環境にそぐわない税制を見直すなどの環境整備が不可欠です。

特別法人税は、年金の積立金残高に対して約1.2%（地方税を含む）の税金を課すものです。当該負担は極めて重く、万一課税された場合には、確定拠出年金制度の普及に対する大きな障害になると考えます。

国民の自助努力を促し、確定拠出年金制度を発展・普及させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考えます。現在、個人型年金および企業型年金の積立金に対する特別法人税は、平成28年度までの経過措置により課税停止とされていますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。

- ・ 運用口座にある年金資金全体を課税標準とする資産課税であり、運用損益に係わず課税されるため、年金資産が多いほど納税額が増えることになる。健全な企業年金制度維持のために廃止を要望する。
- ・ 企業年金積立金（年金資産）に係る特別法人税は、制度間の中立性・公平性を欠く等の理由から撤廃すること。
- ・ 退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）については、平成29年3月31日迄で課税停止措置の延長期限切れとなる。特別法人税の存在が、確定拠出型年金制度の普及や、企業年金法の下で運用されている確定給付型年金も含めた企業年金制度全般の将来の運用期待に多大な影響を与えることが懸念されるため、撤廃を要望する。
- ・ 現在課税停止されているが、撤廃を求める。

公的年金制度の見直しにあわせて税制上も公的年金等控除が見直される可能性があるため、この機会に議論を盛り上げるべき。
- ・ 企業年金に関する特別法人税は、企業年金積立金に課税する制度で、掛金の拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則に反するものとなっている。本税制は平成29年3月末まで課税が凍結されているものの、元来課税の原則に反しており、制度そのものを廃止すべきである。
- ・ 勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、国際的にも見劣りしない水準の制度とするため、また、主要先進国でこのような積立金に課税している例はないことから、平成29年3月末まで課税凍結されている積立金の特別法人税について撤廃するよう要望いたします。
- ・ わが国において少子高齢化が進展するなか、自助努力による老後生活の維持向上を図る観点から、公的年金を補完するものとして、確定拠出年金の果たす役割の重要性が高まっており、欧米における同種の年金と同様に、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本とする十分な税制上の措置を講じる必要がある。

したがって、運用時非課税を実現し、国際的に見劣りしない制度とする観点から、平成29年3月までの期限措置として課税が停止されている退職年金等積立金に対する特別法人税を撤廃することを要望する。

(15) その他

1) 外国の事業体に係る課税の明確化等

【理由】

- ・ 外国の事業体の日本における税務上の取扱いが明らかでないことから、課税上の取扱いについて予見可能性が低く、外国の事業体を利用した投資取引等の障壁となっている。
- ・ チャリタブルトラスト（慈善信託）が株主である外国法人の完全支配関係の判定を整備し、中小法人に該当するものとして中小法人向けの特例措置の適用を認めることを要望する。

平成22年度の税制改正において、中小法人向け特例措置の大法人の100%子会社に対する適用に制限を設ける改正が行われた。

現行法では、株主が慈善団体に寄付することを最終目的とした「慈善信託」となっている外国法人が、大法人による完全支配関係がある法人に該当するか否かを判定する場合、(1)平成19年の新信託法施行後に設定された慈善信託は、法法143⑤二ハに規定する法人課税信託の受託法人に該当する（すなわち中小法人には該当しない）と解され、(2)新信託法施行前に設定された慈善信託は、受益者が特定していないものとして受託者（＝委託者）の資本金により判定を行うものと解されている。

しかし、(2)の場合において、受託者に完全支配関係を有する親会社が存在する場合、その最上位の海外親会社に関する情報を入手することは困難なことも想定される。また、中小法人向け特例措置の適用制限は、親会社の信用力により資金調達や事業規模の拡大等が可能とされる中小法人を対象に設けられた規制であり、慈善信託により実質的な株主が存在しないような外国法人が本規定の制限を受けることは本規定の制度趣旨に合致しないものと考えられる。したがって、慈善信託が株主である外国法人は本規定の制限を受けないよう法令で手当てすることが望まれる。

2) 組合に係る課税の明確化

【理由】

- ・ 法令上組合税制の規定がないことから利用が進まない部分があると思われるため、組合税制を法令上規定していただきたい。その際には組合への一定の現物出資・現物分配については課税繰り延べを認め、パススルーの取扱いを認める方向でお願いしたい。また相続税・贈与税の財産評価において会社形態と比較して過度な負担にならないよう配慮していただきたい。

- ・ 匿名組合契約に基づく利益の分配に係る所得の計算方法を法令上整備することを要望する。

匿名組合事業における支出金額のうち寄附金又は交際費等に該当する金額があるときは、営業者がそれらを支出したものとして営業者の所得金額を計算することが、法人税基本通達14-1-3の逐条解説で示されているが、「等」の範囲が明確とされておらず、税務調整を営業者のみで行うべきかにつき、疑義が生じることがある。匿名組合事業から生じた税務調整項目は、損益分配比率に応じて、営業者及び匿名組合員に帰属するものと取り扱うことが妥当であると考えられるため、その旨法令で明確化していただきたい。

- ・ 出資割合と損益分配割合が異なる場合の帰属損益額の計算方法の詳細を明らかにすると共に、この場合の構成員における課税関係を法令上明記することを要望する。

平成17年の有限責任事業組合法の成立により、出資割合と損益分配割合が異なる任意組合等の組成が可能となった。しかし、この場合の組合員の帰属損益額の計算については、法人税基本通達14-1-2（注）2において出資の価額を基礎とした割合を用いて計算する方法が例示的に示されているにとどまっている。したがって、法人税法施行令等でその計算方法の詳細について定められることが望ましい。

また、損益分配割合が出資割合と異なる場合、たとえば受取配当等益金不算入制度など出資比率により課税関係が判断される規定の適用にあたり、構成員の課税関係について実務上判断に迷うことがあるため、この点についても法令で明らかにされることを望む。

- ・ 減価償却資産の償却方法及び棚卸資産の評価方法は、法人税基本通達14-1-2（注）3において、組合事業を組合員の事業所とは別個の事業所として選定することができることとされているが、外貨建資産等の期末換算方法の選定については何ら明記されていない。組合事業に係る外貨建資産等の期末換算方法の選定につ

いても減価償却資産の償却方法等と同様に、組合員の事業所とは別の事業所として選定できる旨を明確化していただきたい。

3) 合同会社に対する構成員（パススルー）課税の導入

【理由】

- ・ 事業再編・事業再構築を促すため、合同会社での構成員（パススルー）課税を認めるべきである。
- ・ 事業再生に資するため、産業競争力強化法等を踏まえた事業再編の促進に資するLLCに係るパススルー課税を整備することを要望する。

4) 信託税制における課税上の取扱い

【理由】

- ・ 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして所得税及び法人税を課することとされており、また、受益者が2以上ある場合には、信託財産に属する資産及び負債、収益及び費用の全部をそれぞれの受益者が「その有する権利の内容に応じて」有するものとされている。そしてこれらの考え方は、例えば優先劣後構造といった質的に異なる受益権を有する複数の受益者が存在する場合においても適用されるものであることが、財務省による平成19年度の税制改正の解説（P.294~295）に記載されている。

しかし、このように質的に異なる受益権を有する者が存在する場合における、資産及び負債、収益及び費用のその各受益者への帰属のルールは明らかにされていないことから、法令上新たに規定を設けていただきたい。

5) スtock・オプション付与に係る費用の付け替え

- ・ 親会社が自社株式オプションを子会社の役員・従業員に付与する場合又は子会社が自社の役員・従業員に親会社株式オプションを付与する場合における、親子会社間の費用の付け替えの税務上の取扱いを明確にしたい。

また、親会社では従業員であるが子会社で役員である場合における取扱い及び源泉税の取扱いも併せて明確にしたい。

6) 金融商品会計

【理由】

- ・ ヘッジの有効性の判定には、多大な事務負担と実務対応コストが発生するため、ヘッジの有効性の判定に於いて、金融商品会計に関する実務指針158のように一定の場合に当該判定を省略できるようにすることを要望する。

7) 外貨建資産等の換算方法

長期外貨建債権等が短期外貨建債権等に該当することとなった場合の取扱いを定めること

【理由】

- ・ 外貨建債権債務の換算方法を選定する場合には、その「取得日」の属する事業年度に係る確定申告期限までに届出書を提出する必要があるが、換算方法を選定しない場合には、法定の換算方法を選定したものとされる。たとえば長期外貨建債権等を取得した場合において、法人が換算方法について届出書を提出しなかった場合には、法定の換算方法である「発生時換算法」を選定したものとされる。

この場合において、以下の点が不明確であることから、何らかの取扱い方法を示していただきたい。

- ①この長期外貨建債権等が何年か後に短期外貨建債権等に該当することとなった場合には、新たに短期外貨建債権等を取得したわけではないものの、この段階で新たに「期末時換算法」の選定を行ってもよいのか。
- ②それとも、当該外貨建債権等につき取得時に届出をしなかった場合、長期・短期共に法定換算方法である「発生時換算法」を選定したものと取り扱われ、「期末時換算法」を適用したい場合には、すでに選定している換算方法を変更するものとして、換算方法の変更申請書を提出する必要があるのか。

- ③上記の変更申請書を提出しなければならない場合、換算方法の変更をすることができないこととされている3年間（法基通13の2-2-15）の縛りは適用されるのか。もし適用される場合、たとえば債権等の受領等の期限がその事業年度終了日の翌日から2年を経過した日の前日である外貨建債権を取得したときは、会計上は長期外貨建債権として取り扱われるにもかかわらず、税務上は取得時に短期外貨建債権の換算方法を選択しておかなければならない。この選択を失念した場合は、税財一致を図ることができないことになる。

8) 繰延資産の縮減・廃止

【理由】

- ・ 税法上の繰延資産の範囲については、法令等において具体的に示されている公共的施設の負担金等の他、「自己が便益を受けるために支出する費用で、支出の効果が1年以上に及ぶもの」という包括的な概念規定が設けられている。このため、どのような支出が税法上の繰延資産であるかの判別が困難であるとともに、償却期間となる「支出の効果が及ぶ期間」の判定も容易ではない。この規定の解釈の違いによる課税の問題も生じることから税法固有の繰延資産は縮減・廃止するべきである。

9) 繰延資産の範囲の明確化

【理由】

- ・ 法人税法施行令14条6号ホに規定する「自己が便益を受けるために支出する費用」について、その便益の具体的内容や範囲が不明確なことから、税務上判断が困難なケースが多い。したがって、「自己が便益を受けるために支出する費用」に該当する場合を限定列挙する等、その範囲を具体的に明確化することを要望する。

10) 確定給付企業年金、厚生年金基金における過去勤務債務等の柔軟な取扱い

【理由】

- ・ 早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして、以下の措置を講ずることを要望します。

①確定給付企業年金および厚生年金基金における過去勤務債務の一括償却等の導入

近年における市場環境の変動性の高まりや、退職給付に係る会計基準の改正による積立不足の即時認識の適用に合わせて、年金制度においても積立不足額を即時に償却する方法の選択を可能とすることなど、中長期的に過去勤務債務償却を図るだけでなく、母体企業が負担可能な場合には早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして一括償却も可能とすることを要望します。

その他、受託保証型確定給付企業年金に切り替えるにあたっての積立不足額の一括償却の導入等、受託保証型確定給付企業年金以外の確定給付企業年金から受託保証型確定給付企業年金に切り替えるにあたっての柔軟な取扱いを可能とすることを要望します。

②基金型確定給付企業年金における予算に基づく特例掛金の導入

厚生年金基金で認められている、翌年度に発生予定の積立不足額に基づき設定可能な特例掛金について、早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして、厚生年金基金と同様に予算作成を行っている基金型確定給付企業年金についても特例掛金の設定を可能とすることを要望します。

③確定拠出年金へ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出の柔軟化

現在、確定拠出年金へ一部移行時の一括拠出は移換者の移行部分に係る積立不足額が基準とされ、円滑な移行が可能とされています。平成23年度制度改正前においては、移行元制度の確定給付企業年金および厚生年金基金の制度全体に係る積立不足額が基準とされており、早期の年金財政の健全化が可能とされていました。

そこで、早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして、確定拠出年金へ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出の範囲を移換者の移行部分に係る積立不足額を下限とし、制度全体に係る積立不足額を上限とすることを要望します。

11) 配当等の計算期間の初日に元本を取得した場合における簡便法の計算方法

【理由】

- ・ 配当等の元本を取得した日とその配当等の計算期間の初日である場合において、配当等の計算期間の「開始の時」に元本を所有していたものとして取り扱ってよいか明らかでない。
「開始の時において所有していた元本の数」には、計算期間の初日に取得した元本の数を含むかどうかを明確にしていきたい。

12) 特別償却準備金の取崩し

【理由】

- ・ 近年生産性向上設備投資促進税制に象徴されるように、設備投資を後押しするために、耐用年数の長い建物を含め即時償却が可能な税制が導入されている。しかし、上場企業等法定監査対象会社は、会計からの要請により直接償却方式を採用することができず、特別償却準備金を計上する方式を採用せざるを得ない。その結果、即時償却の翌年度から7年間で準備金取崩しが発生し、直接償却の場合と比較して節税効果が非常に短期間に消滅する結果となっている。

このことは建物等に即時償却を認めた立法趣旨から見て、その効果を限定するものであり、改正が必要と考える。

13) 自動車リサイクル預託金の支払時損金算入

【理由】

- ・ 自動車リサイクル預託金については、自動車が廃車されるまでは預け金等として資産計上することとされ、支払時の損金の額には算入されないが、一般的に当該金額は少額であり事務処理の観点からも、支払時の全額損金算入を要望する。

14) 保険差益圧縮

【理由】

- ・ 保険差益圧縮の対象となる保険金は、「滅失又は損壊のあった日から3年以内に支払の確定したもの」(法人税法施行令第84条)とされているが、東日本大震災に係る保険金は3年超を超えた現時点においても支払われていないものがあるため、支払確定期限の設定を廃止又は長期化すべきである。

東日本大震災において甚大な被害を受け未だに設備の復旧ができていない企業にとって保険差益圧縮が受けられないのは不合理であるため。

15) 所得税額控除における株式配当に係る元本保有期間の制限の撤廃

【理由】

- ・ 所得税額控除のうち株式にかかる配当については、その元本を所有していた期間に対応する部分の金額だけが控除されることになっているが、保有期間に関わらず全額控除することを要望する。

平成26年度税制改正で、平成28年1月1日以後受ける公社債等にかかる支払利子、配当金等にかかる所得税額控除の所有期間按分が廃止されており、株式にかかる配当についても同様に全額控除が認めらるべき。

16) 所得税額の控除（誤って源泉徴収がなされた場合）

【理由】

- ・ 本来源泉徴収が不要であった取引について誤って源泉徴収がなされた場合に、それを知りえず行っていた所得税額控除を否認された事例あり。結局、源泉徴収を行った者から還付請求をしてもらい、それを返還してもらうことで埋め合わせは付いたが、加算税は持ち出しとなった。国としても、更正で法人税を徴収できる一方、誤源泉分の返還を行うことから変わらないため、誤源泉でも国に納付している事実が確認できるのであれば、所得税額控除を認めるよう改正してほしい。

17) 海外支店等で支払った負担金の取扱い

【理由】

- ・ 海外支店で支払った国への負担金が、税金そのものではないが、年度の利益を要素として計算されるため税金と類似しているとの理由で、本来は事業年度が終了する時点で債務が確定しているにも関わらず、支払う事業年度まで損金計上が認められない。支払時に損金として確定するという取扱いは税金に特有のものであるはずであり、また、海外における負担金といったものは考慮していないはず。同通達（基通9-5-1）を整理し（場合によっては政令化のうえ、対象となる支払を限定列举）、むやみな拡大解釈を行う余地を排除してほしい。

18) 特定同族会社の留保金課税制度の撤廃

【理由】

- ・ 制度の本来の主旨は、個人事業者が法人成りした場合の所得課税と法人課税の不均衡の是正にあり、オーナーへの配当をせず法人に留保することで逃れられる所得課税の補完であったものと考えられる。平成19年税制改正において、本来の射程と考えられる中小企業を資本金1億円基準で除外し、制度は今日に至っている。

資本金1億円超の同族会社は、制度本来の主旨に照らして不合理な会社まで留保金課税による追加課税を余儀なくされており、特に持株会社形態の大規模法人は、原則非課税（海外は95%非課税）の受取配当金に結果として留保金課税が課される不合理な結果となっている。

2 連結納税制度

(1) 連結納税制度全般の整備

【理由】

- ・ 連結納税制度は平成22年度改正で改善がなされたが、1) 子会社が持ち込んだ繰越欠損金をグループ内で通算できるようにする、2) 海外子会社も対象に含める、3) 開始・加入時における子会社資産の時価評価を全廃する、等制度の更なる改善を図るとともに、申告書の添付資料を削減する等事務負担の大幅な軽減を図ることにより、連結納税制度導入のハードルを引き下げることがを要望したい。
- ・ 連結納税制度には、企業実態に即していない種々の問題点が存在するため、以下の点について見直すことを要望する。
 - ①法人事業税、法人住民税等地方税も、連結納税の対象に含めるべき。
 - ②資産の時価評価規定の見直し
 - ③連結納税グループ対象範囲の要件緩和
 - ④特定繰越欠損金の使用制限撤廃
- ・ ①子会社が持ち込んだ繰越欠損金をグループ内で通算できるようにする。
 - ②海外子会社も対象に含める。
 - ③開始・加入時における子会社資産の時価評価を廃止する。等制度の更なる改善を図るとともに、申告書の添付資料を削減する等事務負担の大幅な軽減を図ることにより、連結納税制度導入のハードルを引き下げることがを要望する。

(2) 適用対象子会社の範囲

連結納税適用対象の拡大・緩和

【理由】

- ・ 連結納税の対象を100%持分企業に限定していることは、効率的なグループ企業経営にあたって、積極的な連結納税の導入を阻害する要因となり得るため、連結納税適用対象会社を拡大すること（持分100%⇒80%）。

- ・ 現状の連結納税制度における連結対象は、すべての完全支配会社となっているが、経済実態や事務手数軽減の観点から適用要件を見直すこと。
- ・ 連結対象に特定外国子会社（100%）も認めることを要望する。

(3) 子会社欠損金の持込制限の緩和

【理由】

- ・ 連結納税制度導入を躊躇する最大要因の一つであると考えため、特定連結欠損金の使用制限を撤廃し、連結所得から控除できるようにしていただきたい。
- ・ 平成22年度税制改正において、一定の子会社欠損金の持込みが可能となったが、対象となる取引は極めて限定されている。国内100%子会社の買収案件において、連結納税適用会社は買収対象会社の繰越欠損金が消滅することとなるため、競合他社との競争上不利な状況となっていることから、通常の株式買収の場合であっても、加入した当該法人の所得とのみ相殺できる特定連結欠損金として持ち込むことが可能となるよう、持込み制限緩和を要望する。連結グループ全体の所得との相殺はできないことから、持込み制限の本来の趣旨が損なわれることはない。
- ・ 繰越欠損金の持込制限は、積極的な企業買収による企業競争力の増強を阻害する要因となるため、連結グループに加入する子法人等の繰越欠損金の持込制限を撤廃することを要望する。
- ・ 競争力強化に資する機動的な再編を可能にし、連結納税の導入拡大を図るため、100%化5年未満の場合の繰越欠損金の切捨てや時価評価の制限を短縮することを要望する。

(4) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価

時価評価の廃止・緩和

【理由】

- ・ M&A及びグループ内組織再編（完全子会社化）を行う際の影響が大きく、連結納税適用のハードルの一つとなっているため、適格株式交換のみならず、適格合併の場合は時価評価・欠損金切捨ての対象から除外していただきたい。
- ・ 買収対象会社の営業権については、時価評価により多大な課税が生じる可能性の懸念があり、M&Aの実行において大きな障害となっている。資産の時価評価課税の趣旨は、資産の含み損益を単体課税において精算し、連結グループに持ち込むことを防止するものであるが、営業権については、連結グループ加入後ただちにその含み益を実現することは通常不可能であり、また将来の収益力に起因する営業権に対して入り口で課税を行うことは通常不可能であり、また将来の収益力に起因する営業権に対して入り口で課税を行うことは不合理であることから、営業権を時価評価課税の対象外とすることを要望する。
- ・ 連結納税開始時・加入時における資産の時価評価の要件を撤廃、もしくは時価評価除外要件の拡大をすること。
- ・ 国内100%子会社の買収案件において、連結納税適用会社の場合は買収対象会社において時価評価課税が生じることとなり、競合他社との競争上不利な状況に置かれている。特に買収対象会社の営業権については、時価評価により多大な課税が生じる懸念があり、M&Aの実行において大きな障害となっている。資産の時価評価課税の趣旨は、資産の含み損益を単体課税において精算し、連結グループに持ち込むことを防止するものであるが、営業権については、連結グループ加入後直ちにその含み益を実現することは通常不可能であり、また将来の収益力に起因する営業権に対して入口で課税を行うことは不合理であることから、営業権を時価評価課税の対象外とすることを要望する。
- ・ 時価課税による税金負担や時価評価に係る実務対応コストは、積極的なグループ再編による企業競争力の増強を阻害する要因となりかねないため、新たに完全支配関係となる子会社の保有資産に対する時価評価課税を撤廃する又は時価評価不要要件の緩和を要望する。
- ・ 連結納税開始・加入時の時価評価・欠損金切り捨ての緩和をしてほしい（5年超支配関係がある場合や買収対象会社と連結親法人に共同事業要件に準ずる事業関連性があるときは時価評価不要など）。

連結納税適用法人において企業買収をする時に時価評価欠損金切り捨てが阻害要因となっている。連結納税の開始・加入は異なる課税主体が一つの主体になることであるという観点からは適格合併と類似する状況であると考えることができ、適格合併で欠損金の引き継ぎが認めら得るような場合に類似する状況においては、制限を緩和することも合理性があると思われること。これによる乱用の懸念がある場合は、別途個別的租税回避防止規定をいれることで対処することで足りると考えられること。

(5) 連結納税制度に係る計算規定の整備

1) 収用換地等の場合の特別控除

【理由】

- ・ 収用換地等の場合の連結所得の特別控除の限度額を、各連結法人ごとに損金算入限度額を計算した後に連結グループ全体で再度損金算入限度額（5,000万円）と比較するのではなく、連結法人各社で5,000万円ずつとすることとしていただきたい。

公共事業における土地の買収を容易にすると同時に、公的強制措置により生じた利益に対する課税の軽減を図るという趣旨から考えると、収用換地等の場合に各社に特別控除限度額が与えられるべきだと考える。

2) 連結納税下における外国税額控除制度の見直し

- ・ 連結納税制度下では、連結グループをまとめて一法人のように捉えて控除限度額（控除枠）を算定し、連結納税グループ全体の国外所得に占める各社の国外所得の割合で控除枠を按分することとされているが、連結納税グループ内の各社で国外所得の金額に偏りがあると、控除枠を使い切れない法人、控除枠が足りない法人が出てきてしまうという不合理が連結納税グループ内で起こってしまう。

連結納税グループを一納税主体としてとらえるのであれば、グループ内で控除枠の不均衡が起る現行按分方法を改善し、負担直接外国税額等の割合等、より公平な控除枠按分方法を採用して頂きたい。

- ・ 子法人が連結納税グループ加入前に有していた剰余金を連結納税グループ加入後に親会社に配当する場合、株式売却等により当該子法人が連結納税グループから離脱する際には親会社の投資簿価修正の対象となるが、二重課税排除の観点から、これを修正の対象から除外すること。

(6) 申告・納付期限の延長

【理由】

- ・ 連結納税制度導入企業にあっては、その手続きの複雑さに鑑み、また、近年税務調査の終了日が繰り下がっていることも勘案し、法人税の法定納付期限を現在の事業年度終了後2ヶ月から3ヶ月に延長すること。

(7) 連結納税グループからの離脱

1) 離脱子法人株式の帳簿価額

【理由】

- ・ 連結子法人株式の売却等により子法人が連結納税グループより離脱する場合、当該子法人株式の帳簿価額を修正することとなるが、当該子法人が連結納税グループ加入前の剰余金を有し、当該剰余金を原資として配当を行った場合には、帳簿価額修正の対象となり、キャピタル・ゲイン課税を受けるため、子法人株式売却により二重課税が生じてしまう。

投資簿価修正は、連結納税グループ内で既に課税済みである利益及び損失の二重課税・二重控除を排除することを目的とするものであり、連結納税グループ内で取り込まれてはいない加入前の剰余金を原資とする配当については簿価修正の対象外とすることを要望する。

- ・ 連結グループという1つの納税主体内での二重課税や二重控除を防ぐために設けられた制度であり、連結納税制度特有の追加の納税を意図したものではないと考えられるが、連結納税加入前に計上された剰余金があった連結子法人株式を、当該剰余金を配当した後に譲渡する場合、帳簿価額修正により当該配当分も譲渡

益として課税されることになる。

仮に、連結納税を導入していない場合には、配当益金不算入制度により課税が生じないことから、連結納税による追加の納税が生じていることになるため、連結納税加入後に増加した利益積立金を超える配当を行った場合には帳簿価額修正の対象とされないように改正することを要望する。

- ・ 期中に連結子法人同士が合併をおこなう場合、離脱法人となる被合併法人は、みなし事業年度を設けて単体申告をおこなうこととされており、当該みなし事業年度で課税所得が生じる場合には、他の連結法人の所得と通算して申告をおこなうことができない。また同様に、期中の株式譲渡により連結納税を離脱した子法人についても、離脱前の連結納税対象最終事業年度の末日以降に子法人にて発生した損益は通算できない一方、単体にて当期に認識する譲渡損益の計算の元となる税務上の簿価については、投資簿価修正により当該損益額も取り込んだベースの価額となり、みなし事業年度における納税手続きである単体申告と連結納税における二重課税排除のための手続きである帳簿価額修正との間に不整合が生じている。したがって、連結納税における二重課税・控除という制度趣旨や、帳簿価額修正の方法及び会計基準との平仄を鑑み、離脱法人の申告を単体申告ではなく連結申告に含めることを要望する。

なお、上記の見直しが困難である場合には、単体での譲渡損益計算における税務上の投資簿価のベースを前事業年度末と合わせる等の調整制度の導入を要望する。

2) 離脱の場合の申告期限の延長

【理由】

- ・ 連結期間中に新設した連結子法人について、申告期限の延長の適用に関する特例を設けていただきたい。
連結期間中に新設された連結子法人が連結グループから離脱する場合において、その離脱の日を含むみなし事業年度における法人税の申告について申告期限の延長の規定の適用を受けるためには、その申請書を新たに提出する必要がある。しかし、連結子法人が連結グループから離脱する場合における申告期限の延長申請書の提出期限に関しては何ら定めがないことから、実務上、離脱日を含むみなし事業年度においては申告期限の延長の適用はできないと考えられている。したがって、青色申告の承認期限の特例（法人税法122条1項5号）と同様、離脱の場合の特例を設ける必要があると考える。

(8) 連結納税加入・離脱の届出の簡略化

【理由】

- ・ 連結納税子法人の加入・離脱の届出については、親法人および子法人の双方でそれぞれの所轄税務署に提出することになっているが、実務上、本作業は二重作業になっていることから、連結納税グループ全体での実務負担軽減のためにどちらか一方での提出を省略可能とし、さらの他の届出についても、届出内容によって、親法人・子法人のいずれかが提出義務者となるが、これをどちらかに統一することを要望する。

3 グループ法人税制

(1) 特定支配関係の判定

【理由】

- ・ グループ法人税制については、グループ企業間の資本取引等の税制メリットを必ずしも享受できず、中小企業特例のメリットを失う企業グループも存在し、さらにこれら企業グループについては必ずしも財務基盤が強くない状況において、当該税制により追加的な事務負担、システム更改等の費用負担が発生することから、強制適用の廃止を要望する。

(2) 100%グループ内の法人間の寄附金

【理由】

- ・ 100%グループ内の法人間の寄附金について、寄附した法人で損金不算入、寄附を受けた法人で益金不算入とする取扱いについて、取引時には双方の法人とも寄附の意図はなく、その後実施される税務調査で寄附金と指摘を受けるケースが大半だと考えられる。その場合、寄附を受けた法人で減額更正されると聞いたが、税務調査の影響が他の法人に及ぶことは事務処理が煩雑となるため廃止していただきたい。
また、本取扱いについては、単体課税の法人の所得の計算としては違和感がある。
さらに、親会社において寄附修正事由として子会社株式の簿価を修正し利益積立金の調整が必要である点も、事務処理が煩雑であるため、見直して頂きたい。
- ・ 連結経営の重要性が高まる中、親法人として連結経営のために支出する費用は年々増加している。当該費用については寄附金の問題が生じるため、親法人としてどのような費用を負担してよいかを明確化すべきである。

(3) 中小企業優遇税制の適用範囲の拡充

【理由】

- ・ グループ法人税制の対象となる100%子会社については、中小企業特例が適用されない状態にあり、これまで受けられていた特例措置の優遇を受けられなくなっている。そのため、グループ法人税制の対象となっても、交際費損金算入が可能となる特例措置の対象となるようにしていただきたい。

4 組織再編税制

(1) 組織再編に係る適格要件の緩和等

1) 金銭不交付要件の明確化

【理由】

- ・ 適格要件のひとつである金銭不交付要件については、移転資産の対価であるのか、事後的な立替等の精算であるのか実務判断が難しい場合があるため、取り扱いを明確にすること。

2) 欠損等法人の組合による特定支配関係の判定

【理由】

- ・ 組合による特定支配関係の判定の基準を緩和していただきたい。
内国法人が一の組合契約における組合員による特定支配関係を有することとなった後に、その組合契約に1名でも新たな組合員が参加した場合には、その時点で新たに特定支配関係を有することになってしまう。

3) 民事再生法やADRの手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資した場合の特定支配関係

【理由】

- ・ 民事再生法やADRの手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資した場合の特定支配関係の考え方を整理することを要望する。
民事再生法やADRの手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資する場合がある。たとえば無償減資前に50%超の株式を有しており、かつ、増資後も引き続き50%超の株式を有する場合には、100%無償減資によっていったん特定支配関係が切れてしまうことになるのか、疑義のあるところである。
公正な第三者の手続きにより進められる民事再生法やADRの下での公的・私的整理の場合には、欠損等法人を恣意的に利用することを防止する法法57の2及び法法60の3の規定を適用する必要性がないことから、上記の場合には特定支配関係が継続していることとするよう、法令化されることが望ましい。

4) 全部取得条項付種類株式によるスクウィーズ・アウト（SQO）後の合併

【理由】

- ・ TOB+全部取得条項付種類株式方式で、少数株主に会社法234条もしくは172条の定めにより対象法人が現金を交付するSQOをした後、買収ビークルであるSPCが対象法人に合併される場合に、SQOと合併が一連の取引として取り扱われ、現金交付を伴う合併として非適格合併として取り扱われることがないことを明確にしていきたい。

SQOと合併は私法上独立した取引であり、SQOにおいて少数株主に金銭を交付したことが、合併において金銭を交付したことにはならないと考えるが、一部でこのリスクを懸念する声があり、実務で混乱があるため。

5) 先行設立した受皿会社に対する共同吸収分割の適格要件緩和

【理由】

- ・ 認可事業の場合、受け皿会社を先行設立し許認可を取得させた後に当該会社に共同吸収分割を行う必要がある。このとき規模要件及び事業関連性要件を満たせず非適格再編となる事例が多いが、認可事業でなければ本来は共同新設分割を実施し適格再編となるべきものであり、適格要件の緩和を要望する。

6) 消費税の課税対象となる資産を現物出資した場合の適格要件

【理由】

- ・ 消費税の課税対象となる資産を現物出資した場合には、被現物出資法人から現物出資法人に対し消費税相当額の金銭が交付されることによって、適格要件を満たさなくなるのではないかという疑義が生じる。

東京国税局は適格現物出資に該当するという回答をしているようであるが（租税研究平成25年7月「組織再編税制における実務上の留意点」）、国税庁のHPなどにおいて公にされている状況ではない。

この点が明らかにされることで、現物出資がより広く活用されることが期待されるので、取扱いを明確にしていきたい。

7) 三角組織再編成を行う場合の親会社株式の取得

【理由】

- ・ 親会社株式を対価とする三角組織再編成に先立ち、その親会社株式を有利発行の方法により取得する場合には、受贈益課税の対象外とすることを要望する。

三角組織再編成に先立ち、その対価とするための親会社株式を取得する場合にはいくつかの方法が考えられるが、たとえば親会社が第三者割当増資を行い、子会社が親会社株式を引き受ける方法を選択した場合、有利発行を行うと子会社に受贈益課税が生じることとなる。

この場合に受贈益課税が行われないこととすれば、子会社は親会社株式の取得のための資金調達の方法及びその返済方法等を検討する必要がなく、三角組織再編成がさらに活用されていくものとする。

8) 支配関係の定義

【理由】

- ・ 支配関係の判定基準に議決権の保有割合を加えるとともに、スクウィーズアウトが行われた場合の例外規定を設けることを要望する。

法人との間に支配関係があるか否かは、発行済株式又は出資の総数又は総額の50%超を保有しているか否かで判定することとされている。

しかし、種類株式を発行する企業が増加していること及びTOB+スクウィーズアウトが一般的になっている状況等を考慮し、支配関係の判定基準を以下のように見直していきたい。

- ① 発行済株式・出資の総数・総額の50%超を有している場合又は議決権の総数の50%超を有している場合に支配関係があることとする。
- ② スクウィーズアウトが行われたことにより一時的に株式数変動する場合には、その直前の株式数又は議決権の数により支配関係の判定を行うこととする。

<②の見直しを求める現行法上の問題点>

- 法人Aには株主B（種類株式（議決権なし）100株を保有）並びに株主C及び少数株主（合わせて普通株式1,000株を保有）がいる。
- 法人AがTOB+全部取得条項付種類株式によるスクイーズアウトを実施したところ、新株の交付比率の調整により、一時的に株主Cの保有株式数が10株まで激減した。
- その後すぐに、法人Aは株式分割により株主Cの保有株式数を1,000株とした。
- 株式分割を行う前の時点で株主Cとその法人Aの関係を検討する必要性が生じた場合、株主Cは実質的にはその法人Aを支配しているにもかかわらず、発行済株式の50%超を保有していないため、その法人Aとの間には支配関係がないと判断される。

9) 企業グループ内の取引の緩和

【理由】

- ・ 適格要件を緩和し、会計と同様に、企業グループ内の取引（共通支配下の取引）は移転直前に付された適正な帳簿価額により計上する。
会計と税務との差異解消により、組織再編成を活性化させるため（たとえば適格現物分配について、現行100%支配関係がない限り税務上は時価による譲渡と看做すが、会計上はグループ企業からの現物分配であれば簿価による移転となるため、税務処理のためだけに分配資産の時価を算定しなければならない）。

(2) 組織再編成に係る計算規定・評価方法等の整備

1) 期中に株式交換・株式移転が行われる場合の完全子法人の簿価純資産の計算

【理由】

- ・ 期中に行われる株式交換・株式移転の直前における完全子法人の株主の数が50人以上の場合に、完全親法人における完全子法人株式の取得価額は完全子法人の簿価純資産価額を基に算定することとされているが、当該完全子法人の簿価純資産価額に関する計算の規定を整備していただきたい。
株式交換・株式移転の直前における完全子法人の株主の数が50人以上の場合の完全子法人の簿価純資産価額の計算は、その株式交換・株式移転が期中に行われる場合において大きな事務負担となっており、また計算方法について規定が明確でないため、実務上混乱が生じている。そのため、直前の事業年度末の純資産価額を使用することを認めていただきたい。直前の事業年度末の純資産価額を使用することが認められない場合には、計算方法に関する規定を定めていただき、例えば、適格分社型分割や適格現物出資等の場合の規定（税務署長に届出の上、分割等の前日を事業年度の終了の日とした場合に計算される減価償却費や繰入限度額に達するまでの個別評価の貸倒引当金を損金算入することができることとされている規定）と同様の規定を、株式交換・株式移転が期中に行われた場合の完全子法人の簿価純資産額の算定にも適用できるよう明らかにしていただきたい。

2) 資産調整勘定と営業権の関係に関する税務上の取扱いの明確化

【理由】

- ・ 資産調整勘定と営業権の関係に関する税務上の規定の解釈が必ずしも明確でない。現在の規定では、たとえば、資産調整勘定を有する法人が連結子会社として連結納税に加入する際に、すでに資産調整勘定として課税を受けた部分が営業権として再度時価評価の対象となってしまうように思われる。

3) 非適格株式交換・株式移転における時価評価資産としての営業権の時価算定方法の明確化

【理由】

- ・ 非適格株式交換・株式移転及び連結納税の開始・加入の際に時価評価課税を受ける営業権の額の算定方法について、法令等で明確にしていただきたい。
非適格株式交換・株式移転の際に時価評価課税を受ける営業権の額が、①買収金額と時価純資産額との差額か、②①の金額から買収プレミアムを除いた金額か、③財産評価通達等に基づいて算定した金額か、実務

上問題となることがあるため。

また、一般的に、営業権は連結納税の開始・加入時における時価評価資産に含まれると理解されているが、その評価方法について実務上判断に迷うことが多いため。

4) 非適格合併・分割の場合の上場株式の評価方法

【理由】

- ・ 非適格合併・分割の際に合併法人等に移転する資産に上場株式がある場合、いつの株価を用いればよいか明確化することを要望する。

非適格合併・分割が行われた場合において、合併法人等に移転する資産に上場株式が含まれているときは、市場株価により譲渡が行われたものとして所得金額を計算することとなると思われるが、いつの時点の株価を用いるべきか、法令上は明記されていない。

上場株式によっては、非適格合併・分割が行われた前日の終値と当日の終値で株価が大きく変動することがあり、いつの株価を用いるかによって所得金額の計算結果に多大な差異が生じてしまう可能性がある。したがって、上場株式の時価を算定する時点がいつなのか、明らかにされることが望ましい。

5) 非適格の無対価組織再編成が行われた場合の取扱い

【理由】

- ・ 非適格の無対価組織再編成については、資本金等の額及び利益積立金の増減に関する規定が整備されていないものがあり、仕訳の貸借が一致しない場合に寄附金・受贈益を認識することとなるのではないかという解釈も見受けられる。このような不安定な状況においては、実務上、非適格の無対価組織再編成を行わないといった慎重な判断を行わざるを得ない場合があるため、関係法令の整備を行っていただきたい。

6) 最終利益積立金額等の調整額を算出する際の分割移転割合の計算

【理由】

- ・ 連結子法人間で適格分割型分割が行われた場合、その分割により分割承継法人に利益積立金額の引継ぎをしているときは、「最終利益積立金額」及び「既修正額」の引継ぎに係る調整額を分割移転割合を使用して算出することとされている。

分割移転割合の分母の金額は「分割法人の分割直前の利益積立金額」とされているが、平成22年度税制改正で分割型分割が行われた場合のみなし事業年度が廃止されたことにより、分割直前の利益積立金額の算出が困難な状況となっている。

したがって、分割の日の属する事業年度の前事業年度終了時の利益積立金額を使用して計算することを認めていただきたい。

7) 種類株式を発行していた場合の資本金等の額の明確化

【理由】

- ・ 二種類の株式を発行していた法人が、一方の種類株式の全てを償還した場合における、償還した株式に係る資本金等の額の取扱いを明確にしていきたい。

8) 同日に2つの組織再編成行為等を行った場合の取扱いの明確化

【理由】

- ・ 同日に2つの組織再編成行為等を行った場合の取扱いとして、実務上、たとえば以下のような疑問点が生じているため、この取扱いについて法令上明確にしていきたい。

○4月1日付で非適格現物出資を受け入れた法人が、同日付で非適格合併を行い被合併法人となった場合、被合併法人の最終事業年度末は3月31日となるが、非適格現物出資の受け入れ処理をどのように行えばよいのか。

○4月1日に親会社Pが非適格分社型分割によりA子会社を設立し、同日にA子会社株式を分割資産とする非適格分割型分割でB社を設立した場合、B社の設立事業年度開始時にA社との間に完全支配関係があっ

たとえ、B社の設立事業年度よりB社及びA社は連結納税制度を適用することができるか。

○連結親法人が連結子法人へ譲渡損益調整資産を譲渡した日と、その連結子法人株式を第三者に譲渡した日が同日である場合の、譲渡損益の繰延べ等の規定（法法61の13）の適用関係はどのように考えるべきか。

（以下例示。）

（前提）

当社は3月決算法人で、子法人1社と連結納税を適用している。当社はその連結子法人に対し、9月1日付でまず譲渡損益調整資産を譲渡し、同日にその連結子法人株式を第三者に譲渡した。

(i)法法14①十四により、連結親法人において、①連結離脱日の前日（8月31日）までの期間及び②3月末までの期間についてみなし事業年度が生じる。

(ii)法法61の13①により、完全支配関係のある他の内国法人に譲渡損益調整資産の譲渡をした場合には、譲渡をした日の属する事業年度において譲渡損益は繰り延べられる。

(iii)法法61の13③により、譲渡をした内国法人と譲受法人との間に完全支配関係を有しないこととなったときは、その前日の属する事業年度において譲渡損益を戻し入れる。

(iv)したがって、条文上は、(i)②の事業年度においては譲渡損益が繰り延べられ、(i)①の事業年度において未だ繰り延べていない譲渡損益を戻し入れることとなる。

9) 業界再編・事業再構築を促進させるための優遇措置の創設

【理由】

- 業界再編・事業再構築の促進を目的とする再建計画の中で行われる債務免除についても、債権者側では債権の無税償却、債務者側で期限切れ欠損金（特例欠損金）を使用できる優遇措置を創設する。

現状でも法的な再生手続のみならず 私的整理ガイドラインや事業再生ADR制度といった早期事業再生のための再生手続に対して税務上のメリット（債務者における債務免除益に対する特例欠損金の損金算入、債権者における債権の無税償却）が付与されているが、原則、債務者が経営危機に陥っていることが条件になっている。

業界再編や事業再構築を促進するためのインセンティブとして、債務者が経営危機に陥る前の早い段階における再建計画についても、これらの税務メリットが付与されれば、日本の産業競争力を強めることになる。

10) 「特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入」制度の適用範囲見直し

【理由】

- 現物出資、現物分配を「特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入」の範囲から除外する。
現物出資や現物分配は資産の出資・分配に過ぎず、有機的一体となる組織（企業、事業等）の再編とは異なるため。実務上もこれらを組織再編とは捉えられていない。

11) アーンアウト条項により価額調整が行われた場合の取扱い

【理由】

- M&A契約にアーンアウト条項が付されている場合において、その条項に基づき価額調整が行われ、売主側に追加の対価が支払われることがある。売主側が個人である場合、その追加で支払われた対価の取扱いにつき以下の点を明らかにしていただきたい。

① 追加で支払われた対価は譲渡所得か否か。（なお、対価の一部返還は株式の売買代金の返還であると認められた裁判事例（平成18年9月8日、裁判事例集No.72 P.325）がある。）

② ①で追加の対価の支払いが譲渡所得であるとされる場合において、たとえば当初売買価額が支払われた年（Year 1）の翌年（Year 2）に追加の対価の支払いが行われるときは、Year 2に係る確定申告で譲渡原価はゼロとして譲渡所得の申告を行うのか、Year 1の修正申告を行うのか。

(3) 国際的組織再編税制の整備

国際的組織再編税制における適格要件の明確化等

【理由】

- ・ 企業活動のグローバル化の深化においては、適正な資本関係の構築すなわち外国の国内及び国と国とをまたがり実施される組織再編が必要不可欠であるが、わが国税制においては、かかる組織再編における課税関係が必ずしも明確となっておらず、わが国と異なる海外の制度下で行われる組織再編が「日本における制度的取扱いを前提としている一定の要件」を充足しているかどうか検討を行う際に、判断に窮することが少なくない。国際競争力の観点からも、クロスボーダー組織再編を円滑に行い、また、課税関係の予見可能性を高めることは急務であり、法令において明確化を図ることを要望する。

- ・ EU域内のクロスボーダーマージャーが実質的に日本の会社法の合併と同様の法的効果を持つ場合は、法人税法上「合併」と取り扱うことを明確にすること。

2012年4月に日本租税研究協会から公表された「外国における組織再編成に係る我が国租税法上の取扱いについて」により、外国の組織再編成の取扱いが明確化されて、大変に有意義であった。諸事情により、クロスボーダーの組織再編成については、検討対象から除外されたものと理解しているが、EU域内のクロスボーダーマージャーに限定していただいてもよいので、それが実質的に日本の会社法の合併と同様の法的効果を持つ場合は、法人税法上「合併」と取り扱うことを明確にいただけると、日本企業のEU域内の組織再編成の促進に寄与するものと考えます。

- ・ 海外支店における組織再編を念頭に置いた再編税制見直しを行うことを要望する。具体的には、海外支店の現物出資により本支店勘定を債権として取得しても、適格現物出資の「株式のみ交付要件」に抵触しないよう改正することを要望する。

銀行は現地規制により、支店を現地法人化するよう求められるケースがある。他方、再編税制は現地法人形態の取扱いを念頭においているため、海外支店再編は税制上考慮されていないことが多い。実態上グループ内再編といえる場合には、再編税制の趣旨に従って、課税繰延措置を設けるべき。

5 租税特別措置法（法人税関連）

(1) 研究開発税制

1) 研究開発税制の拡充等

【理由】

- ・ 科学技術の水準が格段に向上し、更なる革新的成果の創出が求められる中、試験研究費の税額控除制度はイノベーション促進に不可欠な税制措置であり、企業が長期安定的にハイリスクな研究開発投資を行えるよう要望する。

現行の研究開発税制全体の本則化・恒久化

- (1) 本体部分（総額型）については、控除限度額を法人税額の30%とし、法人税法の本則に位置付けて、恒久化。

- (2) 上乗せ部分（増加型・高水準型）について、適用期限を撤廃し、法人税法の本則に位置付けて恒久化

- ・ 平成27年度税制改正大綱において、平成28年度以降に租税特別措置をゼロベースで見直す方針が示されたが、『日本再興戦略 改訂2015』において「未来社会を見据えた共通基盤技術等の強化」や「長期的な国の成長の原動力となる基幹技術の推進」が掲げられたとおり、研究開発は更なる成長実現への礎である。従って、現行水準の維持を最低目標とし、拡充を図ることを要望する。

- ・ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除について、法人税額の限度割合（25%）を30%に戻してほしい。研究開発費を増やすかどうかの判断基準となってしまう。

- ・ 成長戦略で示された「世界で最もイノベーションに適した国を創り上げる」の実現に向けては、広く企業の研究開発投資マインドを底上げする観点から、総額型について、税額控除割合を国際的に優位な水準（30%以上）へ引上げすることを要望する。

- ・ 我が国企業の国際競争力の維持・向上には継続的な研究開発投資が必須であり、研究開発を行う企業のインセンティブを高めるためにも総額型に係る税額控除限度額（25%）の拡充を要望する。
- ・ 開発投資は景気動向や企業業績の好不調に伴って戦略的に増減するものではあるが、毎年継続的に相当程度の投資を行っているのも事実である。不景気時は課税所得の減少に伴い控除限度額も減少するため、多額の限度超過額が発生し繰越すことになるが、この不景気時に行った投資分も確実に税額控除できるよう、繰越期間の復活を要望する。
- ・ 以下の要望をする。
 - ①上乗せ税制の本則化
 - ②総額型に係る税額控除限度額の拡充
 - ③増加型税額控除の適用拡大（5%以下も適用）
 - ④控除限度額超過時の繰越期間の復活

民間企業にとって研究開発は競争力を強化する源泉であり、企業活動を継続するための生命線である。一方で我が国の税制は諸外国の研究開発を後押しする税制に対して不利な状況にある。国際的なイノベーション確保による成長加速の為、本制度の拡充・期間延長を要望する。
- ・ 研究開発は、我が国経済成長の礎である企業の競争力を維持・強化し、今後、科学技術立国として成長を続けるための糧である。

経済のグローバル化により、企業の国際的な機能分散化が進む中で、新製品開発・新技術開発に資する研究開発拠点の国内立地を維持・促進するためにも研究開発税制は極めて重要である。諸外国では、わが国を上回る30～40%という高い税額控除率、控除限度超過額に対する長期の繰越期間あるいは繰越期間に税額控除できなかった限度超過額の還付などが認められていることから、税額控除率を国際的に優位な水準へ引上げるとともに、景気動向や業況にかかわらず研究開発活動水準を維持できるよう、控除限度超過額の繰越期間の延長や繰越控除要件の緩和、その他の制度の拡充等により、諸外国を上回る制度へと再構築を図るべきである。

研究開発は、我が国経済成長の礎である企業の競争力を維持・強化し、今後、科学技術立国として成長を続けるための糧である。

経済のグローバル化により、企業の国際的な機能分散化が進む中で、新製品開発・新技術開発に資する研究開発拠点の国内立地を維持・促進するためにも研究開発税制は極めて重要である。諸外国では、わが国を上回る30～40%という高い税額控除率、控除限度超過額に対する長期の繰越期間あるいは繰越期間に税額控除できなかった限度超過額の還付などが認められていることから、税額控除率を国際的に優位な水準へ引上げるとともに、景気動向や業況にかかわらず研究開発活動水準を維持できるよう、控除限度超過額の繰越期間の延長や繰越控除要件の緩和、その他の制度の拡充等により、諸外国を上回る制度へと再構築を図るべきである。
- ・ 試験研究費の総額に係る税額控除限度額を法人税額の25%とすることを本則化することを要望する。国際競争力の維持向上のためには継続的な研究開発投資が不可欠であり、そのインセンティブを高める必要がある。
- ・ 国際競争力の維持・向上のため、研究開発を行う企業のインセンティブを高める必要があるため、総額型・増加型とも、法人税法の本則に位置づけ、恒久化を要望する。
- ・ 研究開発は我が国が科学技術立国として中長期的に成長を続けるための糧である。また、企業の国際的な機能分散が進む中で、研究開発拠点の国内立地を維持・促進することは重要。しかし、本税制の活用実績の大部分を占める総額型について、税額控除割合は国際的にみて劣る。国際的に優位な水準へ引き上げるべき。
- ・ 試験研究費の税額控除限度超過額の繰越可能期間については平成27税制改正で廃止されたが、復活の上、期間を従来の1年から5年程度へ延長すること。また、復活にあたっては当該年度の試験研究費の額が前年度の実績額を下回らないという控除限度超過額の繰越要件を設けないこと。
- ・ 増加型の試験研究費の税額控除につき、平成26改正で増加割合が5%以下の場合、適用外となったため、増加割合が0～5%以下であっても適用できるようにすることを要望する。
- ・ 試験研究費に係る税額控除制度について、法人税による規程に移管してほしい。

ものづくり企業の競争力の原点は、試験研究費にあることから、積極的な試験研究費支出の増加に寄与する税制としていただきたい。

2) 特別試験研究（産学官連携・希少疾病用医薬品）に係る税額控除制度の改善

【理由】

- ・ イノベーションの促進に向けて、社外リソースの有効活用も重要であり、現行制度の活用促進を図るべく、以下の措置を要望。
 - ①対象範囲を総額型等を同一とする（委託費は全額対象とする）
 - ②共同研究の場合、相手方による確認と専門家による監査が必要とされるが、どちらか一方の確認とする。
- ・ 平成27税制改正でオープンイノベーション型研究開発税制が拡充されたものの適用要件が厳しいため、緩和すべき。（例：民間企業と共同研究する場合、契約書に試験研究で使用する設備の明細、費用の明細を明記する必要がある。しかし、当該情報が企業の収益源泉である場合、明記できない。また、試験研究という費用の性格上、共同研究の契約段階でどこまで適切な費用明細を示せるかという問題もある。）
- ・ 複数の法人等による研究開発活動をより促進させ、日本の国際競争力向上に資すると考えられるため、特別試験研究費の適用対象、税額控除限度額も拡大されたが、適用要件として会計士等の監査を受ける等が定められている。より適用しやすいように要件を撤廃してほしい。
- ・ 税制の目的（オープンイノベーションへのと取組を加速させる）に合致している場合には、その活用促進のため、その要件を見直し、緩和していただきたい。

3) 試験研究を行った場合の所得控除制度の創設

【理由】

- ・ 研究開発費の一定額を課税所得から控除する制度を創設することを要望する。
現行制度が、税額控除制度であるため、欠損法人、欠損金控除の法人、中小法人は十分活用できていない。技術はあるが、たまたま現在業績が悪い法人もある。同制度の活用範囲の適正化にも役立つと考える。

4) パテントボックス制度の創設等〔知的財産権等の無形資産から獲得する所得は低税率課税とする制度〕

【理由】

- ・ 国内での知財権保有および商業化を促進するとともに、研究機能（人材、知的財産など）の海外流出による空洞化を防止し、研究機能の国内立地を促進する観点より、制度創設を要望する。
- ・ 研究拠点の海外流出を防ぎ、本邦の研究開発拠点としての立地競争力を強化する観点から、欧州諸国で導入されているパテントボックス制度の導入を要望する。
- ・ 本邦での競争力確保、研究開発拠点の海外流出防止の観点から、イノベーションボックス税制を創設すること。

5) 社会制度の変更に対応するための投資減税の創設

【理由】

- ・ 社会制度の変更、例えばマイナンバー制度導入や税制改正（消費税率引き上げ・法人税改正等）、会計制度変更（日本版IFRS導入等）に対応するシステム変更等に係る投資額の税額控除や一括損金算入を認めるなどの措置を講じられたい。
- ・ IFRSにおいて、一定の開発費は資産計上される等の状況が生じることから、課税ベースの拡大を抑制し、企業の投資を促進する観点から、新たな研究開発投資減税を創設する等、IFRS導入に即した税制上の措置を要望する。

(2) グリーン投資税制

グリーン投資減税の拡充及び適用期限の延長

【理由】

- ・ 安全性、安定供給、経済効率性、環境適合（3E + S）を同時達成すべく、省エネルギーの推進や火力発電の高効率化等が求められており、実効性の確保が重要な課題と認識。
効率向上の課題等にしっかりと取組んでいくためにも、必要な投資に対する支援措置として、グリーン投資減税の制度維持が必要。
- ・ グリーン投資減税（取得価格の初年度30%特別償却）の適用期限延長を要望する。

(3) 交際費の損金算入

1) 交際費損金算入の見直し

【理由】

- ・ 交際費等については、企業の営業活動等の上での必要経費であり、社内交際費に該当するものを除き、損金の額に算入してもよいのではないか。
- ・ 景気の拡大を飲食店の息の吹き返しに求めたものと捉えているものの、引き続き経済対策の一つとして接待飲食費50%損金算入制度の延長を要望する。
- ・ 交際費に係る控除対象外消費税額等については、損金不算入となる交際費の額に加えることとされているが、その性質は交際費そのものではなく法人が負担した消費税額等（租税公課）であり、損金性を否定されるものではないと考える。また、接待飲食費に係る交際費の50%損金算入制度が導入されたことに伴い、損金不算入額の計算について複雑さが増しており事業者の稼働も増大している。従って、交際費に係る控除対象外消費税額等については、現行の取扱いを廃止し全額損金算入を要望する。
- ・ 交際費は企業活動を円滑に行う上で必要な経費であり、損金算入を要望する。
- ・ 全企業を対象として、接待飲食費以外の支出においても一定限度内での損金算入を認めていただきたい。
- ・ 昭和29年、冗費節約、資本蓄積の促進を目的として導入され、租税特別措置法のまま2年おきの延長で今日に至っている。
事業に必要な経費は、損金算入を認められるべきであり、消費のさらなる拡大による経済活性化に資するという意味からも、損金算入範囲の拡大および真に恒久的位置付けとするならば法令化を検討するべきである。

2) 取引先等訪問時に持参する少額の手土産（@3千円以下）費用の損金算入

【理由】

- ・ 平成18年度に事業の円滑化に必要な5千円以下の社外飲食費用（役職員間の飲食を除く）について損金算入が認められた。
取引先等を訪問する際に持参する少額の手土産も事業の円滑化に必要なもので一般的商慣行として定着しており、飲食費用と同様に一定金額（例えば、@3千円）以下の贈答費用については無条件で損金算入を認める措置の創設を要望する。

3) 中小企業者等の交際費損金算入の特例

【理由】

- ・ ガス事業においては中小企業者が多く、大企業と比べて販売促進手段が限られており、交際費は中小法人の事業活動に不可欠な経費であることから、延長を要望する。

(4) 特定資産の買換に係る特例措置の延長・恒久化等

【理 由】

- ・ 平成29年3月末で適用期限を迎えるが、本税制は既に創設後約50年が経過しており、企業が設備投資を行う際の重要な判断材料として一般的に定着していることから、国庫補助金や保険金等の圧縮記帳制度と同様、法人税法上の制度として恒久化を要望する。また、圧縮限度額については、現行の70% or75%から100%とする取扱いを要望する。
- ・ 本制度を時限措置ではなく恒久化すべき。また、先行取得期間を1年から3年に緩和すべきである。
- ・ 不動産の流動化を促進するため、特定の資産の買換えの場合の課税の特例（租税特別措置法第65条の7）の第9号要件（特定事業用資産の買換え）の対象拡大および恒久化、ならびに特定事業用資産買換え時の圧縮記帳における圧縮限度額を譲渡資産売却益の100%（現行は80%）に引き上げることを要望します。

(5) 土地譲渡益課税（土地重課）の廃止又は延長等

【理 由】

- ・ 創設当初の意義（土地への投資抑制等）を逸している税制（土地譲渡益重課税、地価税、特別土地保有税）の廃止を要望する。
- ・ 土地投機ならびに地価高騰の抑制を目的として創設された地価税および土地重課制度は、既にその使命を終えているものです。また、これらは不動産投資における将来の期待収益圧迫要因となっていることから、適用停止ではなく、早期撤廃を要望します。

(6) 特定目的会社・投資法人に係る課税の特例

1) 特定目的会社の特定目的借入による証券化

【理 由】

- ・ 特定目的会社の支払配当の損金算入要件に、特定社債の機関投資家による保有見込みに加えて、特定目的借入の機関投資家に対する貸付もその選択肢とすることを要望する。
現行税法上、特定目的会社の支払配当の損金算入要件の一つとして、①1億円以上の特定社債の公募による発行、②特定社債の機関投資家のみによる保有見込、③優先出資の50人以上による引受け、④優先出資の機関投資家のみによる引受けのいずれかが選択肢として認められているが、資産の流動化に関する法律上認められている特定目的会社の資金調達手段の一つである特定目的借入の機関投資家に対する貸付もその選択肢に加えることにより、私募又は私売出し市場の活性化を図るとともに、不動産ファイナンス市場へ長期資金を呼び込むことが期待できる。

2) 投資法人の合併に伴う利益分配の損金算入事業年度の明確化

【理 由】

- ・ 投資法人の合併に際し、被合併法人の投資法人に係る投資主に対し利益の分配として交付する金銭の額のうち、合併最終事業年度の直前事業年度の利益分配に相当する金額の当該直前事業年度における損金算入の可否の明確化並びにそれに係る手続規定等の整備を要望する。
一定の導管性要件を満たす投資法人が支払う配当等は、所得の金額の計算上、損金の額に算入されることとされており、投資法人が合併により解散した場合において、当該合併に際し被合併法人の投資法人に係る投資主に対し利益の分配として交付された金銭の額も損金算入の対象となる旨、平成21年度の税制改正により明確化されたが、その損金算入の対象事業年度については、不明瞭な部分がある。
投資法人が合併する場合において、合併最終事業年度の直前事業年度に係る利益の配当等の決議が、合併期日までに行えず、合併期日後に、合併最終事業年度に係る利益と当該直前事業年度に係る利益を一括して合併交付金としてその投資主に支払うこととなった場合における当該合併交付金のうち直前事業年度に係る利益の分配相当額の直前事業年度における損金算入の可否、並びに、損金算入を認める場合の要件及び手続き

規定等の明確化が不可欠である

3) インフラファンドの要件緩和

【理由】

- 再生エネルギー発電設備等のインフラ事業に投資する投資法人、いわゆるインフラファンドについては、平成26年の税制改正において、平成29年3月31日までに再生エネルギー発電設備を取得して賃貸の用に供したことその他の要件を満たすものについて、10年以内に終了する事業年度に限り、投資法人に係る課税の特例の適用を受けることが可能となっております。

しかしながら、民間の資金を活用し、我が国のインフラ設備の整備・充実を図っていくためには、時限的な措置ではなく、恒久化された安定的な制度の下での運用が必須と考えられることから、インフラファンドに係る再生エネルギー発電設備の取得期間に関する条件（平成29年3月末まで）及び特定資産として再生エネルギー発電設備を50%超保有できる期間の制限（10年）を撤廃することを要望いたします。

- わが国の厳しい財政状況のもと、真に必要な社会資本の整備・維持更新と財政健全化を両立させるために、民間の資金・ノウハウを最大限に活用することで経済成長につなげていくことが重要であり、平成25年6月には民間資金等活用事業推進会議が「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」を決定しているところである。

平成26年度税制改正において、投資法人に係る課税の特例および特定投資信託に係る受託法人の課税の特例について、対象となる投資法人および投資信託の要件に「再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権以外の特定資産の割合が50%を超えること」が追加された。ただし、平成29年3月までの間に再生可能エネルギー発電設備を取得して賃貸の用に供した投資法人で（以下「3年要件」という。）、①公共施設等運営権の割合が50%を超えないこと、②設立に際して公募により投資口を募集したことまたは投資口が上場されていること、③再生可能エネルギー発電設備の運用の方法が賃貸のみであることが規約に記載されていること、の要件を満たすものについては、再生可能エネルギー発電設備を最初に賃貸の用に供した日から10年以内に終了する事業年度に限り（以下「10年要件」という。）、上記の追加された要件を満たす必要がないこととされ、再生可能エネルギー発電設備を資産総額の50%を超えて保有することが可能となっている。

しかしながら、上記の課税特例の適格要件は厳格で案件の組成が難しく、インフラファンド市場拡大の妨げとなると考えられる。再生可能エネルギーの普及促進や、インフラファンド市場の育成を通じた東京市場の国際競争力強化の観点から、投資法人等が再生可能エネルギー発電設備を資産総額の50%を超えて保有する場合に付されている上記の3年要件および10年要件を撤廃すること、少なくとも両期間を延長することを要望する。

また、わが国の厳しい財政状況のもと、真に必要な社会資本の整備・維持更新に民間資金の流入を促す観点から、投資法人等を通じた公共施設等運営権への投資促進に向けた見直しを行うなど、課税の特例を拡充することを併せて要望する。

4) 投資法人の導管性要件

【理由】

- 不動産投資市場を牽引するJ-REIT市場は、さらなる成長が期待されており、投資法人には継続的な借入ニーズが存在する。一方で、貸出を行う金融機関は限定されており、将来、金融機関の貸出余力が限界に到達し、J-REIT市場の成長の制約となる可能性も否めない。こうしたなか、株式会社・合同会社を用いて投資法人向けローンを原債権としたCMBS（Commercial Mortgage Backed Securities：商業不動産担保証券）の組成・発行を行い、機関投資家以外の法人投資家、個人投資家、外国人投資家へ販売することが可能となれば、個人投資家や海外投資家等、幅広い層からの投資資金流入を通じたデット市場の多様化に繋がり、不動産投資市場の発展に寄与するものと考えられる。

したがって、投資法人の導管性要件について、「借入先要件」を緩和し、機関投資家以外の先を追加することを要望する。

5) 投資信託・投資法人税制の見直し

【理由】

- ・ 現物型上場投資信託（特定株式投資信託）と日本株指数に連動する現金型上場投資信託（上場証券投資信託）については、その設定・解約（交換）を除くと運用・運営は同一となっております。投資家にとって投資期間中の保有効果を等しくするのは不自然ではないと考えられることから、日本株指数に連動する現金型上場投資信託（上場証券投資信託）について、現物型上場投資信託（特定株式投資信託）と同じく益金不算入制度の対象に含めることを要望いたします。

(7) 海外投資等損失準備金等

海外投資等損失準備金制度の延長

【理由】

- ・ 国際的な資源獲得競争が激化する中、資源・エネルギーの安定供給に向けたわが国の企業による炭鉱開発促進の観点から延長を要望する。
電力の安定供給のためには、良質かつ膨大な量の発電用燃料が必要であり、将来の燃料資源を確保するために海外のエネルギー資源開発に積極的に参加する必要がある。このため、非常のリスクの多い海外事業への円滑な参加及び電気事業経理の安定化を図るため、現行制度の適用期限の延長を要望する。
- ・ 資源・エネルギーの安定供給に資するため、適用期限の延長を要望する。
- ・ 電力の安定供給のためには、良質かつ膨大な量の発電用燃料を要する。国際間の資源獲得競争が激化する中、電気事業者は将来の燃料資源確保のため、非常にリスクの大きい海外エネルギー開発に積極的かつ継続的に取り組む必要がある。また、本措置の恩恵により、良質の資源を安定的に確保することは、電力の安定供給に資するものであり、このため、現行制度の適用期限の延長が必要。
- ・ 電力の安定供給のためには、良質かつ膨大な量の発電用燃料を長期的に手当することが必要であり、リスクの高い海外投資に引き続き積極的に取り組まねばならないため、適用期限の延長を要望する。

(8) 地震・災害・公害対策等の特別措置

1) 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

【理由】

- ・ 近年は、国内外において、地震・台風・洪水・雪災などの巨大自然災害が頻発しており、各地に大きな被害をもたらしています。損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大自然災害に対しても、確実に保険金支払を行うという社会的使命を担っており、平時から保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより保険金支払原資を確保するように努めています。

平成16年度の多額の保険金支払と異常危険準備金の取崩しを受けて、保険監督会計では、平成17年度以降、火災保険について伊勢湾台風規模の損害を基準として早期・計画的に異常危険準備金の積み増しを行う制度が導入されました。また、税制面では、火災保険等の積立率は、平成17年度税制改正により4%（うち2%は経過措置）、平成25年度税制改正により5%（うち3%は経過措置）に引き上げられております。損害保険会社は、こうした保険監督会計・税制の取扱いに則って異常危険準備金残高の積み上げに努めてまいりました。

しかしながら、平成23年度には、東日本大震災、タイ洪水に加えて、台風や集中豪雨などへの保険金支払が発生したため、異常危険準備金の大幅な取崩しを余儀なくされました。さらに、平成26年2月の首都圏を襲った大雪により、約3,200億円もの保険金支払が発生し、異常危険準備金の残高は引き続き低水準となっております。

損害保険会社が巨大自然災害に対する保険金の支払に耐えうる十分な異常危険準備金残高を確保・維持し、その社会的役割を十分に果たすためには、大幅に減少した残高を早期に増加させることが必要不可欠と考えます。平成27年度で経過措置（3%）の期限が切れることとなりますが、経過措置期限切れ後の2%では早期の積み立ては不可能であり、現行の積立率5%の維持が必要と考えます。

また、残高の上限となる洗替保証率については、平成3年の台風19号、平成16年の複数の台風、平成23～26年の複数の災害への保険金支払を考慮しますと、現行の30%（業界全体で約5,400億円レベル）では十分とは言えない状況にあり、40%への引き上げ（※）が必要と考えます。

※本則積立率（2%）となる残高率（30%）も同様に引き上げ

これら異常危険準備金制度の一層の充実を図ることは、巨大自然災害に対する保険金支払に万全を期すことであり、国民生活と我が国経済の安定に寄与するものと考えます。

2) 災害対策を促進する税制上の措置の拡充・恒久化

【理由】

- ・ 企業の行う防災・減災策を継続的に幅広く促進する観点から、既存制度の恒久化や適用条件の緩和。また固定資産税のみならず、防災・減災策に関して期限の定めのない法人税減免措置を設ける等、支援の枠組みを拡充することを要望する。

(9) その他

1) 当初申告要件の廃止拡大等

【理由】

- ・ 平成23年度税制改正において、法人税の当初申告要件が廃止されたが、租税特別措置法上においては適用額制限が見直されたに過ぎず、当初申告要件は存知している。納税者の利便性向上のため廃止を要望する。
- ・ 平成23年度税制改正において当初申告要件が緩和され、修正申告等の結果として法人税額が増加した場合、法人税の増加額に連動して追加的に税額控除が認められることとなった。

しかし、当該措置は「修正申告」及び「更正請求」の場合に限られ、税務調査により更正処分を受けて法人税額が増加した場合、連動して税額控除の増額は認められず、別途「更正の請求書」を提出する必要がある。

「更正通知」→「更正の請求」→「(更正の請求に対する)更正通知」と、企業・税務当局双方の事務負担が増加することから、税務調査による更正通知の中で税額控除の増額措置が適用されるよう、改正を要望する。

- ・ 外国税額控除や試験研究費の特別控除等における当初申告要件及び適用額の制限に関する改正の概要の解説において、「修正申告又は更正の請求により」と規定されておりますが、税務調査に基づく税務当局の職権による「更正」処分が含まれると解釈することは読み取れません。法令改正により「更正」処分も含めていただくことを要望致します。

税務調査の結果に基づいて当局からの増額「更正」処分を受けた場合に、外国税額控除や試験研究費の特別控除等について、この「適用額の増額」が受けられないとしますと、納税者・法人としては事実上「修正申告」によることしか対応の選択肢はないことになり、調査結果について納税者・法人が納得できない場合の異議申し立てや不服審査請求の道が事実上閉ざされてしまうことになり課税の公平原則に反することになると考えます。

- ・ 税額控除の限度額については、法人税額によって変動。税務調査の結果、法人税額に変更が生じるため、更正の請求（税の還付請求）が必要になるが、納税者の事務的な負担を考慮して、職権で還付いただきたい。
- ・ 平成23年度改正に伴い、当期の所得に対する法人税の額に変動があった場合は、「修正申告又は更正の請求」により適用を受ける金額を増額させることが出来るようになったが、税務調査による「更正」処分の場合には対象外になっており、課税の公平性の観点より、当局の職権による「更正」も含めるよう要望する。
- ・ 平成23年12月税制改正で「適用額の制限」が見直されたことにより、確定申告後であっても税額控除の控除金額を増額させることができるようになった。しかし、税務調査による増額更正の場合、改めて更正の請求を行うことが必要であるため、職権更正で対応できるよう法改正すること。
- ・ 税務調査等で修正申告だけでなく、増額更正の場合でも控除限度額の修正（拡大）を行なうことを要望する。

当初申告限度が緩和された一方で、増額更正の場合でも限度額が当初申告のまま据え置かれ、改めて更正の請求をしなければならないのは徴税側にも納税側にも負担が大きい。

2) 新事業開拓事業者投資損失準備金（ベンチャー企業投資促進税制）

【理由】

- ・ 新規イノベーションの源泉となるべき研究開発型ベンチャーの育成は、我国の科学技術の飛躍、発展に極めて重要である。国内ベンチャー企業の資金調達を容易にする方策として、企業によるベンチャー投資を一層促進すべく、通常キャピタルゲイン目的の投資を行わない事業会社からの直接投資の場合であっても本投資促進税制の対象することを要望する。

本税制の認定要件については、無限責任組合員が有限責任組合員と親子会社関係にないこと等、事業会社系ベンチャーファンドでは実質的に適用が困難な要件が多い。ベンチャー企業への投資活性化の趣旨を鑑み、事業会社系ベンチャーファンドにも適用可能となる認定要件への見直しを要望する。

3) 生産性向上設備投資促進税制

【理由】

- ・ 質の高い投資を促進することにより生産性向上を実現させることは、我が国の経済発展に資することとなります。また、このような投資の促進は不動産市場の活性化にもつながると考えられることから、生産性向上設備投資促進税制の恒久化を要望します。
- ・ 本税制は、生産性の高い設備の導入を促進し、企業の国際競争力を強化するうえで、非常に有用な制度である。平成29年3月末までの時限措置であるが、導入初年度を経て一連の申請手続きについて理解が深まり、今後についてはより有効活用が見込めることから、制度を恒久化すべきである。
- ・ 『日本再興戦略（成長戦略）』では、「3年間でリーマンショック前の設備投資水準（70兆円）/年を回復する」KPIが掲げられているが、永続的に設備投資水準を維持・拡充し、更なる生産性向上を図るため、本税制の果たす役割は重要であることから、制度の延長・恒久化を要望する。また、平成28年度の一部縮減を見直し、現行水準を維持すべきである。
- ・ 企業の生産性向上に向けた投資促進に一定の効果があるため、平成29年3月末の期限延長を望む。
- ・ 生産性向上設備投資促進税制について、生産設備の新陳代謝を促進するため、①B要件の投資利益率基準を15%⇒10%へ引き下げ②会計士による事前確認及び経産省の確認事項が統一化されるよう手続制度の統一化を要望する。

4) 設備投資促進税制の創設・拡充

【理由】

- ・ 【IoT推進体制の構築に資するIT投資促進税制の創設】

『日本再興戦略 改訂2015』に係る「IT利活用の徹底」に基く「IoT・ビッグデータ等による産業構造・就業構造の変革」により産業競争力を強化するための措置として、新たなIT投資促進税制の創設を要望する。（通信業の場合）クラウド・データセンター関連設備、ソフトウェア等

〔想定する税制措置の例〕

<クラウドコンピューティング事業に係る機器設備に対する税制優遇措置>

国内事業者のクラウド型サービス提供において、通信コストまたは情報の保管・処理及び活用に係るコストを大幅に削減させるとともに、国内のクラウド型サービス提供用の新規設備の積極的な導入を促進させ、以って情報通信産業の発展及び国際競争力を向上させる観点から、固定資産税の課税標準額軽減や当該機器設備に係る耐用年数の短縮（法定：9年⇒経済的耐用年数：6年、固定資産税も同様）等の措置を要望する。

なお、エネルギーを多消費する機器であることを勘案し、これらの措置において、省エネ度の高いHVDC（高電圧直流給電）対応設備を積極導入する場合の更なる優遇措置を強く要望する。

<生産性向上設備投資促進税制に係る対象資産の範囲の拡大（データセンター用サーバの追加、取得価額要件の撤廃）>

生産性向上設備投資促進税制では、対象となる器具及び備品から「データセンター運営事業を行う情報通信業者が取得するサーバ用の電子計算機」（以下データセンター用サーバ）が除外されている。クラウドコンピューティング技術の発達により、データの保管場所であるデータセンターの重要性が高まり、データセンター事業者、顧客ともにクラウドコンピューティングの導入により「生産性向上設備」に該当すると考えられることからデータセンター用サーバを本税制の適用対象とすることを要望する。また、投資活性化の観点から取得価額要件の撤廃等の制度拡充を要望する。なお、これらの措置においても、省エネ度の高いHVDC対応設備の導入促進がなされるような税制措置にすべきである。

<首都圏のデータセンター設備投資促進税制の創設>

現行の「データセンター地域分散化促進税制」は、ITインフラの耐災害性を目的として、地方におけるデータセンター設備投資に対する優遇税制である。しかし現状、社会的ITインフラのプライマリデータセンターは依然として首都圏に集中しており、そうしたインフラの可用性を確保するという重要性を考慮し、首都圏におけるデータセンター設備に関する投資に対しても、同様の制度導入を要望する。

・【サイバーセキュリティ確保に資するセキュリティ投資優遇措置の創設】

『日本再興戦略 改訂2015』において「サイバーセキュリティ基盤を築くための取組強化・拡充」として「民間企業等における対応能力の抜本的強化を図る」方針が示された。当該対応のため、最新の脅威に対応するシステム・ソフトウェア投資に係る新たな優遇措置の創設を要望する。

[想定する税制措置の例]

<マイナンバー、情報セキュリティ設備投資促進税制の創設>

マイナンバー制度の普及促進を目的に新規設備投資促進税制の創設を要望する。加えて、昨今の国内外からのサイバー攻撃による不正アクセスは、企業の社会的失墜のみならず国家の信用の失墜につながりかねず一層の情報セキュリティ対策が必要となる。情報セキュリティ対策普及の観点からも新規設備投資促進税制の創設を要望する。

・【情報通信基盤環境の整備に資する投資促進税制の創設】

『日本再興戦略 改訂2015』において未来社会を支える情報通信環境整備として「無料公衆無線LAN環境の整備を2020年に向けて推進する」方針が掲げられたが、期限を鑑みれば早急な環境整備が必要であることから、情報通信基盤環境整備（Wi-Fi等）に係る新たな優遇措置の創設を要望する。

[想定する税制措置の例]

<IT投資促進税制の創設>

IT投資税制について、生産性向上設備投資促進税制は適用範囲が限定的（取得価額要件有：機械装置160万円以上等）である。企業の国際競争力確保のためIT投資は不可欠と考えられることから、過去IT投資促進税制が創設された主旨（※）等を鑑み、IT投資全体を幅広く推進するため、企業規模、適用範囲にとらわれない新たな税制の創設を要望する。

※ソフトウェア、ハードウェアの双方のIT投資を促進することで、企画・開発・生産・販売等の全ての段階における企業経営の効率化と新たなビジネス・モデルの創出を加速し、我が国産業の競争力を強化する。

・ 企業の国際競争力確保においてIT投資は必要不可欠と考えられる。

生産性向上設備投資促進税制が創設されているが、適用範囲が限定的であるため（設備要件：最新モデルであること、取得価格要件：機械装置の場合160万円以上が対象）、国際競争力確保のためのIT投資について税制優遇措置を十分に受けられていない。

そのため、平成15年度創設のIT投資促進税制と同様の主旨である、取得価格制限などのないハードウェア、ソフトウェアなどのIT投資全体を加速させる税制を創設していただきたい。

・ 現行の「データセンター地域分散化促進税制」は、ITインフラの耐災害性を目的として、地方におけるデータセンター設備投資に対する優遇税制である。しかし現状、社会的ITインフラのプライマリデータセンターは以前として首都圏に集中しており、そうしたインフラの可用性を確保するという重要性を考慮すると、首都圏におけるデータセンター設備に関する投資に対しても、同様の優遇税制を導入していただきたい。

・ 現在検討中の「睡眠預金対応の制度改正」が仮に実施に移される際には、当該改正に起因するシステム設備投資額につき、30%の特別償却ないし7%の税額控除措置を要望する。

現在検討中の「睡眠預金対応の制度改正」が仮に実施に移される際には、当該改正に起因するシステム設

備投資額は、巨額な規模（例えば最大で1行1,000億円超の水準）。国の施策として睡眠預金の制度改正を行う場合には、制度対応に要する設備投資が強いられるため、税制優遇措置により銀行界の巨額の負担を軽減すべき。

5) 所得拡大促進税制の拡充

【理由】

- ・ 次代を担う大学生等高等教育機関の育成・雇用機会拡大・マッチング推進のため、該当の支出額に応じて、法人税から税額控除を行う。
地域の雇用促進、人材マッチングを目的とした各学術機関等との連携・共同研究・情報収集に係る費用についても、地域就業機会等促進税制として税額控除の対象としていただきたい。

6) 所得拡大税制の算定方法の簡素化

【理由】

- ・ 適用条件の1つである、平均給与支給額（直近事業年度と比較して国内雇用者に対する平均給与支給額が下回らないこと）の算定が非常に煩雑であることから、算定方法の簡素化を要望する。

7) 所得拡大促進税制における雇用者給与等支給額の範囲

【理由】

- ・ 雇用機会拡大・マッチング推進による地方創世の観点から、学術機関（大学、専門学校等高等教育機関等の各種教育機関、認定シンクタンクを含む）とのコラボレーションに係る傭人費用支出額を雇用者給与等支給額の範囲に含めることを要望する。また、有識者・有スキル者・学生等の参加意欲を高めるため、人件費に係る所得税の軽減税率の適用及び必要経費の給与所得からの直接控除の適用を要望する。
- ・ 雇用者給与等支給額とは、「法人の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（国内の事業所に勤務する雇用者で労働基準法に規定する賃金台帳に記載された者）に対する給与等の支給額」とされており、ここでいう給与等とは所法28①に規定する給与等（原則として給与所得として課税されるもの）とされている。

税制非適格ストックオプションの権利行使による経済的利益は、権利行使時の時価と権利行使価格との差額が給与所得として課税される一方で、法人側では権利行使時にその新株予約権の付与時の時価が損金の額に算入される（法54）ため、両者の金額は基本的には一致しない。

このような場合、税制非適格ストックオプションの権利行使による経済的利益は、雇用者給与等支給額には含まれるのか、また、もし含まれるのであれば、どの部分の金額が含まれるのかが明らかではないため、法令等で明確にしていきたい。

8) 所得拡大促進税制における出向先法人が支出する給与負担金

【理由】

- ・ 出向先法人が支出する給与負担金は、出向先法人が賃金台帳にその出向者を記載しているときには、その給与負担金（給与に相当する金額）を「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含めることができる旨が措通42の12の4-3で示されている。

しかし、実務上、出向先法人の賃金台帳に出向者を記載しているケースはほとんどないため、このような実情に考慮し、出向先法人が給与負担金として支出する金額は、出向先法人の賃金台帳への記載の有無にかかわらず、「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含める等の簡便的な取扱いを認めていただきたい。

9) 原子力発電施設解体準備金等

【理由】

- ・ 原子力バックエンド事業は、①極めて長期の事業であり、②要する費用が巨額、③受益と実際の費用発生時期が大きく異なるという特徴があり、実際の費用発生時期に料金徴収を行えば、世代間負担の公平性が大きく損なわれるため、発電による使用済燃料の発生時等に費用として認識し、その時点の原価として電気料

金に反映されている。

従って、発電の開始日以降に損金算入を認める本制度は、国全体の世代間負担の公平性を確保するために、課税時期を適正化する制度であり、恒久的な手当が必要。

10) 建設業の担い手確保促進税制の創設

- ・ 社会資本と建築物の円滑な整備は、人々の安全・安心な暮らしを守り、活力ある生産・経済活動を拡大していくために、無くてはならないものである。日本の少子高齢化が進む中で、日建連の推計では、建設業の担い手—とりわけ技能労働者については、今後10年で100万人を超える大量退職時代を迎え、必要な建設力を確保し、世代交代を図っていくためには、若者を中心に90万人の新規入職者を確保しなければならない。

現在建設業界では、技能労働者の処遇改善、教育訓練の充実強化、女性の入職促進などに、業界あげて取り組んでいるところであるが、業界の重層的な下請構造を考えれば、下請業者に多く雇用されている技能労働者の処遇改善等を下請企業任せにするのではなく、元請建設業者がより積極的に取り組んでいく必要がある。

これらの活動を活発化するため、元請企業が支出した下請企業に雇用される技能労働者に対する手当等の支給、技能向上のための研修等の実施、若者や女性の活躍促進のための環境整備に要した経費について、税制上の優遇措置を創設されたい。

11) サービス付き高齢者向け住宅供給促進に係る割増償却の特例措置

- ・ 平成28年3月31日に適用期限が到来する、認定長期優良住宅に係る課税の特例措置について、優良な住宅ストック形成並びに良好な市街地環境整備の観点から期限の延長及び下記の要望をする。

5年間2.8割増償却

(耐用年数35年以上：4.0割増償却)

12) 公共施設等運営権者の株式購入に対する優遇措置の創設

- ・ 一般事業法人への投資（株式購入）では、法人税支払い後の利益を原資として投資家に配当され、投資家個々の納税の段階でも再度、課税が行われる。コンセッション事業に幅広く多様な資金を集めるためには、こうした二重課税を回避する仕組みとすることが効果的である。例えば、不動産の証券化に当たって、特定目的会社や投資法人に係る税制上の優遇措置が与えられたように、コンセッション事業においても新たな政策的な措置を手当てされたい。

13) 大規模修繕等に備えた修繕積立金制度の創設

- ・ PFI事業におけるサービス対価は、5年、10年といった一定期間毎の大規模修繕等に備えた費用を含め、事業期間にわたって均等に支払われている。通常の公共事業であれば、大規模修繕の度に工事の発注が行われるため、民間事業者が内部留保しておく必要がないが、サービス対価を事業期間中、均等に受け取るPFI事業者は、大規模修繕に備え、毎年、一定額を積み立てて内部留保している。こうした大規模修繕等に備えた内部留保に対する課税は、PFI事業であるが故の税負担であると理解できる。

したがって、公共事業との税のイコールフットイングの観点から、PFI事業における事業期間全般に渡る修繕積立金制度等の特例措置を創設されたい。

6 国際課税関連

(1) 移転価格税制

1) 国外関連者定義の見直し

【理 由】

- ・ 現行税制では持分50%以上の法人は形式基準により国外関連者と判定され、移転価格税制の対象となる。しかし、50%丁度の場合（例えば、50：50のJVのケース）は必ずしも支配権を有しているとは限らず、形

式基準による判定では移転価格税制の本来趣旨（支配権を利用した海外への恣意的な所得移転の防止）から外れた税務執行が行われる可能性もある。国外関連者の判定にあたり、形式基準より実質支配関係の有無が優先されるよう法改正を要望する。

- ・ 国外関連者の定義を50%以上から、50%超に改正していただきたい。BEPS行動計画13によるマスターファイル、国別報告書では、50%超になると聞く。異なる保有割合が混在すると、ややこしいので、統一していただきたい。
- ・ 持分基準について、日本以外の多くの国で基準としている50%超へ見直しをすること。
- ・ 国外関連者から、企業が事実上コントロールできない50%出資先を除外し、「50%以上」を「50%超」とすること。

また、企業が事実上コントロールできない実質支配基準における法人役員数による支配判定につき、「2分の1以上」を「2分の1超」とすること。

制度適用の対象となる国外関連者の定義として、発行済株式数の50%以上の保有が定められているが、持分が50%ずつの合弁事業等の場合には、必ずしも支配権を有していない。同様に実質支配基準における法人役員数による支配判定においても、法人役員数が50%ずつとなるケースでは必ずしも実質支配できていない。従って形式判断基準の見直しを要望する。

- ・ 国外企業とのJVにおいて出資比率が50：50のケースがある。そのような場合、実質的に当該JV会社を支配できない可能性があることから要件を変更してもらいたい。
- ・ 50：50%では支配関係があるとはいえないため、出資比率50%以上を50%超に見直すことを要望する。
- ・ 50：50のJV現法は、事実上コントロール出来ない為、出資比率50%以上→50%超へ変更を要望する。
- ・ 国外関連者から、企業が事実上コントロールできない50%出資先を除外し、「50%以上」を「50%超」とする、また、企業が事実上コントロールできない実質支配基準における法人役員数による支配判定につき、「2分の1以上」を「2分の1超」とすることを要望する。

移転価格税制は、企業の海外活動への影響が極めて大きい税制であり、特に昨今の課税は海外で事業を行っている企業の海外展開を大きく制約し、今後の活動に支障を来す可能性も否定できない。特に50%以下の出資先に関しては、支配が及ばず価格調整不能なため。

- ・ 「特定事実」の存在による実質的支配基準での国外関連者の判定は、基準が必ずしも明確ではなく、税務当局の裁量の範囲が大きい制度となっている。本基準で国外関連者と判定する際は、税務当局に挙証責任があることを法令レベルにおいて明確化することを要望する。

2) 相互協議および事前確認制度の強化・迅速化

【理由】

- ・ 執行の現場と相互協議担当局との事前の連携を強化し、予め二重課税リスクを低減させるなど、企業が国際競争力を失うことのない執行のあり方を要望する。
- ・ 移転価格税制に関する相手国との交渉円滑化について
 - ①APA、相互協議の一層の迅速化
 - ②相手国政府との事前合意を移転価格制度の成立要件とすること等を要望する。
- ・ 課税から合意まで複数年を要する結果、合意後の過年度の所得修正手続きが非常に煩雑・高負荷となる為、更正実施にあたり、二国間相互協議による事前合意を原則とすることを要望する。

3) 無形資産に関する取扱いの明確化

【理由】

- ・ 平成19年6月の移転価格事務運営要領改正で、無形資産の取扱いの明確化が図られたが、事務運営要領は移転価格税制に関する事務運営の基本方針、調査時の留意事項等を定めたものに過ぎない。無形資産の定義については国際的なルールと整合性をとった上で、法令レベルにおいて明確な規定を置くことを要望する。また、OECD移転価格ガイドラインの改正にて既に規定された第9章（事業再編）や、今後の更なるガイドライン改訂作業に対応するための国内制度改正、執行についても、納税者の理解や納得を得ながら進めるこ

とを要望する。

4) セーフハーバールールの設定

【理由】

- ・ 国外における企業活動を行うに当たり、本邦企業と国外関連者との協業は一般的に行われているが、その場合国外関連者取引が発生する。しかし、当該取引の比較対象取引がない場合、再販売価格比準法や原価基準法等をもとに独立企業間価格を設定することとなるが、具体的にどの程度の利益率を設定すれば独立企業間価格と言えるのか明確な指針がなく、納税者にとって税務執行の予測可能性が低くなっている。
税務執行の予測可能性を高めるためにも、標準的な利益水準を明示し、セーフハーバールールを設定することを要望する。

5) 移転価格税制の執行の見直し

【理由】

- ・ 平成19年度税制改正において、相互協議の合意に至るまでの期間、わが国の課税（増額分）の納税を猶予すると共に延滞税を免除する措置が講じられたものの、猶予相当額の担保供託が義務付けられている。また会計上は更正通知を受領すると財務諸表に当該金額を損益計算書上に反映させる必要がある。租税条約締結国との移転価格課税の場合には相互協議合意後でなければ、更正そのものを出来ない制度とすることを要望する。
- ・ 企業の税務リスクを少なくし、グローバル活動を円滑にするために、二国間による対応的調整等、二重課税排除の徹底に向け制度運用の適正化を下記の通り進めるべきである。
 - ①グループ内役務提供取引における企業実態を踏まえた価格設定
 - ②独立企業間価格、価格算定文書のガイドライン等による明確化
 - ③相互協議後の更正

6) 国外関連者寄附金課税の見直し等

【理由】

- ・ 国外関連者との取引に係る課税について、寄附金課税を適用するのか、移転価格課税を適用するのかによって、相互協議の可否、更正の期限等が異なる。わが国において寄附金課税が行われた場合、相互協議の対象とならず二重課税が排除されない蓋然性が高いことから、国外関連者との取引に係る課税は原則として移転価格税制を適用することを明確にすることを要望する。

7) 相互協議決着に伴うオープンイヤー修正一括調整規定の創設（相互協議の合意年度での一括調整等を選択可能な規定の創設）

【理由】

- ・ APAなど相互協議の結果としての過年度の所得修正は進行年度で一括修正を行える規定を導入する。
事務の簡素化・効率化。特に、連結納税制度を導入している場合は、連結グループ全体に過度の負担が掛かるため、早急な改正を要望する。
- ・ 課税から合意まで複数年を要する結果、合意後の過年度の所得修正手続きが非常に煩雑・高負荷となる為、APA（事前確認）/相互協議合意後の、過年度所得の進行年度での一括修正を認めることを要望する。

8) 過大申告年度と過少申告年度の通算制度の創設

【理由】

- ・ 移転価格税制では年度単位で移転価格の妥当性が検証されるが、更正期間（最長6年）内には、独立企業間価格に照らして日本の所得が過小となる年度だけでなく、過大となる年度もある。現行税制では、過小年度のみが更正の対象となるが、公平性の観点から、過大年度についての減額更正、又は、過小年度との通算措置の創設を要望する。

9) 親子・兄弟会社に係る貸付の取扱い

【理由】

- ・平成26年度から貸金業法において、親子・兄弟会社に対する貸付は規制の適用除外となったことから、移転価格事務運営要領2-7（独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法による金銭の貸借取引の検討）についても整合性の観点から親子・兄弟会社に対する貸付の適用除外を要望する。

(2) 外国税額控除制度

1) 控除限度額の繰越期間の延長・限度超過額の損金算入制度の創設

【理由】

- ・外国税額控除は、外国所得税の額と控除限度額との差額を控除限度超過額として翌年以降3年間繰越すことができることとされているが、当該3年の期間内に外国で支払った額以上の法人税等が国内で発生しない場合には、控除しきれない額が発生することとなる。外国税額控除の目的である国際的二重課税防止の観点から、繰越期間の延長、もしくは繰越期間に関わらない全額控除を要望する。
- ・予定納税制度等を導入している国では、国外所得の発生と、税額が発生するタイミングが一致しないため、控除限度超過額が発生してしまう。3年の繰越期限では控除しきれないケースも想定されるため繰越期限の延長を希望する。また、国際的二重課税排除の点から、繰越期限後には損金算入ができる制度とすべきである。
- ・二重課税を防ぐ目的の外国税額控除制度の利便性のため、煩雑な控除限度額を撤廃し、国内税額を限度として税額控除することを要望する。
- ・平成6年度より外国税額控除余裕額及び外国税額控除限度超過額の繰越期間が5年より3年に短縮されましたが、また、日本の制度は先進諸国に比べても繰越期間が短く、国際的な二重課税排除の観点からも、繰越期間を5年に復元するよう要望します。
- ・二重課税回避のため、控除限度超過額の繰越期間を現状の3年から欠損金の繰越期間と平仄を合わせて10年とすることを要望する。
- ・二重課税回避のため、切り捨てられることとなった控除限度超過額を損金算入できる制度の創設を要望する。
- ・外国税額控除の計算で生じる「控除余裕額」及び「控除限度超過額」については、現在、3年間の繰越控除が可能であるが、法人税繰越欠損金と繰越期間と同様に延長されたい。
- ・控除限度超過額及び控除余裕額の繰越は内外における課税時期のズレを調整するものであるため、本来期限を付す必要はないが、新興国等において所得の発生事業年度以後の事業年度に追加的に課税が行われる事例が増えていることから、従来の繰越期間では対応できず延長が必要である。税法上の帳簿保存期間が9年であることから、少なくともこれと合わせ9年とするのが妥当であるため、繰越期間の延長を要望する。
- ・国外所得と税額発生時期のタイムラグや控除枠が十分に確保できない等の理由から、外国税額控除制度の利用が制約される事態が発生しているため、控除限度額の繰越を現行の3年から5乃至7年へ延長すること。また、繰越期間経過後は控除限度超過額の損金算入を認めること。
- ・事業再構築の一環として海外子会社の売却等を行い、海外において売却益が発生するような場合において、控除限度額等の繰越期間が3年とされていることから、部分的に国際的二重課税が発生するケースが生じ得る。二重課税の防止という法の趣旨から繰越期間を少なくとも9年に延長するよう要望する。
- ・外国税額控除は、当初申告時に「損金算入方式」と「税額控除方式」の選択制となっており、当初「税額控除方式」を選択して3年の繰越期限内に控除を受けられないと、全額社外流出となり損金算入も受けられない制度となっている。

繰越期限に「3年」という制限が設けられている条件下で、予測のつかない選択を強いられ、かかる税負担が生じるのは本来公平であるべき税負担の観点から好ましいものではない。このような納税者不利の制度については是正が必要と考える。

少なくとも期限切れとなった年度に自動的に損金算入を認めるべきである。

- ・納税した外国法人税のうち控除額に限られる結果、二重課税の状態が発生しているため、税額控除枠の拡

大（控除限度額の拡大、控除限度額、控除余裕額の繰越期間延長）を要望する。

- ・ 外国税額控除の繰越期間3年を延長（最低でも10年に延長）。繰越欠損金の繰越期間と一致させることを要望する。3年に制限する合理的理由が不明であり、繰越期間を延長できれば繰延税金資産の評価性引当金の計上が回避でき、日本企業の収益性向上にも寄与する。また、米国も10年を採用している。
- ・ 外国税額控除制度は内容的に不十分であるので、直接外国税額控除の繰越期間を現行3年の年数を拡充すべきである。
- ・ 所得に係る外国税金はその属性として損金であり、タックスレシートが徴収できない等の理由により外国税額控除の適用を受けられなかった外国税金については損金算入を認めるべき。
- ・ 法人税率の引下げにより、相対的に外国税額の控除機会が低下している。実効税率引き下げが検討されている現行状況下において、国外の源泉税率は固定的であることを踏まえると将来的にこの控除機会の低下はより顕著になることが予想される。また、繰越欠損金の利用機会制限（80%）が導入されたことに伴い欠損金を有する法人の控除限度額は欠損金がない場合に比べて20%にとどまることから、控除しきれずに二重課税が起りうる状況も発生している。

以上のような状況から、二重課税を防止する外国税額控除の趣旨に鑑み、控除機会が制限されないよう3年の繰越期間について検討するべきである。

2) 外国税額控除の控除限度額計算に用いる法人税額は試験研究費の税額控除前の法人税額とする。

【理由】

- ・ 研究開発費を増やして、特別控除額を増やすと、外国税額控除額が減るのでは、研究開発減税や所得拡大減税等政策減税のインセンティブにならない。外国税額控除は二重課税排除のための制度であり、政策減税と関連づけるべきではない。

3) 外国法人税の課税標準額を国外所得に算入する規定の導入

【理由】

- ・ 租税条約がない国等に於いて、相手国等の税法に於いて適正に外国法人税が課され、かつ、本邦でも課税される性質の所得（キャピタルゲイン等）は国外所得に該当する規定を導入すること。二重課税の排除を行うには適正な国外所得金額の把握が不可欠であり、二重課税の排除の適用に当たっては租税条約の締結の有無は本来関係のないものである。従い、相手国等の税法に於いて適正に外国法人税が課されるものについては制度の趣旨に照らし国外所得とする取扱いを明確化することを要望する。

4) 外国税額控除における控除限度額計算の簡便化

【理由】

- ・ 外国税額控除の控除限度額の計算における国外所得の算定について、共通費用、共通利子等の算定にかかる負荷が非常に大きい。例えば、共通費用、共通利子等を全世界総収入と国外収入等の比で按分して算定する方法等、簡便な計算方法を認めることを要望する。

5) 外国税額控除手続き要件の緩和及び情報交換体制の構築

【理由】

- ・ 外国税額控除制度では納付証憑の収集義務が事業者課されており、証憑が無いと税額控除を受けられない。証憑収集のために現地法人等を通じた外国当局との折衝等が必要であり、多大な稼働を要することから、証憑保管義務の緩和を要望する。また、日本当局と外国当局の間で情報交換等を実施、納付の事実をWeb上でデータベース化する等、情報交換体制を構築することを要望する。

6) 税務調査等で増額となる場合

【理由】

- ・ 納税義務者による申告等の要件に加え、国税の職権で更正を行う場合にも制度の適用を認めてほしい。更正により所得金額が増加し、控除限度額が拡大する場合において、控除対象外国法人税額が限度額を超

えている場合には、税額控除額が増加する。にも拘わらず、申告要件があるため、いったん、所得増加に伴う増額更正を受け入れた後に外税控除の増加に伴う減額更正の請求を行う必要があり、二度手間。なお、このような場合には地方税は増額更正と減額更正をネットして修正申告する実務慣行でもあるため、国税サイドも外税控除の変動分を取り込んで増額更正を行える制度設計としてほしい。

- ・ 税務調査等で増額となる場合、修正申告だけでなく、更正の場合でも控除限度額の修正（拡大）を行なうことを要望する。

当初申告限度が緩和された一方で、増額更正の場合には限度額が当初申告のまま据え置かれ、改めて更正の請求をしなければならないのは徴税側にも納税側にも負担が大きい。

7) 海外支店所得の免税

【理由】

- ・ 内国法人の海外支店所得につき、外国子会社配当の益金不算入制度と同様、免税（所得から除外）とすることを要望する。

銀行は規制上、支店形態での海外進出が多く、海外子会社形態（国外所得免除）との課税上の不公平が存在することから、税制のイコールフットイングを図る必要がある。また、平成26年度税制改正の帰属主義（AOA）導入による支店帰属所得の算定議論の解消しており、海外支店所得の免税に向けては国際課税上の大きな障害はないものと考え

8) 投資信託に係る外国税額控除制度の改善、要件の見直し

【理由】

- ・ 従前は所得税法第176条第3項、第4項の規定により、投資信託の信託財産に課せられた外国所得税の額を、国内税額から控除し、収益の分配の際に加算可能となっていたところ、平成20年改正法（平成22年1月施行）により、源泉徴収義務者が「支払の取扱者」たる販売会社（取扱証券会社・登録金融機関）となったことから、個々の受益者毎の税額控除額と当年度の国税納付額の紐付けが事実上不可能となり、税額控除されない取扱いとなっていることから、確定申告により当該外国税額控除を認めていただくことを要望いたします。

また、マザー投資信託に関しては、税額控除に係る税法の規定の解釈が明らかでないため、投資信託委託会社は保守的に解釈せざるを得ない状況となっております。これにより、投資信託委託会社は、マザー投資信託の受益証券を発行する必要があるとの判断を強いられており、委託会社では受益証券の発行事務、受託銀行では保管管理事務が削減できない状況にあります。また、現状において、マザー投資信託の受益証券を不発行とした場合にも、課税当局から税額控除の可否について疑義が呈された場合には、いつでも受益証券を発行して税額控除の適用要件を充足することは可能ですが、受益証券を不所持とした期間に税額控除した取扱が課税当局に否認されるリスクが残ってしまいます。仮に税額控除が否認された場合には、追徴のために最終的な受益者である一般投資家にも影響が及ぶことも考えられることから、マザー投資信託の外国税額控除適用の要件の見直しを行うことを要望いたします。

(3) 外国子会社合算税制

1) 外国子会社判定に係る租税負担計算の見直し（トリガー税率等）

【理由】

- ・ 英国も2015年度より法人税率が20%へ引き下げられるが、租税回避を意図しない海外進出にも関わらず、現地税制改正に伴い、タックスヘイブン税制の対象となってしまうことは予見性確保の観点から問題と考えられるため、更なる引き下げを要望する。
- ・ 国際的な法人税率引下げ競争が行われるなか、20%未満というトリガー税率は各国の標準税率に近いものになっており、これを基準に軽課税国判定を行う現行制度は昨今のトレンドに沿っていないことから、トリガー税率の更なる引下げ（20%⇒15%）を要望する。
- ・ 国際的な法人税率引き下げ競争が行われる中、従来から進出し、租税回避を意図しない外国法人について

も対象となってくることが予想される。本邦実効税率の半分程度のトリガー税率にするべきと考える。

- ・ 英国の法人税率が今後更に引下げが見込まれていること、その他の国においても法人税の引下げが頻繁に実施されており、国際的に20%の法人税率が軽課税国と言える環境ではない。その為、トリガー税率の更なる引下げをお願いしたい。
- ・ 諸外国では法人税率の引下げを実施しており、英国が18%への引下げを検討する等、20%未満が軽課税国とは言えなくなることが想定され、早急に18%未満への引下げを要望する。
- ・ 特定外国子会社等の判定基準となる租税負担割合が20%以下から20%未満に改正されたが、法人税率引き下げにより法定実効税率が20%未満となる国が多くなっている現状に鑑み、更に租税負担割合を緩和すること
- ・ 外国関係会社の本店が法人の所得に対して課される税が存在しない国に所在する場合には、本店所在地国以外の税負担を含めた租税負担割合が20%を超えていたとしても、特定外国子会社等に該当する。一方で外国関係会社の本店所在地国に極めて低率でも法人税が存在していれば、本店所在地国以外の税負担を含めた租税負担割合が20%を超える場合には特定外国子会社等に該当しない。
外国関係会社の本店所在地国の状況に係わらず、外国関係会社の租税負担割合に基づいて特定外国子会社等の該当判定がされることを要望する。
- ・ 昨今、我が国企業の本進出先国（英国、タイなど）においては、海外企業の誘致や国内企業の国際競争力強化等の政策目的に基づく法人実効税率引き下げがなされており、我が国企業の国際競争力の観点から、特定外国子会社等にかかる適用除外基準の判定等にかかる事務負担を含め、我が国企業の適正な海外事業活動に影響を及ぼすことのないよう、OECDのBEPSプロジェクトにおける考え方も踏まえて、トリガー税率の引き下げが行われることを要望する。なお、トリガー税率は、日本の法人税負担のおよそ半分を目安とする従来からの考え方に基づき、我が国法人実効税率の引き下げの動向に応じて弾力的な見直しが必要であり、この観点からもトリガー税率の引き下げがおこなわれるべきであると考えられる。
- ・ 対象となる軽課税率判定基準を18%未満に引き下げを要望する。諸外国の実効税率引き下げにより、現行基準が実態と合わなくなっている。
- ・ 近年、世界的に法人税率引下げが行われる中で、シンガポールや香港ではすでに20%未満の水準まで引き下げられている。その結果、日本の法人税率よりも著しく低いものに課税する制度趣旨に合致しない状況が生じていることから、トリガー税率の引き下げを要望する。
- ・ 現状20%未満であるトリガー税率を、日本の現在の実効税率34.3%の50%である、17%～18%まで引き下げるべきである。

法人税の引き下げが、世界各国で頻繁に行われており、イギリスをはじめ先進国でも税率の低下が進んでいる。トリガー税率の引き下げが実際に適用されるまでにタイムラグがあるため、早急に引き下げる必要がある。

- ・ 英国が法人税を18%まで引き下げを表明したことへの対応として、タックスヘイブン税制のトリガー税率を、日本の税率の半分未満と定義する（最低でも18%未満）ことを要望。
- ・ 平成27年度税制改正により、いわゆるトリガー税率が20%未満に引き下げられたことについては評価するものの、いわゆるトリガー税率については早急に18%未満とすることを重ねて要望する。

諸外国の法人税率引下げの流れの中、タイは2013年以降、20%の軽減税率を適用、英国は2015年4月に20%への引き下げを実施。ベトナムは2016年1月より法人税率が20%へ引下げとなる見込みである。さらに英国は本年7月8日発表の予算案のなかで、2017年に19%、2020年には18%へと段階的に引き下げる方針を打ち出している。

- ・ 既進出国で実態あるビジネスを行っている場合でも、進出国の税制改正によりタックスヘイブン税制の対象になるケースが生じる。また、適用除外要件を満たしていても、資産性所得の合算課税の可能性はある。平成27年度税制改正において、20%以下から20%未満に変更されたが、さらに英国で法人税率の引き下げが予定されているため、トリガー税率の引き下げを要望する。
- ・ 我が国含め、グローバルな法人税率引き下げの潮流を受け、軽課税国の定義の見直しが必要であり、更なる引き下げ（20%未満→15%程度へ）を要望する。
- ・ 外国子会社合算税制における、いわゆる「トリガー税率」は、平成27年度税制改正により「20%以下」

から「20%未満」へ引き下げられたものの、この水準においてはシンガポールや香港等のアジア主要地域が同制度の対象に含まれることとなる。したがって、国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応し、わが国企業の国際競争力を維持する観点から、トリガー税率をさらに引き下げることを要望する。

2) 外国子会社判定に係る租税負担計算の見直し（ホワイトリスト・ブラックリスト方式の導入）

【理由】

- ・ 多数の外国子会社を保有している会社にとって、個別に租税負担割合の計算を行うことは多大な稼働を要することから、一定条件を満たす国・地域に所在する子会社についてはタックスヘイブン税制の対象外とする、ホワイトリスト方式の導入を要望する。
- ・ 外国子会社合算税制において、個別に所得に対する租税負担割合の計算を行い、トリガー税率以下の特定外国子会社等の申告を実施しているが、所得に対する租税負担割合を計算することは事務処理負担が増加することとなるため、ホワイトリスト方式を導入いただきたい。
- ・ 海外子会社全社の実効税率を毎年確認する必要があるとあり、事務負担が甚大。各国間で税率の引下げ競争もあり、今後更に対象の拡大も想定されることから、対象国の明確化を強く要請する。

3) 外国子会社判定に係る租税負担計算の見直し（その他）

【理由】

- ・ 特定外国子会社の該非判定で使用する外国関係会社の税負担率の算定上、分母に加算する非課税所得の判断基準を法令上で明確化することを要望する。
外国関係会社の税負担率の算定で使用する所得金額は、外国関係会社の本店所在地国の法人税に関する法令の規定により計算した金額に、当該法令により当該法人税の課税標準に含まれないこととされる金額等を加算した金額と規定されている。しかし、分母に加算する非課税所得に該当するかどうかの判断が困難な場合があるため、法令上で具体的な判断基準を明確化すべきである。
- ・ 多国籍企業群を買収する場合における資本階層の整理には株式の現物分配の利用が考えられるが、本店所在地国の法令では現物分配により生じる株式譲渡益が非課税となり、タックスヘイブン対策税制の合算課税の対象となる場合には、その実行を阻害する要因となることから、現物分配により生じる現地法令上非課税となる譲渡益を非課税所得の範囲から除外することとし、非経常取引により租税負担割合が一時的に下がらないよう手当てされることを要望する。
- ・ 特定外国子会社等の所得を内国法人の所得と見做して課税する制度であるので、課税主体は内国法人である。よって、当該所得に課された税であれば特定外国子会社等に対して課された税とそれ以外の税を区分するのではなく、実質的に当該所得に対して課されているすべての税により租税負担割合を判定すべきである（・剰余金の配当に課される源泉税、中間会社での課税・パス・スルー課税により、対象法人の親法人で課される税・CFC課税により、対象法人の親法人で課される税）。
- ・ 特定外国子会社等の判定にあたり、本店又は主たる事務所の所在地国が法人税の存在しない国又は地域であったとしても、他の国又は地域における租税の負担により所得に対する租税負担割合がトリガー税率を超える場合には、特定外国子会社等に該当しないものとするを要望する。

4) 外国関係会社の判定に係る株式保有割合の緩和

【理由】

- ・ 外国関係会社が内国法人と外国法人の折半出資である場合において、当該外国法人の株主における内国法人又は国内居住者の割合が10%超であることが、一般に開示されている情報から明らかである場合を除き、当該外国関係会社は特定外国子会社等（内国法人50%超）に該当しないものとする取扱いとすべきである。
当該外国法人が上場会社である場合、小規模な株主を把握することは実務上困難であるとともに、支配関係の実態にそぐわないと考えるため。
- ・ 内国法人が実質的に支配していな外関係会社に対する課税を排除するため、外国関係会社の外国株主による法定開示資料によっても当該外国株主の株主に、内国法人及び居住者が存在していることを確認できない場

合には、当該内国法人及び居住者の保有割合は、外国関係会社判定を行う際の内国法人の保有割合に含めないものとするを要望する。

また、外国関係会社の株主が外国上場会社の場合、たとえ当該外国上場会社の株主に内国法人及び居住者が存在しているとしても、その出資比率が10%以下である場合には、外国関係会社判定を行なうにあたって当該内国法人及び居住者の保有割合はないものとするを要望する。

- ・ 軽課税国での投機的な所得を合算する趣旨であれば、取引を円滑に行うために長期保有しているような10年以上継続保有している株式や上場前から保有している株式は、保有目的が異なると考えられることから合算対象外とすることを要望する。
- ・ 外国関係会社の判定は、内国法人等により50%超の株式保有がなされているか否かで行われるが、例えば、内国法人の出資比率が50%以下であっても、残りを出資する外国法人が上場会社で、その株主に内国法人及び居住者が含まれると、間接的に出資比率が50%超となる場合がある。しかしながら、第3者である他パートナーの小規模な出資関係者を把握することは実務的に困難であるとともに、現行判定方法は支配関係の実態にそぐわない。
- ・ 特定外国子会社等に該当するか否かを含め、判定、所得の計算には多くの情報を適時に収集する必要があるが、会計上の持分法が適用される会社に関しては、一定の情報を収集する素地があるものの、それ以下の保有割合の会社に関しては、十分な対応ができない場合やタックスヘイブン対策税制のためだけに多大な労力、追加のコストをかけて情報を収集する必要がある場合がある。

タックスヘイブン対策税制の適用される内国法人の保有割合をも会計上の持分法と同じ20%以上に変更して頂きたい。

- ・ 外国関係会社の判定を行う際、当該外国関係会社の外国株主に少額出資の居住者或いは内国法人が存在することがあるが、その有無、出資比率を確認することは極めて困難である。また、少額出資の居住者或いは内国法人が外国関係会社に対する支配の有無に影響を及ぼすことはないと考えられる。しかしながら、これらの株主を外国関係会社の判定において考慮した場合、実質的には内国法人が支配していないにもかかわらず形式的には支配しているものとみなされることにより外国関係会社として課税を受けることになる。したがって、外国子会社合算税制の制度趣旨を鑑み、特定同族会社以外の会社については、当該外国関係会社の法定開示資料から当該情報が把握できない場合は、保有比率に含めないようしていただきたい。

また、当該外国関係会社の株主が外国上場会社であり、その外国上場会社の株主に居住者或いは内国法人が存在するものの、その比率が10%以下である場合は、外国上場会社に影響力を及ぼすことは明らかに困難であることから、保有率の判定の対象外としていただきたい。

- ・ 外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人の判定について、会計基準と平仄をあわせ、内国法人による外国関係会社の株式等保有割合の要件を10%から20%へ引上げることがを要望する。
- ・ 外国関係会社の判定を行う場合において、外国子法人の株式を有する外国親法人が上場している場合の取扱いを整理することを要望する。

外国子法人の株式を内国親法人と外国親法人が50%ずつ保有している場合において、その外国親法人が上場しているときは、その株主に居住者、内国法人及び特殊関係非居住者が一人でもいれば、外国子法人は外国関係会社に該当することとなる。しかし、その上場している外国親法人の株主を一人一人確認することは実務上困難であり、その作業には相当な事務負担を伴うことが見込まれる。

また、たとえ外国親法人の株主に一人の居住者がいることが判明し、居住者、内国法人及び特殊関係非居住者による持株割合が50%を多少超えたとしても、上場会社の株主が、上場会社を通じて外国子法人をコントロールする可能性は極めて低いと思われる。

そこで、たとえば外国親法人がいる場合に、その法人が上場しているときは、外国親法人の株式を50%以上有している株主のみの情報を入手し、居住者、内国法人及び特殊関係非居住者に該当するか否かを検討することとしたらどうか。

5) 適用除外基準の明確化・緩和

【理 由】

- ・ 現在、国際課税の分野において、経済協力開発機構（OECD）を中心に税制の国際的協調の検討がすすめ

られております。

我が国においては、国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応する等の観点から、外国子会社合算税制（以下、「タックスヘイブン対策税制」と表記）のトリガー税率（諸外国における法人所得に対する税負担が我が国の法人所得に対する税負担に比して著しく低いとされる税率）が、平成22年度税制改正において25%以下から20%以下に、また、平成27年度税制改正において20%以下から20%未満に引き下げられました。

タックスヘイブン対策税制の適用に際しては、トリガー税率の水準に抵触した場合であっても、当該子会社等の事業内容や事業実体等に照らして租税回避目的でないことを示す「適用除外基準」を満たせば、タックスヘイブン対策税制の適用対象外となります。

しかしながら、日本の損害保険会社が進出している英国のロイズマーケットにおいては、ロイズ法等の規定により機能別に会社を分社することが求められており、現行の会社別に判別する「適用除外基準」を満たすことが困難となることが想定されます。そのため、仮に英国の実効税率が現在の20%から引き下げられた場合には、タックスヘイブン対策税制の適用対象となってしまいます。こうした租税回避行為ではないことが明らかなケースは、タックスヘイブン対策税制の本来の趣旨を踏まえ適用対象外とすべきであり、実態に即して適用除外基準を見直すことが必要であると考えます。

- ・ 適用除外要件の一つである管理支配基準は、措置法第66条の6第3項において「本店所在地国においてその事業の管理、支配、及び運営を自ら行っていること」とあるが、「事業の管理、支配、及び運営」について不明確である。また現在の通達では、「株主総会及び取締役の開催」、「役員としての職務執行」等、管理支配を満たす具体例が例示列挙されているが、十分ではなく、例えば役員以外の現場を取り仕切っている監督者等が現地で職務執行を行っている場合などは明確化されていない。「事業の管理、支配、及び運営」の判断を納税者が行い易いよう例示を増加し、管理支配基準の判断に資する情報を増やすことを要望する。
- ・ 関連者取引基準は、特定外国子会社等が事業実体があるのかどうかを客観的な指標で判定する趣旨で導入されたものと理解している。外国子会社が、一定の従業員を有し、事業の用に供するための事務所・固定資産等を保有し、本店所在地で経営の意思決定を行っているなどの会社としての実体がある場合、関連者取引基準でテストを行う必要があるのか疑問である。そのため関連者取引基準の撤廃をお願いしたい。
- ・ 清算プロセスの間は、適用除外要件を満たすことは出来ず、合算課税の対象となる場合がある。国によっては清算プロセスが長期に及ぶ場合があるが、それは租税回避を目的としている訳ではない。そのため、元々が適用除外要件を満たすことが出来る法人が清算プロセスに入った場合は、合算課税の対象外にする等の手当てをして欲しい。
- ・ 特定外国子会社等が航空機・船舶の貸付を主たる事業とする場合、所在地国において事務所、従業員を有し、実態ある事業活動を行っていても事業基準を満たすことができず合算税制の対象となる。一方、主要国（米国、カナダ、英国、ドイツ等）のCFC税制では、航空機リースであっても能動的な事業活動がある場合は適用除外が認められており、国際競争上不利な状況となっている。国際競争におけるイコールフットィングの観点から当該事業を適用除外とすることを要望する。
- ・ 事業実態を有するとともに所在地国において当該事業を行うことに経済合理性が認められる外国関係会社に対する課税を排除するため、現行制度上、船舶又は航空機の貸付を主たる事業とする外国関係会社は、適用除外基準の適用可否にかかる判定上、特定事業に該当するとして、その適用が制限されているが、所在地国における事業実体と、所在地国にこそ当該産業に取り組むための事業環境が整っており、当該国で事業運営を行うことに経済合理性が認められる場合にまで、一律に適用除外基準の適用を制限する合理的な理由はないと考えられることから、事業基準の判定上、特定事業に該当しないものとするを要望する。
また、本要件を満たす事業を主たる事業とする特定外国子会社等については、非関連者基準又は所在地国基準の適用について、その国際的業務活動に照らし非関連者基準を適用すること。
さらに「事業（特定事業を除く）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたもの」である場合に、資産性所得課税の対象外とされる所得の範囲について、船舶又は航空機の貸付による所得をその対象に含めることを要望する。
- ・ 現行制度上、船舶又は航空機の貸付を主たる事業としている特定外国子会社等はその事業の実態等にかかわらず、適用除外を受けることが出来ない。しかしながら、例えば、所在地国において事務所等の固定施設

及び専ら本事業の主たる活動に従事する従業員が存在し、所在地国における実態ある事業活動の結果としてリース収益を稼得している等、所在地国において事業実体を有し、かつ、①産業が特定の地域に集積している、②特定の産業（グローバル事業）にかかるサービスを提供する企業が特定の地域に集約されており、特定の産業に係る情報収集が容易であるため当該産業に取り組むための事業環境が整っている等、所在地国において当該事業をおこなうことに経済合理性がある場合は、あえて船舶又は航空機の貸付事業を例外扱いする理由に乏しく、適用除外が認められるべきである（平成22年度改正における「統括会社」の導入と同趣旨。尚、OECDより公表されたBEPS行動計画3（CFC [Controlled Foreign Company] 課税強化）のディスカッション・ドラフトにおける考え方とも整合）。

同様の趣旨より、航空機エンジンリースを主たる事業とする特定外国子会社等についても、所在地国において事業実体を有し、かつ、所在地国において当該事業をおこなうことに経済合理性が認められる場合には適用除外要件を充足するものとして取り扱われるべきであるが、現行法令における当該事業についての適用除外基準（所在地国基準：物品賃貸業）はその事業実態（国際的な事業活動）を反映したものとなっていない。したがって、船舶又は航空機の貸付と同様に、航空機エンジンリース事業についても非関連者基準により適用除外要件の充足有無を判定するのが適切であると考えられる。

- ・ 航空機の貸付けを主たる事業としている特定外国子会社は、その事業の実態等に関わらず、外国子会社合算税制の適用除外を受けることができない。しかし、所在地国における事業実体と、所在地国で事業を行う経済合理性がある場合には、あえて航空機の貸付け事業を例外扱いする理由に乏しいことに加え、本規定により、同様の規定のない他国から事業へ投資する者と比して競争上不利な条件におかれることとなる。

したがって、特定外国子会社等の適用除外要件における事業基準について、特定事業の定義から「航空機の貸付け」を削除すること、これに合わせ、航空機の貸付けを主たる事業とする特定外国子会社等の非関連者基準または所在地国基準の適用については、その国際的な事業活動に照らし、非関連者基準を適用すること、また、「事業（特定の事業を除く）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたもの」である場合に資産性所得課税の対象外とされる所得の範囲について、航空機の貸付けによる所得をその対象に含めることを要望する。

- ・ サービス業を営む法人が所在地国基準を満たすかどうかは、その役務の提供地（役務を提供する者の所在地）で判定するものと考えられるが、役務の提供を受ける者の所在地により判定すべきとする意見もあることから、明確化を望む。
- ・ 移転価格税制上定義されている国外関連者から、タックスヘイブン対策税制が適用される特定外国子会社を除外することを要望する。

6) 特定外国子会社の繰越欠損金の考慮

【理由】

- ・ 海外事業については、市場調査や市場開拓等の事前活動から着手し、中長期的な営業戦略を経た後に利益を獲得できるものであるにも関わらず、それまでの事前活動での欠損に対する配慮が無く、ようやく利益を獲得ところで課税されるため、国内課税（繰越欠損金）との公平性が保たれないことから、特定外国子会社での欠損についての措置を要望する。
- ・ 繰越欠損金の利用を特定外国子会社等に該当する年度の欠損金に限定する理由が無いと思われる。
外国関係会社に該当していた年度の欠損金の使用、もしくは内国法人が各事業年度末時点で保有していた割合に応じて属性に関係なく欠損金の繰越が認められることを要望する。
- ・ 特定外国子会社等を清算するにあたり保有資産の処分が、清算に先行することがある。全体で見たときには資産の処分益以上の清算関連費用が生じているにもかかわらず、資産の処分年度では合算課税され、清算年度で生じた欠損は切り捨てとなる。また、合計では費用過大の場合、利益処分もされないことから特定課税対象金額も切り捨てとなり、過度な課税と考えられることから、特定課税対象金額の範囲内で、清算事業年度に欠損金の損金算入を要望する。
- ・ 特定外国子会社について、所得のみを合算し損失の通算を認めない現行制度は非常に不公平であることから、欠損金のある子会社についても合算対象とする措置を要望する。

7) 買収により取得した海外子会社の取り扱い

【理由】

- ・ 買収等により日本国の特定外国子会社に該当する事となった法人については、買収後3年間は組織再編を行うための猶予期間として適用除外措置を認めるルールを導入すべきである。
今後、日本企業による外国企業グループの買収が従来以上に増大することが見込まれるが、当該買収は租税回避を意図したものでないことから、ビジネス遂行目的での被買収外国企業グループの組織再編を円滑に行うためにも、一定期間猶予期間を設けることを要望する。
- ・ わが国企業が多国籍企業を買収した場合には、機能統合によるシナジー効果の実現、ガバナンス強化等の観点から、買収後、さらに組織再編を実施し、資本関係を整理することが多いが、これら組織再編に係るキャピタルゲインが所在地で課税されない場合、わが国タックスヘイブン対策税制におけるトリガー税率の計算上、非課税所得として加算され、適用対象となれば、課税対象金額にも算入され、意図せぬ合算課税が生じるおそれがある。このため、当初予定した組織再編を断念し、買収の目的を十分に達成できない事態が生じている。わが国企業の国際競争力の低下に繋がることのないよう、要件を満たす海外における組織再編については、英国における制度を参考に、一定期間、合算課税を猶予するなどの措置を講じて頂きたい。
- ・ 外国多国籍企業群を買収した後我が国企業が当該多国籍企業群を整理するために必要な期間として3年間グループ内組織再編から生じるキャピタルゲインに関し合算課税を免除する猶予期間を認める改正を要望する。
我が国企業による外国多国籍企業群の買収が増加しており、買収後のグループ内組織再編により非課税所得（キャピタルゲイン）が発生し思わぬ合算課税を強いられる事態が生じ、買収後のシナジー効果を上げることが困難なケースもある。

8) 適用対象金額の算定

【理由】

- ・ 海外事業投資スキームの簡素化を促進するため、完全支配関係を有する特定外国子会社等から内国法人へ現物分配について、適格現物分配の取扱いを認めること（租税負担割合及び課税対象金額の計算上、非課税所得として足しこむべき所得から現物分配に伴う譲渡益を除外する）を要望する。
海外での買収案件では事業スキーム整理のため組織再編を行う場合が想定されるため、株式取得後に予定される組織再編等が終了するまで合算課税の猶予を認める、もしくは買収後の一定期間の間、組織再編にかかるキャピタルゲイン等について合算課税の対象外とするこれが実現されない場合は、買収を実施した翌事業年度からの合算開始とすることを要望する。
- ・ 課税対象金額の計算において控除される特定外国子会社の子会社からの配当に関して、内国法人の課税所得の計算と同様に租税条約による子会社要件の緩和の適用が出来ることを要望する。
- ・ 特定所得の計算において、例えば譲渡株式の帳簿価額の計算を、本邦法令に準じて計算すると規定されているが、従前適用除外要件を充足していた会社に関して、本邦法令に即した帳簿の記帳や保存をしていないことがある。
現地法令、会計において特殊な処理（本邦法令では行われない減損や帳簿価額算入等）が、過年度に行われている可能性がある場合に、何処までさかのぼるべきか、または、一定の仮定の容認や現地法令に即した帳簿価額の容認等は可能であるか、明確にして頂きたい。
本邦法令に即した帳簿価額を算定するために、対象法人の管理台帳では不十分であったため、過去の取引記録をすべて洗い出して、算定しなおす作業が必要になった。
適用除外先に関しては、これまで本邦法令に即した計算が必要になることはなかったため、当該作業が今後も発生する可能性があり、実務上非常に煩雑、かつ、正確な金額を算定しえない可能性がある。
- ・ タックスヘイブン対策税制においては、特定外国子会社等が適用除外基準を満たさない場合に合算課税の対象となるが、合算すべき所得が少額であっても計算する必要がある、適用除外基準を満たさない海外子会社を多数有する多国籍企業にとっては非常に煩雑な処理となっている。特定外国子会社等のうち一定規模以下のものについては、たとえ適用除外基準を満たさない場合であっても、合算課税の対象から除外することを要望する。

- ・ 外税控除額を算定する際、特定外国子会社等に課された外国税額に、調整適用対象金額に占める内国法人の課税対象金額に占める割合を乗じて算出されるが、調整適用対象金額に措置令39の15①四及び③の配当の額が加算されてしまうと、当該割合が小さくなってしまいます。

当該配当が現地非課税扱いの場合、特定外国子会社等に課された外国税額の課税対象は当該配当以外であり、内国法人の課税対象である適用対象金額と近似するにも拘らず、現行の計算方法では外国税額控除額は過少に計算されてしまうため、改正を要望する。

- ・ 特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額のうち、特定外国子会社等の課税対象金額に対応するものが外国税額控除の対象となっているが、課税対象金額に対して課される外国法人税の範囲を、対象法人に対して課された税に限定せず、以下の株主課税を含む実質的に当該所得に課されているすべての税とすること

①剰余金の配当に課される源泉税、中間会社での課税

②パス・スルー課税により、対象法人の親法人で課される税

③CFC課税により、対象法人の親法人で課される税

特定外国子会社等の所得を内国法人の所得と見做して課税する制度であるので、課税主体は内国法人である。よって、当該所得に課された税であれば特定外国子会社等に対して課された税とそれ以外の税を区分するのではなく、実質的に当該所得に対して課されているすべての税が外国税額控除の対象とすべきである。

- ・ 基準所得金額の計算において本邦法令方式を選択し、完全支配関係（※）が内国法人と特定外国子会社等との間である場合には、平成22年度税制改正により可能とした適格現物分配と同様の関係にあることを鑑み、特定外国子会社等が保有する株式を簿価で内国法人に移転させ、現地法令上非課税となる株式譲渡益は課税の繰延として、租税負担割合の計算上の非課税所得に含めないこととするか、基準所得金額の範囲から除外することを要望する。

※被現物分配法人である内国法人と現物分配法人である特定外国子会社等との間に法人税法2条十二の七の六で定める「当事者間の完全支配の関係」もしくは「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」と同様の関係がある場合

- ・ 本店所在地国の法令上、一定の取引（オフショア取引に関連する取引等）に係る収益も費用も非課税として取り扱われる場合があるが、その対象範囲は国や制度により異なっており、一連の取引とみることが出来ない広範な取引が非課税対象となることがあるが、非課税となる所得だけが加算され内国法人の課税の対象となるのは過大な課税と言える。非課税となる損失も減算調整することを明確にすることを要望する。
- ・ 現状の合算対象金額の計算は個社毎に課税対象金額及び欠損金を算出しており、個社間での相殺は認められていないが、内国法人に係る特定外国子会社等全体で相殺した金額を合算対象金額とする。（現行では、外国子会社の利益のみを合算しているが、損失についても通算を認めるべきである）

- ・ タックス・ヘイブン対策税制による合算課税が行われた場合の外国税額控除について、税額控除の対象となる税額の計算は以下のように行うこととされている。

特定外国子会社等の適用対象金額を有する事業年度の所得に対して課される外国法人税の額×課税対象金額÷調整適用対象金額（適用対象金額+控除対象配当等）

上記の按分計算を行うのは、控除対象配当として合算課税の対象とならない部分に対応する外国法人税額は、外国税額控除の対象としないためと考えられる。しかし、そもそも配当に対する課税が行われない場合（シンガポール、香港等）には、按分対象となる外国法人税額にはその配当に係る税額が含まれていないにもかかわらず、その配当を控除対象配当として分母に足し戻すことで、外国税額控除の対象となる外国法人税額が単純に目減りする結果となってしまいます。

したがって、二重課税の排除という観点からも、現地での配当に対する課税の有無によって、控除対象配当の足し戻しの要否を判断することとしていただきたい。

9) 資料添付要件の緩和及び廃止

【理 由】

- ・ 複数の特定外国子会社等を保有する場合、添付要件となっている資料が膨大となり、事務負担が多いため、保存要件に変更して頂きたい。

また、特定外国子会社等の保有割合10%以上の各株主にタックスヘイブン対策税制に基づく申告義務が課されているが、主たる株主の対応が十分でない場合、保有割合が小さい内国法人は、法令の要件を充足できず、本来選択できる法令の選択が限定されてしまう場合がある。(例：本店所在地国の法令に基づき基準所得を計算したくても適時に本店所在地国の法令に基づく所得の計算結果を入手できない、届出に必要な情報が適時、適切に入手できない、納付を証明する書類が入手できず外税控除が適用できない等)

よって、当該要件を内国法人の中で保有割合が最大の株主に限定する、もしくは当該株主に他の株主への情報提供義務を課して頂きたい。

- ・ 従来、各種資料は保存要件と認識していたところ、当局指導により、申告書への資料添付を行っている為、取扱いを明確にしていきたい。

10) 二重課税調整規定の拡充

【理由】

- ・ 外国子会社合算税制によって合算された所得から配当があった場合、過去10年間に発生した特定課税対象金額の5%については、益金不算入（外国子会社配当益金不算入と併せ、100%の益金不算入）とすることができるが、二重課税を排除する観点から、この期間を廃止する措置が求められる。
- ・ 措法66の8の規定は、当期及び過去10年間に合算課税された所得からの配当の二重課税を排除するための規定であるが、合算課税前の所得から配当をする場合（たとえば、進行期の所得を原資に期中配当を支払う場合）には適用されない。

平成21年度税制改正前においては、このような配当を「特定剰余金配当等」と定め、この配当に係る二重課税の調整規定が設けられていたが、平成21年度税制改正後にはこのような措置が講じられていない。特定外国子会社等が合算課税前の所得から配当をする場合にも二重課税が生じないように、規定の整備が望まれる。

11) 被統括会社の定義拡大

【理由】

- ・ 被統括会社の保有割合要件に関して、統括会社による発行済株式等の25%以上を直接保有し、かつ、議決権の25%以上を直接保有するとの要件を撤廃すること。

地域統括会社の役割として出資をしていない投資先に対する統括業務を役割として期待されている場合も多い（オランダ、英国、香港、シンガポール等）

- ・ 現行法上、関連者の定義にはわが社が特定外国子会社に出資する際に経由した法人が含まれている。関連者となる中間法人の要件としてわが社の直間出資比率が一定比率以上など、具体的な定量基準を加えて欲しい。

非関連者基準の趣旨は、内国法人の影響下にある会社との取引が大半を占める特定外国子会社は、当該事業を行う合理性に乏しいとして適用除外を認めない事にある。

一方、内国法人からの出資比率が極端に低い会社（ex. 1%）に付いては、実体として内国法人の影響力が及んでいない。斯かる会社が中間法人となり、特定外国子会社との取引が存在する場合、同経由法人は関連者にあたらない事が前述の趣旨に沿っている。

(4) 外国子会社配当益金不算入

1) 益金不算入割合の引き上げ（全額）

【理由】

- ・ 本邦所得に加算すべきとされている5%分の根拠は不明瞭である。平成22年度税制改正にて、国内100%子会社からの受取配当金は全額益金不算入となっており、同様に海外100%子会社からの受取配当金に対しては全額を非課税とすることを要望する。
- ・ 外国子会社からの配当に対して95%非課税措置が採られているが、残りの5%は課税されることとなり、国内外で配当の取扱いが異なる。海外で確保した利益を国内に還流させ、新たな投資と雇用につなげていく

ためにも、100%完全支配関係にある外国子会社からの配当等については、国内同様、その配当等の全額を益金不算入とすることを要望する。

- ・ 現行、外国子会社配当は95%が非課税、5%が課税の取り扱いとなっている一方、国内の完全子会社からの配当は100%が非課税の取扱いとなっており、国内外で配当の取り扱いが異なっている。課税とされる5%分は概算経費として益金算入とされているものの、その根拠も不明確であり、また二重課税を完全に排除する観点から、外国子会社配当の益金不算入割合を現行の95%から100%に引き上げるべきである。
- ・ 完全支配関係のある内国法人からの受取配当については、全額益金不算入とされているが、関係法人及び関係法人以外の内国法人からの、受取配当及び外国法人からの受取配当についても、全額益金不算入としていただきたい。

現状、完全支配関係のある内国法人以外からの受取配当については、当該法人の税引後利益からの配当に対して、配当を受け取った側でも法人税が課されている、二重課税の状況にあるため。

- ・ 国内への資金還流の立法主旨の徹底ため、現状95%益金不参入を100%にすることを要望する。
- ・ 内国法人が特定外国子会社等から受ける配当は、特定課税対象金額の制限期間に関わらず、益金不算入とすることを要望する。
- ・ 日本への資金還流促進という観点から、国内100%子会社同様、受取配当金の全額を非課税とするよう要望する。

2) 出資比率要件の引き下げ又は廃止

【理由】

- ・ 外国子会社配当の益金不算入にかかる持分保有要件を現行の25%から引き下げることがを要望する。
二重課税の防止・国際的な競争力の確保の観点から、現行の25%以下に引き下げるべきである。
- ・ 資源の乏しい我が国にとって国外での資源の安定的な供給先の確保は極めて重要であり、天然資源確保のための投資は必要不可欠なものである。一方で、天然資源の権益を取得するための投資金額は巨額であり、持分或いは権益の25%以上を取得することは困難を伴う。

平成21年度税制改正において外国子会社配当益金不算入制度が導入されたのは、我が国経済の活性化の観点から、我が国企業の外国子会社が海外市場で獲得した利益の国内還流促進に向けての環境整備がなされたものであるが、昨今の我が国企業による天然資源確保のための投資を含む海外投資拡大の動きを鑑みれば、本制度の意義は年々増していると考えられる。

したがって、外国子会社配当益金不算入制度について、我が国企業にとっての同制度の意義に加えて、本邦への安定した資源供給という観点から、特定資源（天然ガス・石油等）に対する海外投資について持分保有要件を廃止し、持分割合に関わらず同制度の適用対象とすることを要望する。

また、特定資源以外に対する海外投資についても、二重課税の適切な排除という観点及び外国子会社配当益金不算入制度導入の趣旨に加えて、同様の制度を持つ海外主要国の持分保有要件（英、独：比率要件なし、仏、蘭：5%、ベルギー：10%）とのイコールフットイングの観点から、現行持分保有要件である「25%以上」を海外主要国水準に引き下げることがを要望する。なお、課税ベースの拡大につながる事が無いよう、現行制度における益金不算入割合（95%）は維持する。

- ・ 外国子会社配当益金不算入制度の対象となる持分保有要件を25%以上から15%以上に引き下げることがを要望する。
- ・ 特定資源（天然ガス・石油等）に対する海外投資については、持分保有要件を廃止し、持分割合に関わらず海外配当益金不算入制度の適用対象とする。
特定資源以外に対する海外投資については、少なくとも現行の持分保有要件である「25%以上」を堅持することを要望する。

3) 名義株に係る外国子会社配当益金不算入制度の適用

【理由】

- ・ 名義株の取扱いは、税務上、実質主義に基づいてその真実の株主を株主として取り扱うこととされており、内国法人受取配当益金不算入に係る通達（法基通3-1-1）や完全支配関係法人及び支配関係法人の判定（法

基通1-3の2-1)、同族会社の判定(法基通1-3-2)、タックス・ヘイブン税制における外国関係会社の判定(措基通66の6-2(注))等で明らかにされている。

外国子会社配当益金不算入制度における外国子会社の判定に際しても、名義株は実際の権利者を株主とする取扱いを通達として明文化することが望まれる。

(5) 租税条約等

1) 二国間租税条約の新規締結・改正の推進

【理由】

- 成長著しいインドとの一層の技術交流促進のため、インド・パキスタンとの租税条約における使用料の範囲から、他国と同様に「技術上の役務に対する料金」を使用料の範囲から除外することを望む。
- 日印租税条約12条では、技術上の役務提供が課税範囲に定められているが、国際間取引において、技術上の役務提供がPEでなくても課税となるのは、インドとパキスタンに限定されている。近年特にインドは急激な経済成長を果たし日本との取引が増大しているところであるが、租税条約12条に基づいた課税が生じ、事務処理対応等、ビジネス拡大の阻害要因となっている。租税条約12条から技術上の役務提供を対象外とする条約改正を要望する。
- インドの租税条約から「技術的役務の提供」を削除いただきたい。技術的役務に源泉税を課する国は、インドの他パキスタン程度であり、世界的に稀であるため。
- 機器の賃借を使用料として源泉徴収を課するインド等との租税条約を改訂し使用料の対象外とすること。
- 投資・経済交流の促進の観点から、投資先国における投資所得(配当・利子・使用料)に係る源泉地国課税の軽減又は免除を盛り込んだ租税条約の見直しを期待する。
特に、親子間配当に係る源泉税の免除を備えた租税条約の改定、また、技術交流促進の観点から、使用料(インド及びパキスタンの「技術上の役務に対する料金」を含む)に係る源泉税の免除についての改定を要望する。
- 知財立国を目指すわが国において、諸外国との技術交流は重要であり、一層促進するため、日米・日英同様に使用料にかかる源泉税を免除する租税条約の締結推進を望む。
- 現在、わが国の租税条約ネットワークは84ヶ国・地域(平成26年7月)を数えるが、100ヶ国以上に及んでいるイギリス、フランス等に比べるとなお後れをとっていると言わざるを得ない。租税条約は国際的な事業活動のインフラであり、近年の経済活動のグローバル化に伴う移転価格税制適用による国際的二重課税の解消を図る重要な手段である相互協議も租税条約の存在が前提となるため、未締結国との締結促進が急務であることから未締結国との締結を促進することを要望する。
- 租税条約の各条項で規定されている持分保有割合について、連結納税を採用している場合には、連結納税グループ全体での持分保有割合を基準に判定できる旨を規定することを要望する。
- 外国子会社配当益金不算入制度の対象となる外国子会社等は、持株比率25%以上とされているが、日米、日豪、日伯、日蘭、日カザフスタン(いずれも10%)、日仏(15%)租税条約においては持株比率要件が緩和されている。新規締結及び既存の条約の改定に際しては当該持株割合の引下げを促進することを要望する。
- ①台湾との租税条約と同等の効果がある措置の早期締結②中国・インドでの源泉地国課税免除又は軽減を確保する租税条約の改正を要望する。親子間配当に係る源泉税徴収を減免する項目を入れ、日本への資金還流と再投資を促してもらいたい。

2) 配当に係る源泉所得税の引き下げ、減免規定を定める租税条約の締結促進

【理由】

- 現行では、日本への配当に際して現地国で源泉税が課されるため、例えば源泉税率が高いドイツ(源泉税率15%)のように日本への資金還流が事実上困難な国も存在しており、資金還流を促進するため日米、日英と同様のゼロ税率を要望する。
- 既存の条約についても、更なる投資交流の活発化に向けて、配当等に係わる源泉税課税の撤廃ないしは大幅軽減を盛り込んだ日米や日蘭租税条約をモデルとして改定を図るべきである。また、外国子会社配当益金

不算入制度創設に伴い益金不算入となる配当に係わる源泉税が損金不算入となったことにより、配当に係わる源泉税率が高い国からの配当還流が阻害されることが懸念されるため、この面からも源泉税を撤廃する方向で租税条約の締結及び改定を促進することを要望する。

3) OECDモデルに準拠した租税条約の充実等

【理由】

- ・ 昨今のグローバル化の流れの中、国際取引が増加傾向にあるが、国ごとに異なる課税システムを有していることがグローバル投資の障壁となっている。グローバル化推進の観点から、国際的二重課税の調整と国際的租税回避の防止を条約上規定するため、OECDモデルに準拠した租税条約の充実、制度の統一等の見直しを要望する。

4) OECD非加盟国との租税条約における使用料条項の見直し

【理由】

- ・ OECD加盟国と締結している租税条約の殆どにおいて、使用料の範囲に「産業上、商業上もしくは学術上の設備の使用料」は含まない事とされているが、インド等いくつかの非加盟国との条約では使用料の範囲に含まれることとされ、使用料にかかる条約適用範囲が統一されていないことから、一定の国とのビジネス促進を阻害する可能性がある。

外国税額控除制度を活用しても二重課税を完全に排除することは困難であることから、OECD加盟国との条約に準拠することによる適用範囲の差異解消を図るため、使用料規定に「産業上、商業上もしくは学術上の設備の使用料」が含まれる一部OECD非加盟国との条約について、当該規定の削除を要望する。

5) 貸付利子に係る源泉所得税の免除

【理由】

- ・ アジア諸国（特にシンガポール、韓国、タイ、インドネシア、マレーシア等）との租税条約改正により、日本とアジア諸国間における相互の貸付金の利子に対する源泉税を免除する。

「円の国際化」において、貸付金の利子に対する源泉税免除は、日本への投資資金流入だけではなく、対外投資の活性化に寄与するため、既に日本と米・英・豪等との間では租税条約改正により、源泉税免除を行っている。

アジア地域での円投資促進のため、アジア諸国との租税条約改正による源泉税の免除を要望する。

- ・ 利子等に係る源泉所得税に関しては、源泉徴収事務及び租税条約適用のための事務負担が削減となるよう、租税条約の特典である源泉税の軽減を免税に変更するなど随時、各国との租税条約の見直しを要望する。

6) 譲渡所得に対する源泉地国課税の範囲の限定・明確化

【理由】

- ・ 新規締結及び既存の条約の改定に際しては、譲渡所得について源泉地国課税が及ぶものの範囲を限定すると共にその範囲について予見可能性を高めることが重要であることから、当該取り決めに推進することを要望する。

7) 対応的調整規定・仲裁規定を備えた租税条約の締結促進

【理由】

- ・ 企業活動のグローバル化に伴いクロスボーダー取引が増加する中、移転価格課税に係る国際的二重課税リスクも高まっている。当該二重課税が確実に解消されるよう、相互協議が合意に達しなかった場合の仲裁規定が各国との租税条約に反映されることを望む。

- ・ 新規条約の締結、及び既存条約で標記両規定の存在しないものについては改定において、対応的調整の実施規定、仲裁規定を盛り込むことで、課税問題が生じた際に解決できる枠組みを整備していただきたい。

8) 租税条約届出書提出義務の見直し（撤廃・期限の延長・緩和）

【理由】

- ・ 租税条約は国と国が交わしている条約において税額の優遇を受けることが確定しているにもかかわらず、届出書の提出を定めている現状は、納税者に書類作成等の過度な稼働をかけるものであることから、届出書の廃止、もしくは手続き簡素化を要望する。
- ・ 租税条約届出書の提出期限につき、現状は支払日の前日となっているが、海外現地からの郵送日数、現地における居住者証明書の入手日数等、事務手続に要する期間を考慮すると、現状の提出期日では対応が非常に困難であるため、提出期日の延長を要望する。
- ・ 使用料等免税国（米、英、仏等）との租税条約につき、特典条項が使用料等以外にも適用されているため、特典条項に関する付表・居住者証明書の提出が義務付けられている。
他国との間は、租税条約届出書のみで提出で軽減税率、免税措置の適用が受けられるのに比べて、過大な事務負担が生じているため、この提出義務撤廃を要望する。
- ・ 租税条約の適用を受ける支払につき、「租税条約に関する届出書」の提出要件を緩和すること。
具体的には、人的役務提供事業等の対価の支払に関し租税条約上本邦にて課税されない場合の提出義務の撤廃、並びに特定国において提出が義務付けられている「特典条項に関する付表」の有効期限の撤廃を行うこと。

9) 国際的な金融取引の円滑化（FATCA 関係）

【理由】

- ・ 米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関する米国と各国との協定（IGA）には、①各国が国内法を整備し、金融機関が各国税務当局を通じて米国IRS（内国歳入庁）に間接的に米国口座情報を提供するモデル1IGAと、②金融機関が情報提供について同意を得た口座（協力米人口座）の情報をIRSに直接提供し、同意を得られない口座（非協力口座）の情報についてはその総件数・総額をIRSに提供するモデル2IGA、の2種類がある。

わが国においては、FATCAに関して、「国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」にもとづき、平成26年7月からモデル2IGAにもとづく所要の対応を実施している。

一方で、各国の税務当局同士が連携し税務情報を交換する取り組みについては、上記のFATCA以外にOECDでも、金融口座情報について自動的情報交換を行う共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）が策定されており、わが国においては平成30年に初回の情報交換を行うことを想定し、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の改正が平成29年1月1日から適用される。

CRSにおいては、各国の金融機関は非居住者の口座情報について自国の税務当局に報告することとされていることから、CRSの導入に伴い、本邦金融機関は、米国IRSと本邦税務当局の双方に非居住者等の口座情報を提出することが求められることとなる。さらに、モデル2IGAによる報告に対応するためには、英語でのFATCA制度の理解、制度改正の動向のフォロー、報告システムの整備が必要になる等、本邦金融機関にとって相当な負担が発生している。したがって、わが国のFATCA対応について、モデル1IGAにもとづく対応に移行するための所要の措置を講じることを要望する。

なお、モデル1IGAにもとづく制度の開始時期については、本邦におけるCRS導入と同時期の平成29年1月1日とすることが合理的と考えられるが、移行に当たっては、利用者への周知や、金融機関における体制整備等について十分考慮することを併せて要望する。

(6) 過大利子支払税制

1) 適用除外規定における「関連者支払利子等の額の合計額」と「支払利子等の額」

【理由】

- ・ 「関連者支払利子等の額の合計額」と「支払利子等の額の50%」を比較する適用除外規定において、「関

連者支払利子等の額」については措法66の5の2②において特定債券現先取引等に係る支払利子等が除かれている一方で、「支払利子等の額」については特定債券現先取引等に係る支払利子等を除く規定はなく、両者で支払利子等の範囲が異なっている。

この理解で問題ない場合には、その旨を明確にしていきたい。

2) 過大支払利子税制における調整所得金額の計算

【理由】

- ・ 現行法上、調整所得金額は、法法40（所得税額の損金不算入）の規定を適用しないで計算することとされている。

しかし、たとえば外国法人が所有する国内不動産を譲渡した場合、譲渡対価に対して10%の源泉所得税が課税される（源泉免除証明の適用なし）一方で、法人税は譲渡益に対して課税されるため、課された多額の源泉所得税を損金に算入したままで調整所得金額を計算すると、関連者支払利子等に係る損金算入限度額がほとんど算出されない結果となってしまう。

このように課税上の弊害が生じるケースもあるため、一定の例外規定を設けるなど法令で手当てしていただきたい。

(7) BEPS問題

1) BEPSアクションプランにあたっての配慮

【理由】

- ・ 企業の健全な海外事業展開を促進、円滑化し、海外の活力を取り込むというわが国の成長戦略を踏まえ、国際課税制度の一層の整備のため、国際的な租税回避行為等の防止対応における健全な企業活動への十分な配慮を要望する。
- ・ 経済協力開発機構（OECD）による国際課税の新ルールに基づき、新たに作成義務が課せられる文書について、企業側の過度な事務負担とならないよう配慮願いたい。また、新ルールの適用時期については、十分な準備期間（少なくとも2カ年程度）を設けていただきたい。
- ・ BEPSに無関係な企業が過度に追加的な事務負担を負うことにならないよう、制度整備に際しては十分配慮すべきである。また、追加的な情報提供によって、不適切な税務執行が助長されることや、二重課税リスクの増大を防ぎ、各国税務当局へ提出された企業情報の適切な管理が徹底されるよう、国際交渉において主張すべきである。
- ・ 無形資産の取扱いに関する予見可能性と国際的なルールとの整合性の確保の重要性が高まっていることから、無形資産の取扱い、特に、無形資産の定義についての法令レベルにおける明確な規定を置いていただきたい。また、OECDではBEPS行動計画8において無形資産について検討されているが、この成果を国内制度改正等につなげていくに際しては、事前に関係者からの意見を聴取し、更に、改正に際してはドラフトへのパブリックコメントを求める等の形で、納税者の理解や納得を得ながら進めていただきたい。

BEPS行動計画13のマスターファイルにおいて報告が求められる無形資産に関する取扱いを始め、何をどこまで記述すべきか判断に迷う事項が残されている。

今後は各国の国内法への導入に向けたタイムラインの明示及び報告内容の一層の明確化を図るとともに、導入後の執行に関しモニタリング等を通じて適正な運用が行われることを引き続き要望する。

- ・ 企業グループ内において、対応を徹底させる為、納税者への過度な事務負担賦課を避け、また施行にあたり十分な準備期間を確保する事を要望する。
- ・ 過剰な規制によって健全な企業活動が阻害されないよう慎重な対応が必要。また、BEPSに無関係な企業が過度に追加的な事務負担を負うことにならないよう制度整備に十分な配慮をすべき。また、追加的情報提供による二重課税リスクの増大を防ぐ国際的な枠組みの整備を合わせ進めるべき。
- ・ CFC税制についてのBEPSにおける議論（BEPS行動計画3）は、現行制度を強化することが前提となっている。一方、現行の日本のCFC税制（外国子会社合算税制）に対しては、多くの問題点や改正要望が出されている状況である。今後、本制度を強化する場合には、BEPSの議論の結果のみを理由として現行制度

をいたずらに強化するのではなく、そもそもの制度趣旨・目的を踏まえた適正な改正を要望したい。

- ・ タックスプランニングの報告義務（BEPS行動計画12）は新たな制度となることから、実務上の負担が増加する。これは、税理士等の外部専門家のみならず、企業の担当部局にとっても新たな負担となる。したがって、報告内容や手続きを明確化する等、実務上の事務負担の軽減に配慮し、現実的な制度の導入を要望する。

- ・ OECDは、平成25年7月に「BEPS行動計画」（Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転）を公表し、BEPSに対処するために必要な15の行動計画を策定した。

各国が二重非課税を排除し、実際に企業の経済活動が行われている場所での課税を十分に可能とするため、OECDは各行動計画について、新たに国際的な税制の調和を図る方策を勧告することとしており、平成26年9月には第一弾の報告書が公表された。今後、平成27年12月までに、すべての計画について報告書が公表される予定である。

報告書の公表後は、わが国でも国内法制化が検討されることとなるが、検討の結果次第で、海外展開している本邦金融機関に対して、当局への追加の報告負担を含めた実務負担の増大や、各種税制の見直しによる税負担の増加、資金調達への影響等が発生する懸念がある。

したがって、「BEPS行動計画」の各報告書にもとづいた国内法制化の際には、業界特有の規制・監督を受けている金融機関の特性を踏まえたルールとすることを要望する。また、金融機関の業務への影響を十分に考慮するとともに、体制整備のための十分な準備期間を設けることを併せて要望する。

2) 移転価格文書化の再検討（BEPS行動計画13）

【理 由】

- ・ 【マスターファイルに係る免除措置の導入】

作成に係る事務負担が極めて大きいと想定されることから、一定の作成免除措置を設けることを要望する。また、作成要件を満たした場合においても、提出義務を課さず、調査官の求めに応じ都度提出とする等、運用における簡便化も考慮すべきである。

- ・ 【マスターファイル及びローカルファイルに係る作成期限の延長】

国別報告書・マスターファイル・ローカルファイルは三層構造で各々が関連性を持ち、整合性を図りながら作成する必要がある。文書作成の効率化及び一定の正確性確保等の観点から、提出期限は国別報告書と同様とすべきである。

- ・ 【国別報告書及びマスターファイルに係る記載情報における納税者への裁量・判断の委譲】

記載内容につき各国の定義（解釈）が異なると想定されることを踏まえれば、各々の記載項目の定義明確化は困難性が高い。従って、究極親会社所在地国の基準を適用すべきであり、記載ぶりについても、納税者側にある程度の裁量・判断が認められるべきである。

- ・ 【文書作成・提出が遅延等した場合の罰則の免除】

企業規模に比例して本制度への対応稼働・事務処理は増加する。何らかの事情により、文書作成・提出が遅延等する場合が想定されるが、本件への対応は直接的に納税額に影響を与えるものではないことから、罰則規定は設けるべきではない。

- ・ BEPS行動計画13において、国別報告書等の作成義務化が提言され、本邦法令も同行動計画に準じた法改正が行われる予定だが、過度な事務負担・コスト増に繋がらないよう、実務に即した法制化を検討いただきたい。

- ・ 移転価格文書（マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書）の各記載事項について、重要性の低いものは不要であることを明記しかつ重要性に各社一律の数値基準等を不設定することを要望する。

適切な価格と条件設定、リスク評価等の移転価格文書化の趣旨を鑑みると、記載すべき項目は第一義的には経営者に委ねられるべきものであり、重要性が低い事項についてまで含める必要性に乏しいため。

また、重要性基準を一律に定めることは、他国と基準をが異なることによる不整合を生むことによる実務上の混乱やすべての業種規模に対して一律に定めることに限界があるため。

- ・ 各移転価格文書（マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書）の作成・提出時期についての整合性確保（国別報告書の提出期限として想定される事業年度終了後12ヵ月に統一）することを要望する。

基本的には各移転価格文書は同時に作成することが求められており、一部の書類のみ先に提出することは趣旨に反するため。

また、マスターファイルとローカルファイルについて作成期限を申告時とするのは、日本の申告時期が他国と比較し相対的に短いことを鑑みると実務上の負担が過大となるため。

- ・ 他国との初年度提出時期の不整合への対応、任意提出制度及び当該書類の自動情報交換への適応をお願いしたい。

OECDの成果物では2016年1月以降開始事業年度から文書の作成が求められている。

仮に日本の法制度における強制の提出義務が上記より後の事業年度からとなったとしても、国別報告書は情報交換の枠組みにおいて、究極の親会社以外での提出が必要になる可能性があり、実務上の混乱を招く可能性があるため。

- ・ 各移転価格文書の作成・提出言語の単一化を要望する。
各移転価格文書について、複数言語での作成及び提出は翻訳作業に手間がかかり、極めて煩雑なものとなるため。
- ・ 国別報告書の構成事業体として持分法適用会社の除外の明記してほしい。
連結財務諸表の各項目の構成要素に含まれなく（あくまで持分法による取り込み）、現在の移転価格事務運営要領でも関連者の範囲ではない、持分法適用会社については国別報告書に記載すべきものではないと考えております。
- ・ 移転価格税制対応工数・コストの大幅な増加が想定されるため、実務を考慮した法制化をお願いしたい。
- ・ OECD行動計画13の決定に伴い、作成が義務付けられる「文書」（マスターF,ローカルF,CBC）について、また、それ以外の新たな対応について、企業側の過度な事務負担とならない様、また、適用時期についても十分な準備期間を確保していただきたい。
企業側のメリットがほとんど感じられない内容であり、また、国内のほとんどの企業が、国際税務について最少人員による対応を余儀なくされている実態を考慮してほしい。
- ・ BEPS行動計画13（移転価格関連の文書化の再検討）に関して、我が国において国内法制化が検討されることになるものと考えられる。しかしながら、当該成果物では大枠が示されたにすぎず、詳細については示されていないため、納税者にとって過大な事務負担が懸念される。今後の国内法制化に向け、納税者に過大な事務負担が生じないように、納税者からの意見を聴取する場を設け、当該意見を十分に考慮した上で、慎重な制度設計を強く要望する。
- ・ 行動13（移転価格文書化の再検討）については、平成26年9月に最終報告書が公表された後、平成27年2月には「移転価格文書と国別報告書の実施ガイダンス」が公表され、平成28年に開始する事業年度から報告書の提出が求められることとされた。このように早期の体制整備が求められるなか、実務における負担の軽減の観点から、国内法制化に伴い提出が必要とされる資料と重複する内容の資料を廃止する等、既存の関連資料との重複を回避することを要望する。

(8) 帰属主義

1) 国外所得の90%シーリングルール

【理由】

- ・ 国外所得計算は平成28年4月1日より、所謂AOAに基づき計算することになっている。90%シーリングルールはAOA導入前に定められたものであり、90%という上限値を一律に定めることはAOAに適合しないと考えられる（むしろ、OECDにより否定された「関連事業アプローチ」の考え方に近い）ことから、削除して頂きたい。

2) AOAにかかる文書化についての対応

【理由】

- ・ 他の者との取引から生じる所得が、国外事業所等に帰せられるものについて文書化の定めがなされたが、その書類の作成等について具体的な指針、テンプレート、Q&A等を示していただきたい。

企業側のメリットがほとんど感じられない内容であり、また、国内のほとんどの企業が、国際税務について最少人員による対応を余儀なくされている実態を考慮してほしい。

- ・ AOAの文書化の対象から、内国法人国外支店の営業部署のみが関与する通常の外部取引については、除外することを要望する。

AOAは、内国法人にとっては税額に直接影響せず、国外所得計算に影響するに過ぎない。にもかかわらず、現行法は、文書化の対象として明らかな国外取引についても文書化を要求している。この点は、文書化の効果に比して負担が過重なものとなっており、適正化を図るべき。

- ・ 内部取引についての文書化が定められたが、当該税制の撤廃をお願いしたい。
企業側の負担による作成の必要性が全く感じられない（調査で事例ごとに確認すれば済む話である）。
- ・ 外国法令における課税所得計算上認められる内部取引であれば、現地国税務申告書の添付等を要件に、独立企業間価格への引き直し計算・文書化不要等の措置を講じてほしい。

内部取引が独立企業間価格であることを証明・文書化するためには、PE所在地国において専門家を交えた移転価格分析が必須と思われる。外国税額控除限度額算出のために過剰なコスト・工数となるのではないか。特定外国子会社の合算所得計算上は外国法令による計算も認められていることから類似の措置を検討いただきたい。

Ⅱ 所得 税

1 所得税法

(1) 所得税制度全般

課税単位の見直し

【理 由】

- ・ 所得税については、現行、個人ベースでの課税が行われている。社会保障と税の一体改革が推進されることに伴い、今後さらに「高額所得」及び「低額所得」の概念が重要になると考えられるが、個人ベースで所得の多寡が判断されることで、世帯ベースでの所得をみたときと比し、税負担や児童手当、社会保障等に不利な状況が生じる場合もあると思われる。したがって、たとえばアメリカのように、納税者の選択により個人申告と夫婦合算申告を選択できるようにするのも一案ではないかと考える。

(2) 給与所得関係

日本へ帰任後の海外個人所得税

【理 由】

- ・ 会社負担の海外個人所得税について、日本帰任後に課せられた海外個人所得税は、非課税所得とすることを要望する。

(3) 所得控除

生命保険料控除制度の安定的運営、制度拡充の検討

【理 由】

- ・ 生命保険は、公的保障とともに国民の生活保障を支える私的保障の中核的役割を担っています。この私的保障についての準備を幅広く支援・促進する制度として、生命保険料控除制度があります。生命保険料控除制度は、公的保障を補完する私的保障の役割が重要性を増す中、遺族保障・介護医療保障・老後保障といった、国民自らが必要とする多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する制度です。国民が安心して生命保険に加入し、継続できるよう、生命保険料控除制度が恒久的に継続されることが不可欠です。また、国民の自助・自立のための環境整備等の観点から、社会保障制度の見直しに応じて、生命保険料控除制度が拡充されることを要望します。

① 社会保障制度改革における自助努力の重要性と自助努力支援の必要性

近年、我が国では人口減少と少子高齢化が同時進行しています。医療・介護・年金等の社会保障給付費は現在年間およそ115兆円であり、この20年で約2倍に増大しています。今後も、高齢化の進展を受けて、特に医療・介護分野における更なる給付の増加が見込まれており、2025年には社会保障給付費が約150兆円程度に達すると推計されています。また、人口減少とともに高齢化が進むことで、現役世代の人口全体に占める割合が減少しています。現在は国民の4人に1人が高齢者（65歳以上）ですが、2060年には国民の4割が高齢者となります。それに対し、現役世代（15～64歳）の割合は現在の6割から2060年には5割に低下すると推計されており、高齢者1人を1.3人の現役世代が支える社会の到来が見込まれています。これにより、社会保障給付費に充当される国の一般歳出の増大が懸念されます。このような現状を踏まえ、持続可能な社会保障制度の構築に向けた、国民負担や社会保障給付のあり方を見直しが喫緊の課題とされています。平成24年8月に成立した社会保障制度改革推進法においては、社会保障制度改革の基本的な考え方として「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと」、そして「社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立

場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること」と規定されました。社会保障制度改革を考える上では、少子高齢化の急速な進展や国・地方財政等の状況を踏まえると、「公私二本柱の生活保障」という理念のもと、公的保障・私的保障のそれぞれが、各役割を果たし、互いが補完し合って、国民の生活保障を支えていく体制を構築することが重要となります。多様化する国民の生活保障ニーズに応じて、加入者間の「相互扶助」の原理により保障を提供する生命保険に期待される役割は、社会保障制度改革を通じて、今後ますます大きくなっていくことになります。社会保障制度のおかれた状況を踏まえると、生命保険を通じて国民一人ひとりの自助努力を支援・促進する生命保険料控除制度は、これまで以上に大きな役割を担うものであり、国民が安心して生命保険に加入し、継続できるよう、恒久的に継続されることが不可欠です。また、国民一人ひとりが必要な私的保障の準備を自ら行うことを促すための環境整備等の観点から、社会保障制度の見直しに応じて、自助努力を支援する生命保険料控除制度を拡充していくことが必要です。さらに、自助努力の喚起によって、国民自らがリスクを管理する意識を醸成することは社会保障制度改革に資することとなります。平成25年12月に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律においては、「個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入」に努めることとされています。生命保険料控除制度の拡充は、社会保障制度改革において我が国が行おうとしている自助努力の喚起を、より明快に推し進めることにもなります。

②多様化する生活保障ニーズに対応した自助努力支援制度の必要性

国民が必要とする保障の種類は一人ひとり異なり、年齢や家族構成とともに変化していきます。例えば、男性の場合、20～40歳代は「遺族保障」、50～60歳代は「遺族保障」に加え「老後保障」を必要とする一方で、女性の場合、20～40歳代は「医療保障」、50～60歳代は「医療保障」に加え「老後保障」を必要とし、ライフステージの変化により必要とする保障も変化していきます。こうした国民の多様な生活保障ニーズを踏まえ、平成24年1月より、それまでの生命保険料控除・個人年金保険料控除に介護医療保険料控除を加えた、新たな生命保険料控除制度の適用が開始されています。生命保険については、「遺族保障」として年間約3兆円（平成25年度）の死亡保険金が支払われ、公的保障（遺族年金）を補完しています。平成23年に発生した東日本大震災においては、生命保険が果たすべき社会的使命の重要性、特に遺族の生活保障や生活再建における死亡保険金の重要性が国民全体に強く再認識されたところです。また、生命保険文化センターの「平成25年度 生活保障に関する調査」によれば、男性は平均3,172万円、女性は平均1,463万円の死亡保険金が遺族の生活資金の備えとして望ましいと考えていますが、実際に加入している死亡保険金額は、男性が平均1,882万円、女性は平均876万円であり、望ましいと考える死亡保険金額に比べておよそ6割となっています。国民が必要としている保障金額の遺族保障に加入できるよう、生命保険料控除額を相応に拡充することが必要と考えられます。その他、公的年金の支給開始年齢引き上げ議論や、将来の実質受取額の低下の見通し等を踏まえて重要性が増す「老後保障」、公的介護・医療制度の補完として保障ニーズが高まりつつある「介護医療保障」を含め、これらが全体として国民一人ひとりのニーズに沿った生活保障として機能しています。また、生活保障に対する国民の意識は、遺族・医療・介護・老後の全てにおいて約5～8割の人が「公的保障のみでまかなえるとは思わない」と考えていることに加え、私的保障に公的保障および企業保障を合わせた経済的準備に対しても、約5～7割の人が「充足感がない」と考えており、私的保障のより一層の充実が必要とされています。一方で、生命保険の世帯加入率は長期的に低下傾向にあり、特に世帯主が30歳未満の若年層においては、加入率が急速かつ大幅に低下しています。現在の若年層における私的保障の準備不足は、今後、国民全体の私的保障の準備不足へと波及することが懸念されることです。持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律には「個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入」に努めると規定されています。生命保険は公的保障の補完として、国民一人ひとりのニーズに沿った多様なサービスを提供する最適な手段と考えられます。遺族保障、介護医療保障、老後保障という3つの生活保障すべてについて、今後も公的保障（社会保険）と私的保障（生命保険）が補完し合い、将来の生活不安を取り除く体制を継続・強化することが重要です。「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、公的保障を基盤とし、個々の重視するニーズに応じて私的保障を選択的に準備することで、より有効かつ効率的に、国・地方の財政負担を軽減しつつ、多様な生活保障ニーズを充足することが可能です。したがって、多様なニーズに対応する自助努力支援制度の更なる充実につながるよう、国民の自助努力を税制

面から支援・促進する生命保険料控除制度について、社会保障制度の見直しに応じて拡充していくことを要望します。

③必要となる所得控除限度額の水準

生命保険料控除の制度は平成24年に改組され、所得控除限度額は一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除各4万円、全体の所得控除限度額は、12万円となっています。平成24年改組以前は、生命保険料控除額（新制度の一般生命保険料控除と介護医療保険料控除の合計に相当）は昭和49年以降5万円、個人年金保険料控除額は平成2年に5万円とされてきました。昭和49年から平成26年までの間に消費者物価指数は約2倍となっています。現在、政府はデフレからの脱却を図っており、それに呼応して日本銀行は、物価安定目標として消費者物価の前年比上昇率2%の目標を掲げているところです。このような状況を踏まえると、現在の制度全体の所得控除限度額は、一般生命保険料控除と介護医療保険料控除の合計では、昭和49年の水準の2倍の10万円、個人年金保険料控除も合わせた総額で15万円以上の水準が妥当と考えます。そこで、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除について、それぞれの所得控除限度額を現行の4万円から5万円とし、制度全体の所得控除限度額合計を15万円とすることを要望します。また、平成23年12月以前契約についても、制度の簡素化の観点から、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の枠を設け、それぞれの控除限度額を5万円とすることを要望します。

④国・地方両面からの自助努力支援の必要性

生命保険料控除制度は、国税（所得税）と同様に、地方税（個人住民税）においても、地域住民の私的保障充実を支援・促進する制度としての役割を担っています。今後、少子高齢化の急速な進展により社会保障に係る負担の増大や給付の見直しが見込まれる中、国だけではなく、地方にとっても、公的保障を補完する私的保障の役割がますます重要となります。また、国と同様に地方財政においても、社会保障給付費の増大は財政悪化の要因となっていますが、例えば、20年前に比べ約3倍に増加した生活保護費については、保護開始理由の約3割が働いていた者の死亡・傷病・介護であり、健康な間にそれらの備えを行ってれば生活保護の支給を回避し、抑制できた可能性があります。「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、地方の福祉サービスと私的保障が互いに補完し合って地域住民の生活保障を支える体制を構築するため、地方財政の健全化のためにも国税（所得税）と同様に、地方税（個人住民税）においても、様々な私的保障の準備を幅広く支援・促進する制度である生命保険料控除制度は不可欠です。上述のとおり国税（所得税）について拡充を要望していますが、制度の簡素化の観点から、地方税（個人住民税）法上の所得控除限度額の内訳についても、現行の各枠2.8万円（平成23年12月以前契約は各枠3.5万円）から少なくとも各枠3.5万円（全体の所得控除限度額は7万円）とすることを要望します。

(4) 源泉所得税

1) 完全支配関係のある子会社から内国法人が受領する配当については、源泉徴収の対象外とすること

【理由】

- 完全支配関係のある会社への配当については、平成22年度税制改正により、全額益金不算入となっており、金銭以外による配当を支払う者には、源泉徴収義務が課されていません。

一方で、金銭で配当を支払う者には源泉徴収義務が課されているため、一旦、配当金の20%を源泉徴収の上、税務署に納付する必要があります。配当金を受け取る会社においては、所得税額控除により当該源泉税の負担はなくなるものでありますが、納税者に金利負担や事務負担を強いており、企業組織・再編のあり方を検討する際に影響を与えていることや、納税者の事務負担を考慮すると、源泉徴収不適用とすべきと考えます。

- 会社分割等により持株会社制へ移行する法人が増加している中、子会社から親会社への資金還流の機会も増加している。

配当により資金還流した場合、支払側に源泉徴収義務が課され、資金が流出する。

分割しない場合（持株会社制へ移行しない場合）にはこのような流出が生じず、著しい不公平を生んでいる。特に通常の決算配当の場合、親会社側で税額控除により回収できるまで一年近く要することとなる。

少なくとも完全支配関係にある法人間であれば、支払相手先が完全に特定でき、後日税額控除を受けられることが確実であるため、課税上の弊害は生じえず、源泉徴収義務を免除すべきである。

2) 匿名組合契約に基づく利益の分配に係る源泉所得税納付の時期及び課税の範囲に関する規定を整備すること

【理由】

- 匿名組合契約に基づく利益の分配に係る源泉所得税納付の時期及び課税の範囲に関する規定を整備することを要望する。

匿名組合契約の計算期間の途中で余剰資金を組合員に送金することがあるが、その際の源泉徴収税の計算の基となる所得の金額が法令上明確ではない。その計算期間の利益の分配の前払いと考えて、その時点で源泉徴収を行うべきであるという解釈と、計算期間終了後利益の額が確定した時点で源泉徴収を行うべきであるという解釈とが存している。また、源泉徴収の対象となる利益の分配の額を、会計上の額とすべきか、税務上の額（加減算調整考慮後）とすべきか、についても明らかとはされていない。

3) 投資事業有限責任組合における特定外国組合員が、投資事業有限責任組合から生ずる事業所得以外の所得について源泉徴収の適用を受ける場合の適用関係等を明らかにすること

【理由】

- 投資事業有限責任組合における特定外国組合員が、投資事業有限責任組合から生ずる事業所得以外の所得について源泉徴収の適用を受ける場合の適用関係等を明らかにすることを要望する。

平成21年度の税制改正により、特定外国組合員については国内にPEを有しないこととされ、組合事業から生じる所得については法人税及び所得税の申告納税が不要とされた。しかしながら、当該組合においてたとえば債券の利子等の源泉分離課税の対象となる所得が生じた場合、外国組合員の持分割合を調べたうえで外国組合員に帰属する部分についてのみ源泉徴収を行うこととなるのか疑問が生ずる。このような場合の源泉徴収の有無、源泉徴収の方法等を明らかにしていただきたい。

4) 復興特別所得税における源泉徴収制度に係る「報酬等」の除外

【理由】

- 源泉徴収の対象となる支払のうち「報酬等」については受領した個人において確定申告が必要である。現行の源泉徴収は復興特別所得税を含めた10.21%が適用され、計算誤りが生じる原因となっているため、徴税手続を簡便化するという源泉徴収制度の趣旨に鑑み、「報酬等」については復興特別所得税の源泉徴収制度から除外することを要望する。

5) 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の見直し

【理由】

- 現行の制度上、大口個人株主（3%以上株式を保有）とその他の株主に係る源泉徴収税率等に差があることから、証券会社等における配当の源泉徴収事務に負荷が生じております。

また、みなし配当が発生する自己株式の公開買付け（TOB）において、公開買付代理人である証券会社は、応募株主が大口個人株主であるか否かの判定を行うための情報が伝達されるまでの間（通常、16営業日）は源泉徴収を行うことができず、その結果として、自己株式のTOBに係る決済が大幅に遅くなっているという状況（通常のTOBの決済は4～5営業日）がござります。

大口個人株主に係る配当については、原則として確定申告（総合課税となる）が求められているため、証券会社等における源泉徴収の有無に関わらず、最終的な課税漏れのリスクは高くないと考えられることから、証券会社等の事務負担の軽減や自己株式のTOBスキームの効率化等の観点から、大口個人株主に係る源泉徴収税率につき、その他の株主と統一することを要望いたします。

(5) 出国税

出国税の課税対象となる有価証券の範囲から、ストックオプションを除外すること

【理由】

- ・ 出国税の課税対象となる有価証券からストックオプションが除外されていないため、以下の問題が生じると考えられる。

○非適格ストックオプションの場合

将来権利行使した時に生じる給与所得等の所得と出国税との調整規定が設けられていないため、二重課税が生じる可能性がある。

○適格ストックオプションの場合

将来権利行使した時に生じる譲渡所得の計算において、出国税との調整がどのように行われるのか明確ではない。

また、外国企業の日本への誘致及び日本企業の海外市場進出を推進するためには、国境を越えた人材の流動性を高める必要があると考えられ、ストックオプションを出国税の対象とすることは、ストックオプションを付与された人材の流動性を阻害する要因になりうる。

(6) その他

確定申告期限の延長

【理由】

- ・ わが国の給与の支払や取引の決済は月末近くに行われることが多く、特に取引量の多い大企業の場合は現行の支払月の翌月10日までに源泉所得税を算定・納付する作業は時間的制約を伴うため、源泉徴収義務者の事務負担の軽減及び期限後納付防止のためにも納付期限を支払月の翌月末日とすること。
- ・ 日本の確定申告期限は、課税年度終了後3カ月半（翌年3月15日）という短い期間にもかかわらず、提出期限の延長が認められていない。この期間は、諸外国の確定申告書の提出期限と比較しても圧倒的に短い期間となっている。（たとえばアメリカの場合、4月15日が提出期限となっているが、10月15日まで6カ月間の延長が認められる上、海外赴任者については12月15日まで8カ月の延長が認められている。また、イギリスの確定申告期限は、課税年度終了後9カ月となっている。）

日本においても確定申告期限の延長を認めることとすれば、多数の日本法人の事業年度末である3月において、確定申告書の作成及びその提出のための事務手続きが集中しないこととなり、これまで申告書の作成に十分な時間を割くことができなかつた企業及び納税者に時間的余裕が生じる。結果として、適正かつ自主的な申告を促進することができると考えられる。

2 租税特別措置法

(1) 金融所得課税の一体化の推進等

【理由】

- ・ 未上場株式（その募集が公募により行われていること、有価証券報告書を提出している法人により発行されたものであることその他一定の要件を充たすものに限る。）について租税特別措置法第37条の11第2項に規定する「上場株式等」の範囲に加えることにより、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例及び譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること。

株式の発行形態が多様化する中で、会社法に定められている種類株式の発行を行う企業が出現してきております。平成26年6月24日に公表された「『日本再興戦略』改訂2014」においても、実行すべき施策の一つとして、「種類株式活用促進策の検討」が掲げられているところであります。

一方で、種類株式については、その性質上、必ずしも取引所に上場することができるものではないところ、そのような場合、一般の個人投資家が保有する場合において、税法上、「上場株式等」に区分されないこと

となるため、配当と譲渡損の損益通算、特定口座への組入れ、NISAでの買付けといった税制上のメリットを享受することができず、個人投資家の保有が進まないことも想定されます。

したがって、個人投資家に広く保有されることが前提とされるような種類株式においては、募集が公募により行われることや発行する法人の情報が開示されていることなどの要件を充たす場合に限り、「上場株式等」として取扱う措置を講じていただくことを要望いたします。

- ・ わが国においては、個人金融資産の有効な活用が経済活性化のための鍵となっており、それに資する金融・資本市場の構築が喫緊の課題である。そのためには、個人投資家が自らのリスク選好に応じて自由に金融商品を選択できるようにする必要があり、金融資産に対する課税は、簡素で分かりやすく、金融商品の選択に当たって中立的であることが求められる。

政府税制調査会は、平成16年に金融商品に対する課税方式の均衡化と損益通算範囲の拡大の方向性を打ち出した。この流れに沿って、平成20年度税制改正においては、上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算が平成21年以降可能とされ、さらに平成22年度税制改正においては、「金融所得課税の一体化を更に推進する」とされた。また、平成25年度税制改正においては、平成28年1月以降、公社債等に対する課税方式を上場株式等と同様、申告分離課税に変更したうえで、損益通算できる範囲を、公社債等にまで拡大することとされ、金融所得課税の一体化に向けた制度整備が進展している。

このようななか、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、金融商品間の課税方式の均衡化を図るとともに、預金等を含め損益通算を幅広く認めることで、一体化のさらなる推進を要望する。

その際、金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、その対象範囲が順次拡大されることを念頭に、一体化の実施時期に応じて、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関のシステム開発等に必要の準備期間を設ける等、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすることを要望する。

- ・ 投資者の積極的な市場参加を促す環境を整備する観点から、金融商品に係る損益通算範囲を拡大し、デリバティブ取引（注1）を対象とするとともに、特定口座での取扱いを可能とすること

（注1） 現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカードワラントを含む。）の差金等決済に係る雑所得を申告分離課税としたうえで、損益通算範囲に加えること

（注2） 実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

先般の税制改正により、平成28年から公社債等の利子等及び譲渡に係る損益について株式等と通算することが可能となっており、また、かねてより、商品の垣根を越えた総合取引所の実現に向けた議論が進められているところ。これを踏まえ、デリバティブ等の金融商品から生じた譲渡損益等の所得についても、株式等の譲渡損益との損益通算の対象とするなど、損益通算の範囲を拡大し、投資者がよりリスク資産に投資しやすい環境を整備することが急務であると考えられることから、損益通算の対象を幅広い金融商品に認め、さらにデリバティブ取引に係る損益通算を特定口座においても可能とする措置を講じていただくことを要望いたします。

(2) 「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備

【理 由】

- ・ 現行では、担保金の対象を金融商品取引法に定める店頭デリバティブ取引に係る担保金に限定しているが、これを広くデリバティブ取引一般に適用範囲を拡張していただきたい。

現行法で対象とされる金商法上の店頭デリバティブ取引には、為替デリバティブや商品デリバティブ等、広く市場で取引されているデリバティブ取引が対象からもれており、他方で、実務では、担保金のやり取りをすべてのデリバティブ取引のポジション残の合計をもとに日次で行われるものであるから、制度趣旨と実務が完全にミスマッチを起こしており、早急な改正が望まれる。

- ・ 現状では、日本のクリアリングハウス（例、日本証券クリアリング株式会社）が支払う担保金利子が課税対象になる可能性があるが、国際的な平仄を合わせる見地から、日本のクリアリングハウスが支払う担保金利子を非課税としていただきたい。

現行では、日本証券クリアリング株式会社における業務方法書に定める方法により、店頭デリバティブ取引が清算されるが、これにより、デリバティブ取引に係る担保金利子の源泉徴収義務者がJSCCになるはずであるが、その旨が法令上明らかではなく、明確化が求められる。又は、いっそ諸外国の例にならい、クリアリングハウスが支払う担保金利子を非課税とすることも検討の余地があるのではないかと考えます。

- ・ 通常、国内金融機関等が外国金融機関等との間でデリバティブ取引を行う際には、ISDAマスター契約及びCSA契約に基づいて、当事者間の全てのデリバティブ取引に係るポジションをネットリングして、担保の授受を行う実務が一般的となっております。

平成27年度税制改正において、外国金融機関等が国内金融機関等との間で平成30年3月末までに行うデリバティブ取引に係る証拠金で一定のものから生じる利子を非課税とする措置が講じられておりますが、この措置は被担保取引が店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第2条22項）のみに適用されることから、国内金融機関等が外国金融機関等との間で金商法上の店頭デリバティブ取引だけでなく、外国為替取引や店頭商品デリバティブ取引等を行っている場合には、全てのポジションがネットリングされて担保金の計算がされていることから、金商法上の店頭デリバティブ取引に係る現金担保から生じる利子について、源泉徴収免除の規定の適用を受けることが実質的に困難となっております。

これらの理由から、外国金融機関等が国内金融機関等との間で行う外国為替取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る証拠金から生じる利子についても非課税とする措置を講じていただくことを要望いたします。

- ・ 金融機関等は、デリバティブ取引を行うに当たり、その時価変動に伴うカウンターパーティの信用リスク削減手段として、国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA：International Swaps and Derivatives Association）が定めるISDAマスター契約およびその付随契約（CSA：Credit Support Annex）を締結し、現金・国債等を担保として授受することが一般化している。

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）および証券監督者国際機構（IOSCO）は、G20ピッツバーグ・サミットでの合意にもとづき、平成25年9月に中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する報告書を公表し、わが国においても、平成26年7月に関係する内閣府令等の案が公表された。本規制においては、中央清算されないデリバティブ取引について、金融機関およびシステム上重要な非金融機関との担保契約の締結、担保授受が義務化されることとされており、国際合意である平成28年9月からの実施に向けて、本邦金融機関も多様な国の金融機関等と契約締結を進めていく見込みである。

以上の状況を踏まえ、平成27年度税制改正においては、外国金融機関等が、国内金融機関等との間で平成30年3月31日までに行う店頭デリバティブ取引に関して当該国内金融機関等に預託する証拠金で一定のものにつき支払を受ける利子について、非課税適用申告書の提出等を要件として、所得税を非課税とする措置が講じられたが、本措置の対象は金融商品取引法に規定される店頭デリバティブ取引に限定されており、CSA契約に一般的に含まれる先物為替や商品デリバティブは含まれていない。担保金額の算定はCSA契約の対象を一括して計算し、源泉徴収免除分と非免除分の切り分けができないことから、現行の措置で制度の実効性を確保することは困難である。

担保に係る課税関係の存在を理由に、外国金融機関等から契約締結を拒否される、または契約が締結できたとしても取引を敬遠されたり、不利な条件での取引を強いられ、本邦金融機関のマーケットプレゼンスや競争力の低下を招くこととなれば、ヘッジ機能の低下による市場流動性悪化に加え、ALM運営や信用リスク管理にも悪影響が生じることが懸念される。

したがって、本措置の対象となる取引の範囲を先物為替や商品デリバティブにまで拡大することを要望する。

- ・ 現状、日本における証券会社等は日本国債のレポ取引を英国現地法人と行うことが一般的であり、当該英国現地法人は海外レポ市場における様々な海外投資家の直接の取引主体となっております。2014年のMoody'sによる日本国債の格下げにより、当該英国現地法人において認識されるレポ負債（事業年度末残高）に対して英国銀行税（15.6bp（2014年）/21bp（2015年））が課されるようになり、英国法人がレポ取引の取引主体になることによる追加的なコストが発生することとなっております。

英国銀行税を負担せずにレポ取引を行うためには、日本における証券会社等は英国現地法人ではなく海外投資家と直接レポ取引の取引主体となる必要がありますが、日本国債のレポ取引におけるレポ金利は、税法上、金融取引（貸付金の利子）として規定され（所得税法第161条第6号）、原則として外国法人に対して

支払われるものについては20.42%の源泉税の対象とされております。租税特別措置法第42条の2における国内における特定金融機関等と外国金融機関等との取引の場合においては当該源泉税の非課税措置が取られておりますが、レポ取引を行う海外投資家には主要な取引参加者であるにもかかわらず当該外国金融機関等（銀行業、金融商品取引業又は保険業等）に含まれない投資運用業者による年金向けファンド等が存在しております。

したがって、租税特別措置法第42条の2における外国金融機関等の範囲の拡大により海外ファンドが含まれるよう図っていただく、又は、諸外国での事例のようにレポ取引を金融取引ではなく売買取引として源泉税を課していないこととする又はその契約関係の法形式を重視してレポ取引を金融取引ではなく売買取引として規定することにより、海外投資家の主要な取引参加者がレポ金利に対する源泉税が課されずに取引を行うことが可能とする措置を講じていただくことを要望いたします。

(3) 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置

1) 特定口座制度の拡充

【理由】

- ・ 特定口座の利便性向上の観点から、次の措置を講じること。

①特定口座における譲渡損失の繰り延べを可能とすること

現行の制度上、特定口座では、源泉徴収選択により確定申告不要制度がある一方、譲渡損失の繰越控除を適用させるには確定申告が必要となっております。投資機会の増加を促す観点から、資産形成層である給与所得者が通常行わない確定申告を求めるのではなく、繰越控除を特定口座内で適用可能とする措置を講じていただくことを要望いたします。

②特定口座においてラップ口座を取扱う場合に、口座管理料及び投資一任報酬についても取得費及び譲渡に要した費用としての計上を可能とすること

現行の制度上、ラップ口座の口座管理料や投資一任報酬は株式等の雑所得又は事業所得となり、株式等の譲渡所得には該当せず、また、特定口座では、「取得費又は譲渡に要した費用」のみが計上可能であることから、ラップ口座の口座管理料や投資一任報酬を計上することができないこととなっておりますが、確定申告を行うことにより、これらの手数料等を費用として計上することは可能となっております。

投資家の利便性向上の観点から、ラップ口座の口座管理料や投資一任報酬について、確定申告によることなく、も特定口座での費用計上を認めていただくことを要望いたします。

③受贈者が特定口座において贈与者から贈与を受けることとなる上場株式等と同一銘柄を保有している場合であっても、課税上弊害がないことを要件として、特定口座間における同一銘柄の一部移管を可能とすること

現行の制度上、特定口座間移管での意図的な取得価額の引き上げを懸念点として、本人口座間も第三者口座間も、原則として、特定口座間の同一銘柄の一部移管は認められておりません。例外として認められているのは、結果的に被相続人口座の残高が0になる相続のケースと、受贈者の口座に同一銘柄がない場合で取得価額の引き上げが起らない贈与のケースとなっております。

贈与による特定口座間における同一銘柄の一部移管の際には、受贈者が移管元の証券会社に贈与契約書の写し等を提出し、当該証券会社から贈与の事実があった旨と贈与契約書の写しを税務署に提出することで、税務署側でも贈与の事実が確認できることから、このような課税上の弊害がない場合には、特定口座間における同一銘柄の一部移管を可能とすることを要望いたします。

なお、一般口座間の贈与であれば、同一銘柄の一部移管も可能であり、投資家からは、制度がわかりづらいなどの苦情が少なくありません。また、1口1円で固定されているMRFやMMFについては、課税上の弊害がないので、贈与による特定口座間の同一銘柄の一部移管を認めていただくことを要望いたします。

- ・ 現在、投資家が特定口座又は非課税口座で保有する上場株式等を他の口座に移管する場合や、投資家が証券会社等の営業所に開設している特定口座又は非課税口座を他の営業所に移管する場合には、各種移管依頼書に「移管を希望する年月日」を記載することが必要とされております。この「移管を希望する年月日」の欄があることにより、特段の希望がない投資家から空欄で提出されるケースや、郵送により移管依頼書が提

出され、証券会社が受領した時点で既に当該移管依頼書に記載された「移管を希望する年月日」を経過しているケース等、証券会社から投資家に対して確認が必要となり、事務負担を生む要因となっていることが指摘されていることから、各種移管依頼書等の記載事項である「移管を希望する年月日」について、「移管を希望する年月日がある場合には、当該希望日」に改めることを要望いたします。

2) マイナンバー制度の導入に伴う税務分野での利用促進

【理由】

- 個人番号を記載した支払調書及び特定口座年間取引報告書等が証券会社等から税務署に提出され、個人番号を記載した確定申告書が投資者から税務署に提出されることにより、税務署では個人番号に基づき、当該支払調書及び特定口座年間取引報告書等を、確定申告を行った投資者の情報と的確に結びつけることが可能となります。そのため、改めて投資者が支払通知書及び特定口座年間取引報告書等の書類を税務署へ提出することは不要と考えることから、個人番号が記載された支払通知書又は特定口座年間取引報告書については、確定申告書への添付義務を免除することを要望いたします。

また、郵送事故等による個人番号の漏えいリスクの低減のため、顧客に交付する支払通知書又は特定口座年間取引報告書への記載が必要となる個人番号を削除することを要望いたします。

- 番号法の施行により、税法上の告知が行われる際には、その都度個人番号の告知が必要となりますが、個人番号の漏洩機会の増加が懸念されることから、証券口座を開設する際に、税法上の利子・配当等・償還金等・譲渡対価の告知を行った者（番号法整備法の経過措置期間中の告知を行った者を含む）が、その後に、NISA口座等開設時又は特定口座開設時又は先物取引の差金等決済時若しくは住所変更時等の告知を行う場合には、氏名・住所・生年月日の告知及び住所等確認書類の提示のみで、番号告知及び番号確認書類の提示を不要とする措置を講じることを要望いたします。

(4) NISA（少額投資非課税制度）及びジュニアNISAの恒久化、拡充及び簡素化のための税制措置

1) NISA（少額投資非課税制度）等の拡充及び簡素化

【理由】

- NISAは英国のISA（Individual Savings Account）を参考に導入された制度ですが、英国では2008年（平成20年）に制度が恒久化されたことにより普及が進み、現在、ISA口座の開設数は英国国民の約5割に達し、広く国民の資産形成・貯蓄の手段として定着しております。

NISA及びジュニアNISAは、既存の投資家に税制面のメリットをもたらすことだけでなく、その導入により、個人投資者の裾野を拡大し、家計の安定的な資産形成の支援と、経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることが期待されております。

我が国における「貯蓄から投資へ」の流れを更に後押しし、教育資金や結婚資金、住宅取得資金、老後の備えなどの国民の自助努力による資産形成を若年層から本格的に支援するため、NISAの非課税期間（5年間）及び口座開設期間（10年間）の恒久化を要望いたします。

- 中長期的な資産形成のためには、ポートフォリオのメンテナンスの手段も重要であるところ、現行制度上、スイッチング（NISA口座及びジュニアNISA口座で取得した上場株式等の売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得をすること）は不可能とされております。一方、NISAの参考となった英国のISA、ジュニアISAではスイッチングが認められており、中長期的な資産形成に資する制度となっております。我が国においても、NISAを更に普及・促進し、自助努力による資産形成を支援するために、NISA及びジュニアNISAの非課税期間の恒久化を前提として、スイッチングを認めていただくことを要望いたします。
- 現行の制度上、NISA口座で取得した上場株式（ETF及びREIT）を他の年分の勘定に移管（ロールオーバー）する際の受入れの判定は、租税特別措置法（所得税関係）基本通達37の14-10の規定により、1株（1口）単位により行うこととされております。

他方、株式累積投資等を利用して中長期の積立投資を行う場合には、定時・定額による買付けが行われるため、買付けた上場株式等（ETF及びREITを含む。）は1株（口）未満の端数により管理されております。NISA口座で株式累積投資等を利用する投資家の利便性向上の観点から、1株（1口）未満の上場株式（ETF

及びREITを含む。)についても、他の年分の非課税管理勘定への移管を可能とすることを要望いたします。
(投資家がロールオーバーを行わずに済むよう、非課税期間の恒久化もあわせて要望しております。)

- ・ 平成26年1月から開始した少額投資非課税制度(NISA)は、「貯蓄から投資へ」の流れの促進に向けて順調な滑り出しを見せており、平成27年3月末時点の口座数は約879万口座に上っている。また、平成27年度税制改正において、年間投資上限額が120万円に引き上げられたほか、若年層への投資のすそ野の拡大等を図るため、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)を創設して0歳から19歳の未成年者の口座開設が可能となった。

このようななか、今後、これらを一層普及・定着させ、幅広い家計に国内外の資産への長期・分散投資の機会を提供し、国民の自助努力による資産形成を支援する観点から、平成35年までの10年間の時限措置とされているNISAおよびジュニアNISAについて、制度の恒久化(投資可能期間の恒久化)および非課税期間(最長5年間)の恒久化を行うこと、少なくとも投資可能期間および非課税期間を延長することを要望する。

- ・ NISA制度の目的は我が国において「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、投資家の裾野を拡大していくことにあるが、特に若年層投資家にとって、投資は教育や住宅取得資金、あるいは老後資金といった長期の資産運用が主目的であることから、制度の恒久化が望ましい。

2) NISA口座に係る手続の簡素化

【理由】

- ・ 現在、NISA口座を開設しようとする者は、勘定設定期間ごとに、基準日における国内の住所を証する書類(住民票の写しや戸籍の附票の写し)を証券会社等の営業所の長に提出しなければならないこととされており、税務当局では、この書類に記載されている住所等によって、他の証券会社等に口座を重複して開設していないかどうかの確認が行われます。こうした煩雑な事務手続を簡素化するため、NISA口座開設手続について、個人番号による重複口座確認を行うことによって住民票の写し等の提出を不要とし、非課税適用確認書の申請事項の簡素化を図ることを要望いたします。

また、既に住民票の写し等により重複口座確認が行われている者からNISA口座開設時又は番号法整備法の経過措置期間中にNISA口座に係る個人番号の告知がなされ、税務署への提供が行われた場合には、NISA利用者の利便性向上の観点から、改めて個人番号の告知等を不要とする措置を講じていただくことを要望いたします。

- ・ 平成27年10月から国民に通知されることとなっているマイナンバーを活用し、口座開設手続における住民票提出等手続の省略や、勘定設定期間終了後に同一金融機関での利用を継続する場合の手続の簡素化等、個人投資家の利便性および金融機関の実務に配慮したより簡素な制度とすることを要望する。

(5) 個人投資者のリスクテイクを支援するための税制措置

1) 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除期間(現行3年間)を延長すること

【理由】

- ・ 我が国個人金融資産の過半が預貯金に集中している状況の下、個人投資者の市場参加を促進することは、活力ある金融資本市場を構築するうえで極めて重要であると考えます。個人投資者の市場参加を促すためには、損をした者に優しい税制の実現、つまり投資により生じた損失について、単年度で他の金融商品の利益から控除しきれない部分を翌年以降へ繰越し、損益通算を行うことを可能とする必要があると考えられることから、現行の上場株式等及び公募株式投資信託に係る譲渡損失の繰越控除期間(3年間)について、主要先進国における繰越期間や法人における欠損金の繰越控除期間(9年間)を参考に延長するよう要望いたします。

2) 上場株式等の譲渡損失の損益通算等の拡充

【理由】

- ・ 現行制度では、個人において生じた上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失については、その譲渡損

失が発生した年から3年間、繰越控除及び配当所得等との損益通算を行うことが認められていますが、法人や個人事業主の場合と異なり、その年に発生した上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失について、前年に遡って損益通算を行うことは認められておりません。

個人投資者の積極的な市場への参加を促すためには、可能な限り簡素な手続きにより、投資により生じた損失を利益と相殺できる制度の整備が重要であり、また、平成25年12月31日を持って上場株式等の譲渡所得に係る軽減税率が廃止されており、新たに投資者が税制面のメリットを享受できる制度の創設が必要と考えられることから、上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失について、毎年の確定申告を前提として、上場株式等の譲渡損失が発生した年の前年において上場株式等の譲渡益を有していた場合、当年の損失を前年の譲渡益と通算した結果、前年の納税額が通算後の譲渡益に係る課税額を上回る場合には、その上回る部分について、納付税額の還付を受けることができる措置を講じていただくことを要望いたします。

(6) 居住用財産の買換特例

- 1) 住宅借入金等特別控除において、セカンドハウスや転居が予定されていて、いずれ住むための住宅購入に対する借入金等も住宅借入金等特別控除の対象とすること

【理由】

- ・ 現行税法上、住宅借入金等特別控除は、居住の用に供する住宅を二つ以上所有する場合には、主として居住の用に供する一つの住宅に限られている。しかし、セカンドハウスや転居が予定されていて、いずれ住むための住宅購入に対する借入金等もその対象とすることにより、不動産市場の活性化及び個人貯蓄の有効活用が期待できる。

- 2) 住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化、税額控除の拡充を図ることを要望する。

【理由】

- ・ 住宅は、国民の社会生活や経済活動の基盤となる重要な資産であり、自然災害に強く良好な居住環境を形成するためには、社会経済情勢等の変化に左右されることのない、安定かつ公平な住宅取得の機会が国民に与えられることが重要である。

こうしたなか、平成18年に制定された住生活基本法においては、政府の責務として、住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策を実施するために必要な措置を講じるべきことが規定された。持家取得に伴う初期負担の軽減により住宅投資を促進し、これが景気浮揚にも資するとの観点から、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度は、平成21年度税制改正によって大幅に拡充され、平成25年度および平成27年度税制改正においても、消費税率の引上げに伴う一時の税負担の増加による影響を緩和する観点からの措置が行われたが、わが国経済においては、住宅投資が拡大することに対する期待は依然として大きいところである。

したがって、住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化、税額控除の拡充を行うことを要望する。

- 3) 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例措置

【理由】

- ・ 平成27年12月31日に適用期限が到来する、以下の各種特例制度について、優良な住宅ストック形成並びに良好な市街地環境整備の観点から延長を図られたい。
 - 現居住用財産の買換え及び特定居住用財産の譲渡に伴う譲渡損失がある場合に、譲渡年の損益通算に加え、3年間の繰越控除を可能とする特例措置
 - 居住用財産の買換え及び交換における長期譲渡所得の課税を、買換え資産の取得額までの範囲において譲渡がなかったものとみなす（取得時期は、譲渡年の前年、譲渡年、譲渡翌年）

4) 特定の居住用財産の買換及び交換における長期譲渡所得の課税の特例措置

【理由】

- ・ 平成27年12月31日に適用期限が到来する、以下の特例制度について、優良な住宅ストック形成並びに良好な市街地環境整備の観点から延長を図られたい。
 - 特定の居住用財産の買換及び交換における長期譲渡所得の課税を、買換資産の取得額までの範囲において譲渡がなかったものとみなす（取得時期は、譲渡年の前年、譲渡年、譲渡翌年）

(7) 所得税軽減税率の拡充

所得拡大促進税制に係る支出額の所得税軽減税率の適用及び必要経費直接控除を適用

【理由】

- ・ 積極的な参加の成果として所得を直接結びつけ、また、その研究等に使用する書籍、旅費等の費用を収入から直接控除できる制度とすることにより、得意分野のみならず、周辺の分野に対しても広く研究の対象とすることができるため。

※軽減所得税率は所得税率下限以下の2%程度を想定

上記活動の対象となる有識者・有スキル者・学生等への報奨について、優遇税制を適用することにより、参加意欲を高め、かつ、費用支出についての有利性から参加を容易にすることにより、より広い範囲への施策浸透を図ることができる。これにより、社として、広範囲の人材情報が得られ、また、優秀な人材の直接雇用に資することができる。

実運用にあたっては、上記に係る謝金等、個人所得について、受領者の所得区分を給与等でなく、事業所得並みに直接費用控除ができる所得とみなし、確定申告時の収支内訳書の作成・添付により所得額を計算できることとする。また、この費用算出に当たっては、当該目的（関連事項を含む）達成に資する各費目を損金と認めることとし、併せて、他の給与所得と分離した低減税率による賦課により、参加意欲を高める。

3 確定拠出年金税制の見直し

1) 企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金に係る支給要件の緩和等

【理由】

- ・ 厚生年金基金、確定給付企業年金では、中途脱退給付の支給が認められています。一方、企業型確定拠出年金制度においては、退職しても原則として、60歳に達するまで給付を支給することができず、制度普及の障害となっています。
 - また、退職給付に係る会計基準の見直しなどを背景とした企業型確定拠出年金への移行ニーズや、中小企業の退職金規程からの全面移行ニーズが近年増えつつあるにもかかわらず、この支給要件があることにより、制度普及の障害となっています。
 - そのため、企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について、年齢および資産額にかかわらず支給可能とすべく、支給要件の緩和を要望します。
- ・ 現行制度では、60歳未満での中途引出が極めて厳格に制限されており、困窮時の引出しも認められておらず、企業にとっても個人にとっても利用しづらいとの指摘があります。特に、中小企業を中心とした制度の普及・促進に向けては、中途引出要件の緩和が必要と考えられることから、困窮時に加入者が一時的に引き出せる措置を導入するなどの措置を望みます。
- ・ 平成24年1月から開始された企業型確定拠出年金件のうち、追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金の支給制度を創設するなど、脱退一時金の支給要件のさらなる緩和を行うことを要望する。

2) 確定拠出年金の拠出限度額の撤廃・引き上げ等

【理由】

- ・ 現行の拠出限度額については、企業型は月額55,000円（他の企業年金がある場合は月額27,500円）、個人型は現金68,000円（自営業者の場合）という低い水準となっており、企業がDB（確定給付年金）とDC（確

定拠出年金)を組み合わせたたり、DCのみで自社の年金制度を設計しようとしても、DCの拠出限度額が低い
ため、困難な状況にあることから、現行の拠出限度額については、マッチング拠出のあり方の議論も踏ま
えて、適切な額に引き上げることを要望いたします。

- ・ 平成24年1月から開始された企業型確定拠出年金のマッチング拠出の限度額要件のうち、従業員拠出額を
事業主拠出額の範囲内とする要件の緩和を要望する。
- ・ 確定拠出年金に係る拠出限度額については、平成21年度と平成26年度の税制改正で引上げが行われてい
るが、老後に必要とされる生活資金の水準や公的年金の給付縮減可能性等を勘案すれば、税制面の整備を一
層推進する必要がある、拠出限度額の撤廃、少なくともさらなる引上げを要望する。

3) 第3号被保険者による個人型確定拠出年金掛金への税制優遇措置

- ・ 第189回国会に上程されている「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」においては、個人型確定拠
出年金の加入対象者を拡大し、企業年金加入者、公務員等共済加入者、第3号被保険者を新たに追加するこ
ととしている。個人型確定拠出年金の掛金は全額が所得控除の対象となること、課税所得のない第3号被
保険者はそのメリットを享受できないことから、第3号被保険者の掛金を配偶者の課税所得から控除する等、
税制上の優遇措置を設けることを要望する。

Ⅲ 相続・贈与税等

(1) 相続税評価額等の見直し

1) 非上場株式の評価方法にDCF法を追加すること

- ・ 非上場株式の価額を財産評価基本通達に従って評価する場合には、その株式発行人の規模に応じ、類似業種比準方式又は純資産価額方式で算定することとされている。しかし実務上、企業評価や資産評価の場面等ではDCF法を用いることが多いため、非上場株式の評価においてもこれを認めることとしていただきたい。

2) 株式及び株式投資信託の相続税の評価額

【理由】

- ・ 現行の制度上、不動産は時価よりかなり低く評価される（建物は固定資産税評価額、土地は路線価、賃貸物件はさらに借地権や借家権分の割合を控除）一方、上場株式（以下、ETF及びREITを含む。）は死亡日の株価（または当月、前月、前々月の平均株価）で評価されるため、不動産と比べ相続税評価額が割高となっております。例えば、土地の価格は一物四価（実勢価格、公示地価※1、路線価（相続税評価額）※2、固定資産税評価額※3）【※1 実勢価格の90%目安（国土交通省が発表）※2 実勢価格の70～80%・公示地価の80%目安（国税庁が発表）※3 実勢価格の60～70%・公示地価の70%目安（市町村が発表）】となっております。また、保険には、死亡保険金の非課税枠（500万円×法定相続人）がありますが、上場株式の保有者には非課税枠がありません。さらに、上場株式は日々の値動きがあり、相続税評価と遺産分割時の時価が乖離することにより、遺産分割において有利・不利が生じるケースがあります。

こうした理由により、相続税対策や納税資金捻出のため、上場株式を売却する投資家も少なくないことから、例えば、相続税評価額について相続開始時の価額から潜在的所得税債務を差し引いた価額とすること等、他の相続財産と比較して、相続税の負担感が相対的に高い上場株式について相続税評価額を見直すことを要望いたします。

3) 相続税における物納財産の見直し

【理由】

- ・ 上場株式（以下、ETF及びREITを含む。）は、相続税評価額が不動産と比較して高い反面、相続開始時から相続税申告までに値下がりするリスクもあることから、相続人が納税資金に充当する目的で相続税申告前に市場で売却した際に、売却価格が相続税評価額より低くなるのが考えられます。

こうした価格変動リスクの高い上場株式について、相続税法41条（物納の要件）第2項各号における「物納に充てることができる財産」の上場株式の充当順位を、同項第1号と第2号と同列にするとともに、同条第5項において、上場株式の大口株主（たとえば発行済株式の5%以上）となる相続人を除けば、上場株式については換金性も高いと考えられるため、国債・地方債、不動産、船舶と物納充当順位を同順位とすることを要望いたします。

以上の要望が実現した場合、上場株式の相続税評価額が高額となった場合であっても、上場株式を売却せずに相続税を納付することが可能となり、仮に相続開始後に値下がりした場合であっても、納税資金不足に陥ることもなくなります。個人投資家の資金が貯蓄から投資へ動いた後、相続税の納税資金も、上場株式を保有することで充当することができるようになり、日本の上場株式への投資促進効果も期待できると考えます。

4) 金融資産の世代間移転

【理由】

- ・ 例えば、親・祖父母等が開設する相続等専用口座で保有する上場株式等については、相続時に相続税評価額を減じるとともに、贈与時には一定の金額を非課税とする等、金融資産の世代間移転を後押しする観点から、親子二世代等での上場株式等への投資について相続税等に関する税制優遇措置を講じていただくことを要望いたします。

(2) 死亡保険金の相続税非課税限度額の拡充・維持

遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（「法定相続人数×500万円」）に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算することを要望する。

【理由】

- ・ 生命保険の加入目的については、「万一のときの家族の生活保障のため」と回答する割合が高い（51.7%、生命保険文化センター「平成24年度 生命保険に関する全国実態調査」より）状況となっています。こうした状況が示すように、生命保険は被相続人（被保険者）の死亡により生じる、残された家族の経済的負担に備えるために加入されるものであり、死亡保険金は「加入」という被相続人の明確な意思に基づき支払われた保険料によって準備され、遺族の生活資金と目的付けされているという点で、他の相続財産とはその位置付けが大きく異なるものです。また、平成23年に発生した東日本大震災においては、被災された方の遺族の生活保障や生活再建のために死亡保険金が活用されており（図表17）、その社会的重要性については広く認められているところです。また、平成27年に相続税の基礎控除が引き下げられ、相続税の課税対象となる人が増えていることから、遺族の生活準備資金としての死亡保険金の重要性は増えています。

死亡保険金は、保険金受取人が保険金請求権を固有の権利として原始的に取得し、保険会社から直接受け取るものであり（図表18）、相続税創設当初においては非課税として取り扱われていました。その後、死亡保険金を相続財産と「みなす」ことにより「みなし相続財産」として課税対象に取り込むこととされましたが、現在では、全ての法定相続人について1人あたり500万円を非課税とすることとされています。死亡保険金は通常の相続財産とは異なり、多くの保険契約者が支払った保険料のプールの中から保険金受取人に支払われるものです。このような相互扶助の原理に基づき遺族の生活安定のために支払われるという性格が考慮された結果、死亡保険金に対しては相続税の非課税枠が設けられています。

相続財産の大半（約5割）は土地・家屋等の換金性の低い資産で占められています（図表19）。これらの資産は残された家族が継続して居住の用に供する等、遺族の生活基盤となる財産であって、実際に生活資金の柱となるのは「遺族年金」、「現預金」や「死亡保険金」等となります。しかしながら、例えば、サラリーマンの世帯主を亡くされた配偶者と未成年の子1人ないし2人の母子・遺族世帯の場合、「遺族年金」は月額十数万円程度であり、必要な生活資金がピークとなる被相続人が30歳代から40歳代の場合、生活費を賄うことができず、相続財産を切り崩して生活資金を確保していると考えられます。

また、生命保険文化センターの調査によれば、30歳代から40歳代の世帯主が加入している普通死亡保険金額は2,000万円～3,000万円となっていますが、この金額は世帯主が現在の収入水準で準備することができる、最低限必要な遺族の生活資金相当額と考えられます。しかしながら、厚生労働省の「平成25年 国民生活基礎調査の概況」における1世帯あたりの「平均世帯人員」は減少傾向を示しており、母と未成年の子1人の母子・遺族世帯を想定した場合、現行の非課税限度額は1,000万円にしかありません。また、配偶者と未成年の子2人を想定した場合でも、現行の非課税限度額は1,500万円にしかならず、いずれのケースも非課税措置として十分な状況にあるとは言えないと考えます。

よって、遺族の生活資金にまで課税の対象とされることのないよう、配偶者および未成年の被扶養法定相続人に対して、現行の非課税限度額にそれぞれ500万円を加算することを要望します。

(3) 金融資産税の創設

金融資産税の創設

- ・ 保有金融資産1億円程度を目途に、市中金利（公定歩合等）の30%程度を目途に流動資産対象の金融資産税を創設し、併せて、所得税、消費税負担の見直しを行うことにより、相続税の思想による蓄財の精算→社会への還元を目的とする

（負担感の公平さにも寄与できると考える）

マイナンバー制度の導入により、数年のうちに真の口座名寄せが可能になると考えられることから、巷間問題となっている所得格差等の是正を消費に求めるのではなく、保有資産に求めるものとする。

IV 消費税

(1) 消費税制度全般

1) 軽減税率の導入の反対

【理由】

- ・ 消費税制度は、広く、薄く、公平に国民が負担し、シンプルかつ透明で、わかりやすいことが重要である。その趣旨に沿って複数税率（軽減税率）制度は導入せず、単一税率を維持されたい。
また、消費税収は、社会保障制度の安定財源として必要不可欠なものである。複数税率（軽減税率）制度導入のメリットと社会保障制度の安定財源が減少するデメリット（負担と給付のバランス）は、十分に比較検証していただきたい。
消費税への複数税率制度導入に反対する理由は以下の通りである。
- ①複数税率制度による逆進性緩和の効果には疑問がある上、税収の減少が社会保障制度の安定性（持続可能性）を損なうおそれがある。
- ②軽減税率を導入すると標準税率が高くなる。
- ③複数税率は時々の政策判断で税率区分が変更される可能性がある。
- ④税率区分に明確な基準を設定することは困難であり、不要な混乱を与える。
- ⑤税率区分に応じた商品・販売管理や事務負担が必要となる。
- ・ 軽減税率が導入された場合、企業側に大きなシステム改修が必要となることや、事務負担が増大することから、導入に反対する。
- ・ 消費税10%増税時以降に検討されている特定項目への軽減税率導入を見送っていただきたい。軽減税率導入により複数税率が常時発生することにより、企業としてはシステム対応等のインシャルコストのみならず、以降の煩雑なオペレーションも含め多額のコストが発生することが見込まれ、その負担は無視することができないレベルにあると考える。
- ・ 複数税率の導入には納税者への過大な業務負担、システム開発負担が発生することから原則反対。やむを得ず導入する場合にも納税者の業務負荷を考慮し、税率判定の明確な基準化が必須である。

2) 軽減税率導入に伴う慎重な判断

【理由】

- ・ 軽減税率制度が導入された場合、軽減税率対象の判断及び複数税率の管理が必要であり、システム改修や事務処理に係る負担の増加が見込まれることから、本件については慎重な検討を要望する。
- ・ システム改修や事務処理により負荷が高まる、実務処理の正確な運用が脅かされる等のことから、軽減税率制度にかかる複雑な線引き導入の見送りを要望する。

3) 軽減税率導入に係る取扱い（請求書保存方式の維持）

【理由】

- ・ 日本の取引慣行や事業者の納税事務負担に配慮した「請求書等保存方式」は、請求書等の保存などにより制度の透明性が十分確保されており、別途のインボイスを発行しなくとも、現行の帳簿方式で正確な消費税額の計算が行われている。したがって、現行の「請求書等保存方式」（帳簿方式）の維持を要望する。

4) 税率変更についての配慮

【理由】

- ・ 段階的に引き上げることにより、その度にシステムの変更や社内資料の再作成等を比較的短期間に行わなければならないなど、相当程度の実務上の負担が発生する。したがって、今後、段階的な引き下げ（上げ）に際しては、実務上の負担や問題点・準備も考慮いただき、十分に予測可能・準備可能な内容にて決定してほしい。

5) 消費税率引き上げに伴う措置

【理由】

- ・ 消費税の増税による住宅市況の影響は、当然に懸念される。仮に住宅販売に軽減税率が適用された場合、対応する仕入に対しての軽減税率も両輪で必要不可欠であるが、この場合、事務への負荷や実務面での煩雑さは多大と想定されるため、消費税の増税分相当額は、購入者の確定申告による還付方式を希望する。
※住宅ローン控除と同様の仕組み希望。

6) グループ企業間取引について消費税を非課税とする連結消費税制度の導入

【理由】

- ・ 欧州付加価値税（VAT）を導入しているEU加盟国では、グループ企業間取引について非課税とするVATグループ課税制度を認めている。
国際的な競争力を確保するため、わが国でも同様の制度の導入を要望する。
- ・ 損害保険会社を含む金融事業者も、他の一般の事業者と同様、効率性や専門性を高める目的などから、事務やシステム開発等の業務をグループ内や外部の別会社に委託しています。しかしながら、別会社に委託した場合には業務の委託費に消費税が課され、かつ仕入税額控除がほとんど行えず、一方で内製化した場合には消費税が課されないことから、消費税負担のみを考えた場合には業務の内製化を志向することになります。このことにより、税制のあり方によって企業活動が左右される「税の中立性」の課題（セルフ・サプライ・バイアス）が発生しております。
この課題を解決する一つの方法として、付加価値税制度を導入する多くの国では、グループ内取引について付加価値税制度上取引自体がないものとして取扱い、グループ全体としての課税売上割合等により一括して納税するグループ納税制度を導入しており、我が国においても同様な制度の導入が必要であると考えます。

7) 損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて税率の引き上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題を解消する抜本的な対策を検討すること

【理由】

- ・ 平成27年度の税制改正により、平成27年10月に予定していた消費税率10%への引き上げについては、平成29年4月に実施されることとなりました。
我が国において、損害保険料は、消費税の導入以来、「課税することになじまないもの」と位置付けられ非課税とされてきました。しかし、このために、一般事業者であれば認められる仕入れに係る消費税負担の控除（仕入税額控除）が、ほとんど認められないこととなり、結果として損害保険料には、代理店手数料や物件費などにかかる消費税相当額が、転嫁せざるを得ない「見えない消費税」として含まれていく構造となっています。このことは、国民にとってのわかりにくさとともに以下の課題を発生させています。
「税の累積」について
一般事業者にとって原価の一部である損害保険料（自動車保険や火災保険、物流リスクや賠償責任に備える保険等）のなかに「見えない消費税」が含まれ、本来は担税者ではない一般事業者が、仕入税額控除できずに実質的に負担する構図となっています。このことにより、流通過程を経るたびに「転嫁」と「仕入税額控除」の連鎖の寸断による「税の累積」という課題が発生しております。
付加価値税制度を導入している諸外国においては、こうした課題を踏まえた制度設計を行い、また影響の緩和策も実施してきています。我が国においても、税率の引き上げに伴って拡大する上記課題を解消する抜本的な対策の検討を進めていくことが必要であると考えます。

8) 納税義務の免除制度

【理由】

- ・ すべての法人を消費税の課税事業者とし、法人に対する納税義務の免除制度を廃止することを要望する。
近年、納税義務の免除制度を利用した課税回避が横行し、それを防止するための改正が繰り返し行われてきたことにより、現行制度における消費税の納税義務の判定は非常に複雑で難解なものとなっている。
この免税事業者制度は、中小事業者の事務負担等に考慮して設けられた制度であるが、法人税の申告を行

う中小事業者は、申告に必要となる帳簿書類を具備しており、そうした帳簿書類に基づき消費税の申告を行うことが多大な事務負担の増加につながるとは考えにくい。

また、今後予定されている消費税率の引上げにより、免税事業者制度による益税はさらに増大すると予想され、かえって課税の公平性を欠いた制度となることが懸念される。

(2) 仕入税額控除

1) 大企業に対する95%ルール不適用の見直し

【理由】

- ・ 現下の状況で、システム対応等に日本企業のリソースを配分させるのは本末転倒。「従前の制度に戻す」、もしくは「簡便な制度」に修正すべき。
- ・ 仕入税額控除に係る95%ルールについては、事業者の事務負担軽減に配慮する観点から制度が設けられていたものであり、廃止に伴い、個別対応方式へのシステム対応や業務量の増大など企業の負担は極めて大きいものとなった。課税売上高が多いほど事務処理が煩瑣となり、企業の事務負担が増加すると考えられることから、本制度を導入した趣旨を鑑み、制度の復活を要望する。
- ・ 消費税に係る納税事務等を効率的・簡素に実施するためには、平成23年度税制改正により廃止となった、課税売上割合が一定以上の場合に全額仕入税額控除することができるルールを復活させることが必要。
- ・ 平成23年度税制改正により廃止となった仕入税額控除の95%ルールを復活することで、消費税の納税事務等を効率的・簡素に実施できるため。
- ・ 課税売上割合が100%に近いにも係わらず、全ての取引を売上に対応する仕入区分ごとに把握することにより、会社経理が煩雑なものとなっている。企業の事務処理負担の軽減、経理処理の簡素化を図るべく、95%ルールの復活を要望する。
- ・ 消費税におけるいわゆる95%ルールが撤廃となったが、課税売上割合が高い企業の要件緩和をしていただきたい。
企業の事務コスト削減の他、税務調査コスト等の観点からメリットがあるため。
- ・ 今後、改正が見込まれている中で業務の煩雑さを解消するため、95%ルールの見直しを要望する。

2) 課税売上及び非課税売上が発生しない場合の仕入税額控除の認容

【理由】

- ・ 一括比例配分方式若しくは個別対応方式を適用している会社については、課税売上が無い場合、仮に非課税売上が無い場合であっても課税売上割合がゼロとなり、仕入税額控除ができないようになっている。
非課税売上に係る課税仕入が控除できないことは理解できるが、課税売上及び非課税売上が一切ない場合であっても全額仕入税額控除できないということには違和感を感じる。
特に会社が清算する場合などは、清算事業年度などにおいて既に事業活動を行っていないため、課税売上が発生しない場合が多々あるが、一方清算終了までは、多くの経費が引き続き発生する場合が多く、課税仕入が発生する。そのため、非課税売上が無い場合に限り、仕入税額控除を認めて頂きたい。

3) 控除対象外消費税額等の損金算入

【理由】

- ・ 消費税95%ルールの撤廃に伴い、資産に係る控除対象外消費税額を損金算入しなければならないが、課税売上割合の算出など数値の確定には時間を要するため、決算時に控除対象消費税額を確定することは難しく、資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件の撤廃を要望する。
- ・ 控除対象外消費税を損金計上する為には、法人税法施行例139条4により損金経理が要件とされている。一方で、正確な控除対象外消費税額の算出には、当年度末までに計上された全ての仮払消費税を3区分し、自己宛輸出等のみなし輸出額を含めた課税売上割合の算定が必要になり、決算時には間に合わせることは困難である。よって、企業実務を考慮し、損金経理要件を撤廃すること。
- ・ 売上高が5億円を超える企業では消費税の95%ルールが適用できなくなり、控除対象外消費税等は損金算

入されることとなったが、控除対象外消費税等のうち資産に係るものを損金算入するには損金経理が要件となっている。

しかし、

- ①決算確定日までの短い期間に控除対象外消費税等の正確な金額を把握することは極めて困難であること
- ②決算確定後、法人税の確定申告期限までの間に申告調整が必ず発生するため、確定した控除対象外消費税等と損金経理した控除対象外消費税等が一致することはまずありえないが、その差額は通常それほど多くなることは考えられないこと

等から、資産に係る控除対象消費税等について、資産に係るもの以外の控除対象消費税等と同様に損金経理要件を撤廃し、法人税の確定申告書において取得を減算できるよう要望したい。

- ・ 一定の場合に、資産に係る控除対象外消費税額については損金経理を要件として損金の額に算入することとされているが、決算期後確定申告までに当該金額が判明した場合には5年で繰延処理することとなる。これは長期に渡り煩雑な処理となり、いわゆる経費にかかる控除対象外消費税額については損金経理要件がなく、公平性を欠くため損金経理要件を撤廃していただきたい。
- ・ 控除対象外消費税額等は損金算入されるが、資産に係る控除対象外消費税額等を損金に算入するためには、損金経理を要する。

しかし、決算確定日までの短い期間において、控除対象外消費税額等の正確な金額を把握することが極めて困難であり、また、決算確定後、法人税の確定申告期限までの間に、収益計上もれ、費用過大計上などの申告調整が必ず発生するため、控除対象外消費税額等と、損金経理した額が一致することはほぼない。特に、確定額>損金経理額の場合、その差額を60カ月で損金化することは過度な事務負担となることから、資産に係る控除対象消費税額も損金経理要件を撤廃し、法人税の確定申告書において、所得を減算できるよう要望する。

- ・ 資産に係る控除対象外消費税額の損金算入は損金経理が要件とされており、損金経理しなかった場合には、翌事業年度以降に損金経理することを要件として5年で損金算入することとされている。しかしながら、実務上は、決算確定日までに課税売上割合を算定することが困難なことから、見積もりで控除対象外消費税を損金経理している会社も多く、損金経理額が申告上の金額より小さい場合には、当該損金経理不足額を繰越処理せざるを得ないといった弊害が生じている。これらの控除対象外消費税については、特段課税上の弊害も認められないと考えられ、損金経理要件を廃止していただきたい。
- ・ 貸倒に係る消費税額の控除は、課税資産の譲渡等を行った者にのみ認められているが、原始取引が課税資産の譲渡等であることが明らかであるときは、買取った者における貸倒控除を認めることを要望する。

4) 「課税売上割合に準ずる割合」の明確化

【理 由】

- ・ 「課税売上割合に準ずる割合」を採用する際、認められる要件が不明確であるため、明確化を要望する。

5) 課税売上割合の計算方法の見直し

【理 由】

- ・ 貸付金等の金銭債権の譲渡対価の5%や、有価証券の譲渡対価の5%を非課税売上として「課税売上割合」の分母に入れているが、業種特性を勘案した見直しを要望する。
銀行は金利収入や有価証券売買が多いため、他業態と比較しても課税売上割合が極めて低く、他業種との公平性に欠ける。
有価証券売買は導入時に、金銭債権は平成26年度税制改正で5%のみを分母に算入する手当がされたが、さらなる引き下げ検討を要望する。

6) 株式交換・移転における有価証券の譲渡取引を不課税取引とすること

【理 由】

- ・ 現物出資は消費税課税取引とされているが、税抜経理の場合、出資元においては対価である子会社株式(出資先においては資本)が消費税分上乗せされた金額となり、取引実態と異なることから、現物出資を不

課税取引とすることを要望する。

- ・ 株式交換・移転（「株式交換等」という）が行われる場合、完全子法人の株主はその所有する完全子会社株式と完全親会社株式との交換による有価証券の譲渡取引を行うこととなる。

当該取引は、現行消費税法では「有価証券等の譲渡」に該当し『非課税取引』とされるが、これを『不課税取引』とするよう要望する。

組織再編税制の改正により適格株式交換等が認められた現状で、株式交換等についてのみその消費税における取扱いを現行のまま「譲渡取引（非課税取引）」とすることは、組織再編を活性化する左記税制の趣旨に合致しない。

合併等による諸資産・諸負債の移転・承継は、譲渡に該当せず消費税の枠外とされているところ、株式交換等も本法化され、組織再編税制に組み込まれたことを鑑みれば、消費税の取扱いについても合併等とその取扱いを整合させるべきである。

- ・ 株式交換・株式移転が行われた場合の「有価証券の譲渡」を対象外取引とするよう整備することを要望する。

消費税法上、包括承継は「資産の譲渡」に該当せず、消費税の対象外取引となるため、会社法上、資産・負債の承継が包括（部分）承継と整理されている合併又は分割は対象外取引となる。

一方、株式交換・株式移転は包括（部分）承継には該当せず、株式の譲渡と整理されることから、完全子法人の株主が取得する株式交換完全親法人株式又は株式移転完全親法人株式の価額（及び交付金銭等の価額）の合計額が譲渡対価の額となり、消費税法上、非課税取引となる。

株式交換・株式移転も会社法上の組織再編法制であり、合併・分割と並んで用いられるM&Aの手法である以上、株主における消費税の計算に影響を及ぼさないようにする（つまり対象外取引とする）ことが、企業の組織再編成を活発にし、ひいては日本経済の活性化に資することになると考えられる。

- ・ 適格現物出資を行った場合、現物出資法人は適格現物出資直前の帳簿価格により現物出資対象資産の譲渡をしたものとして法人税法上取り扱われる（法62条の4）。

また、株式交換親法人又は親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産の交付がされない株式交換・移転が行われた場合、株式交換・移転完全子法人の旧株主は、株式交換直前の帳簿価格を対価とした譲渡が行われたものとして取り扱われる（法61条の2⑧）。

一方、消費税法上、現物出資における非課税売上高の計算の基礎となる金額は、当該出資により取得する株式の取得時の価額とされ、また株式交換・移転については明確な規定はないものの、法人税法上の規定を準用する規定もなく、対価となる株式の時価となると考えられる（消令2①二、消45条②三四他）。

これらの株式について、将来譲渡を行った場合には再度、非課税売上高に含まれてしまうこと、また、企業の再編を促す目的で適格組織再編税制が導入された背景を鑑み、現物出資については、消費税法上の取扱いを不課税とする、若しくは法人税法上の取扱いに合わせる、すなわち課税標準を帳簿価額（×5%）とすべきである。

また、株式交換・移転についても、少数株主の意思にかかわらず起こってしまう組織再編行為であることに鑑み、不課税取引として頂きたい。

7) フリーレント期間を含む賃貸借に係る法人税及び消費税の取扱いを明確化すること

【理 由】

- ・ フリーレント期間を含む賃貸収入については、会計上、賃料総額をフリーレント期間を含む総契約期間にわたって均等に按分して計上する方法が認められており、また、法人税法のコメントールにも、フリーレントの期間が6ヵ月や1年といった長期に及ぶような場合には、賃料総額を期間按分して収益計上すべき旨の記載がある。

しかし、法人税法及び消費税法上、フリーレント期間がある場合の賃貸借に係る収入・費用計上の方法や消費税の課税売上及び課税仕入れの認識のタイミング等について明確な取扱いが示されているとはいえず、実務上疑義が生ずることがあるため、賃貸人及び賃借人におけるこれらの取扱いを明確にしていきたい。

8) 一括比例配分方式から個別対応方式に変更する際に必要な2年間継続適用要件の撤廃

【理由】

- ・ 簡便処理（一括比例配分方式）から原則処理（個別対応方式）への変更について制限が課されるのは合理的とは思われず、納税者に過剰な負担を強いるだけであることから撤廃を要望する。

9) 個別対応方式適用における区分経理の明確化

【理由】

- ・ 現行の通達では、明確に区分できないグレーゾーンが多く、実務対応が困難である。部門による割り切り等が認められる範囲等、詳細な規定を要望する。
- ・ 所謂「区分経理要件」について、区分すべき段階（会社帳簿記帳が必要か、申告時の金額計算段階で区分すれば良いのか）が不明確であるため明確化を要望する。

10) 仕入税額控除の帳簿等保存要件の緩和

【理由】

- ・ 仕入税額控除の要件を「帳簿及び請求書等」の保存から「帳簿又は請求書等」の保存へ緩和することを要望する。仕入税額控除は、帳簿に一定事項の記載をすること及びその記載要件を満たした帳簿と請求書等の両方の保存をすることを要件としているが、その記載内容は重複していることから、帳簿か請求書等のいずれか一方のみの保存を容認し、事務負担の軽減を図る。

11) 仕入税額控除をするための帳簿への記載の簡略化

【理由】

- ・ 仕入税額控除の要件として、記載要件を満たした帳簿及び請求書等の両方の保存を義務付けているが、請求書等により仕入税額控除要件が確認できる場合、重複して帳簿に記載しなくても取引の検証が可能であることから、帳簿への記載を簡略化することを要望する。

12) 0税率の導入

【理由】

- ・ 非課税売上に対応する課税仕入れに係る消費税額については仕入税額控除の対象とならないため、売上に課税されない消費税額を、実質的に事業者が負担する構図となっている。国内取引に0税率を導入し、免税取引と同様、事業者が仕入税額控除可能とする制度への改正を要望する。

13) 仕入税額控除の割増適用

【理由】

- ・ 被災地域の経済復興の観点から東日本大震災被災指定地域からの仕入について、仕入税額控除の割増適用を要望する。
- ・ 被災地域の経済復興のため、資材仕入、役務提供等を指定地域から実施した場合、消費税仕入税額控除の割増適用を実施可能とすることを要望する。

※イメージとしては、現行と旧の税率差3%とすると馴染み安いと考える

※1億円の売上に対して原価率80%、適用を受ける割合をその10%目途とする

東日本大震災被災地の復興に弊社（グループ）が取れる現実的な施策を考察した。

現在、国において、当該地域の復興施策の縮小が検討されているが、地場・民間ベースでの復興は大きく進んでおらず、その多くは民間領域での経済的復興と認識している。こうした事象に対して、恒久的・直接的な政治主導支援でなく、民間企業としての支援を税制で支援する仕組みを要望したい。

材料仕入、アウトソーシング等を指定被災地域に本拠を置く企業に発注した場合、消費税仕入税額控除の割増適用を選択できることとし、当該地域からの仕入意欲を増加させるとともに、復興支援としての仕入先の経済利益、また他の地域との関係性を深められるものとする。

（優遇措置案）

現在の売上・仕入を消費税込10,800・8,640円として、利益2,000・納付消費税額160→税引前可処分所得1,840円を従前の税率5%換算での納付額計算（10,500-8,400→消費税額100）に置き換え、利益2,000+60・納付消費税額100→税引前可処分所得2,040（※法人税増額分は控除後）とする優遇税制を実施する

(3) 申告・納付期限の延長

【理由】

- ・ 消費税は法人税と連動している部分が多く、法人税側で5月末の見込み納付後に修正等があった場合、消費税側は修正申告もしくは更正の請求の手続きが必要になるが、事務負担軽減の観点から、法人税に合わせて1ヶ月の申告期限延長が可能となるよう要望したい。
- ・ 消費税の申告・法定納付期限につき、法人税と同様に1ヶ月間延長特例を法制化すること。
- ・ 消費税に影響のある法人税の調整が分かった場合に、消費税の修正・更正が必要となり手続きが煩雑であるため、法人税と申告期限を合わせてほしい。
- ・ 会社法の規定に基づき監査役や会計監査人の監査を受けなければならない等の理由により決算が確定しないため、法人税法第75条の2《確定申告書の提出期限の延長の特例》の規定により確定申告期限の1ヶ月間延長を受けている法人は、消費税についても同様に確定申告期限を延長する特例を設けることを要望する。
法人税では第75条の2の特例が認められている一方、消費税には同様の規定がないため、会計監査人等の監査により納付すべき税額に異動を生じた場合には、修正申告又は更正の請求を行うしかない。
- ・ 消費税申告期限を法人税申告期限と一致させることを要望する。税法上は一致させる根拠はないが、実務上課税当局からの要請で修正申告を行っている異常な状態を立法で解消すべきである。
- ・ 法人税の確定申告の場合、確定決算に基づく申告が求められていることから、決算が確定しないこと等の理由による申告期限の延長が認められている。
消費税においては、法人の事業年度が課税期間とされているが、法人の決算が確定しない限り、消費税の課税標準額及び課税仕入れ等の税額も確定しないこととなる。
したがって、たとえば、課税期間の末日が事業年度の末日である場合には、消費税の確定申告期限の延長を認めることとすれば、確定決算に基づいた消費税の申告が行えると共に、決算の確定に至る過程において生じた調整額を適正に消費税の確定申告書に反映できるようになり、納税者の事務負担の軽減と適正な申告を推進する効果が期待できると考えられる。
- ・ 消費税は法人税と連動している部分が多く、法人税側の見込み納付後に修正等があった場合、消費税側は修正申告もしくは更正の請求の手続きが必要になるが、事務負担軽減の観点から、法人税に合わせて1ヶ月の申告期限延長が可能となるよう要望する。

(4) その他

1) 航空機の譲渡における輸出免税範囲の拡大

【理由】

- ・ 消費税法施行令第17条第1項及び第2項において、外航船舶等の譲渡等のうち船舶運航事業、船舶貸渡業又は航空運送事業を営む者に対するものが輸出免税の対象とされている。船舶においては、運航事業者に加え、貸渡事業者も対象となっている一方、航空機においては、貸渡事業者が対象となっていない為、航空機においても輸出免税の規定に貸渡事業者を加えること。

2) 電気通信利用役務の提供等

【理由】

- ・ 2015年度税制改正により、電気通信利用役務の提供の内外判定は、電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地によることへ改正をされたが、これ以外の役務提供は引き続き「売上側事務所所在地」による判定となっている。このため、海外での事業展開を前提としたデータ通信等の取引など、非居住者に対するサービス提供について、結果として国内取引に該当し消費税

の課税対象と判断せざるを得ないケースが生じる。同様のサービスを提供する競合海外事業者との価格競争上、不利に働くので、現行の取引形態に照らし、「非居住者への電気通信役務（ネットワーク回線、データセンター、クラウドホスティング等）についてはそのサービスによる受益者の住所地で判定」するなどのように内外判定方法の見直しを要望する。

- ・ リバースチャージの対象の見直しを下記の通り要望する。

①本邦法人在外支店が国外事業者から受ける電気通信役務について、国内取引から除外すること

本邦法人在外支店が国外事業者から受ける取引は、明らかな外-外取引であり、海外の付加価値税との二重課税も生じうるため、課税対象から除外すべき。現行規定は、OECDの付加価値税ガイドラインに反する可能性もある。

②事業者向け電気通信役務を行う「国外事業者」から、国外事業者の国内支店を除外すること

国内支店を有する国外事業者は、自ら消費税申告を行っているため、消費税の補足は容易に可能。したがって、当該事業者から受ける役務提供をリバースチャージの対象とするには不適切。

- ・ 電気通信利用役務の提供の範囲が明確でなく、実務上の判断に支障をきたすことが予想される。たとえば、以下の問題がある。

○消費税法基本通達5-8-3（電気通信利用役務の提供）において、「電気通信利用役務の提供」に該当する取引の例として、「電話、電子メールによる継続的なコンサルティング」が挙げられている。

「電話、電子メールによる継続的なコンサルティング」も、顧客からの依頼により何時間もかけて情報収集・調査をして提供されることが多いことを考えると、国税庁のパンフレット（「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について」）において、『「電気通信利用役務の提供」に該当しない取引の具体例』で示されている「他の資産の譲渡等に付随してインターネット等が利用されているもの」との相違点が見いだせない。

○「電気通信利用役務の提供」の定義規定（消法2①八の三）に例示として「電気通信回線を介して行われる著作物の提供（その著作物の利用の許諾に係る取引を含む）」が示されている。この括弧書きの挿入は、著作物の提供には著作権法第63条（著作物の利用の許諾）に該当する行為が含まれうることに配慮したものだと考えられる。

一方、国税庁の「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等に関するQ&A」問2では、「電気通信利用役務の提供」に該当しないものの例として、「著作権の譲渡・貸付け」が挙げられている。「著作権の貸付け」は、消費税法基本通達5-4-2等から「著作物の利用の許諾」に近い概念だと考えられる。

したがって、「著作物の利用の許諾」に係る取引のうち、「電気通信利用役務の提供」に該当するものと該当しないものとの区分が明確でない。

- ・ 電気通信利用役務の提供を受ける者がパートナーシップである場合の内外判定基準を明らかにすることを要望する。

電気通信利用役務の提供を受ける者が個人又は法人である場合の内外判定基準は法令上明らかにされているが、パートナーシップである場合の判断基準が示されていないため、外国弁護士事務所の日本拠点又は日本の弁護士事務所の外国拠点が電気通信利用役務の提供を受ける場合には、内外判定が行えない。

（いずれの場合も、パートナー（個人）の住所等で判定するという解釈もありうるが、複数のパートナーが複数の国に住所等を有する状態であるため、実務上国を特定することは困難である。）

- ・ 電気通信利用役務の提供を行う者がパートナーシップである場合に、そのパートナーシップが国外事業者に該当するか否かの判定基準を明らかにすることを要望する。

電気通信利用役務の提供を行う者が個人又は法人である場合において、その提供者が国外事業者に該当するかどうかの判定基準については、法令上明らかにされているが、パートナーシップである場合の判断基準が示されていないため、外国弁護士事務所の日本拠点又は日本の弁護士事務所の外国拠点が電気通信利用役務の提供を行う場合に判定を行うことが困難となる。

（いずれの場合も、パートナー（個人）の住所等で判定するという解釈もありうるが、複数のパートナーが複数の国に住所等を有する状態であるため、実務上国を特定することは困難である。）

- ・ 平成27年度税制改正により、国境を越えた電気通信役務（電子書籍・音楽・広告の配信等）の提供等に対する消費税の課税方式として、リバースチャージ方式（国内事業者が申告納税する方式）が導入され、平

成27年10月から適用されることとなった。これにより、電気通信役務の提供に係る内外判定基準について、役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所地等に見直されることとなった結果、国外事業者から日本市場向けに国境を越えて行われる電気通信役務の提供については、国内における取引となり、国内事業者に消費税の納税義務が課される。

電気通信役務の提供が国内において行われたか否かは、その役務の提供を受ける事業者の本店等が国内にあるか否かにより判定されることから、本邦法人の国外支店が国外事業者から受ける役務提供もリバースチャージ方式による課税の対象となる。しかしながら、当該役務提供は本制度の課税対象とすべき取引ではなく、また国外の付加価値税との二重課税が生じる可能性もあることから、リバースチャージ方式による課税対象から除外することを要望する。また、日本に支店を有する国外事業者は、自ら消費税申告を行っており、消費税の捕捉は容易であることから、当該国外事業者から受ける役務提供についても、リバースチャージ方式による課税対象から除外することを併せて要望する。

なお、与党の平成27年度税制改正大綱においては、国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税のあり方について、「課税の対象とすべき取引の範囲及び適正な課税を確保するための方策について引き続き検討を行う」とされている。今後、対象取引の拡大等が検討される際には、金融機関の実務負担に十分配慮しながら慎重に検討するとともに、事前に素案を公表し意見を求めるなど、納税者が十分な準備を行い、また納税者側から有用な提案を行えるような環境が整備されることを要望する。

3) 役務提供に係る輸出免税の適用要件の明確化

【理由】

- ・ インターネット等の通信網を介して海外の事業者に役務を提供する場合、役務提供に係る輸出免税の適用要件である「非居住者に対して行われる役務の提供で、国内において直接便益を享受するもの以外のもの」の解釈が不明確であることから、当該取引は輸出免税に該当する旨を通達等で明確化することを要望する。

V その他の国税

(1) 印紙税

1) 印紙税の廃止・簡素化

【理由】

- ・ 実務では多種多様な契約内容があり、収入印紙の要否又は金額の判断が複雑かつ煩雑である。この税制を廃止又は簡素化し、企業の実務負担が軽減されることを望む。
- ・ 経済実態と著しく乖離している印紙税は直ちに廃止すべき。
- ・ 課税判定について、法令の記載が曖昧であり、判定に苦慮する場面が多く、事務負担となっている。また、文書には課税され、電子書類には課税されないという制度は、課税の公平性の原則に反しており、廃止を希望する。
- ・ 『日本再興戦略 改訂2015』において「申請、届出等の手続きについて、これまでの対面・書面原則を転換し、原則IT化をルール化する制度上の措置を講ずる」方針が示されたが、現状においても課税根拠及び公平性が欠如する印紙税については、同措置を待つことなく、早急に撤廃すべきである。
- ・ 印紙税はあくまで文書に課税されるものであり、電子書類には課税されない。電子取引が益々進展する現状においては、課税の不公平が発生しており、文書課税の印紙税は、経済情勢の実情に合わないのので、この際印紙税を廃止されたい。

また金額が少額にも関わらず、課税文書か不課税文書の判断（委任、請負の判断等）に迷う場合も多く、その判断に手間がかかる場合も多いため廃止することを希望します。
- ・ 印紙税はあくまで文書に課税されるものであり、電子書類には課税されない。電子取引が進展する現状においては、課税の不公平が生じており、文書課税の印紙税は、経済情勢の実情に合わないのので、この際に印紙税は廃止されたい。
- ・ 電子商取引が増える中で書類のみに課税する不公平な制度となっている。廃止を要望する。
- ・ 課税根拠が不明確で、実務コストが過大であるため、消費税の見直しに併せ、縮減廃止を要望する。
- ・ 有形の文書の有無により課税の有無が分かれる状況にあるが、インターネット取引の増加等を鑑みると、制度そのものが不合理なものとなりつつあるため、印紙税制度の廃止を要望する。
- ・ 電子商取引の急速な普及に伴って課税客体自体が存在しなくなりつつある現状に鑑み、公平性の観点より契約書等に係る印紙税を廃止すること。
- ・ 印紙税については廃止又は少なくとも課税金額を引下げ、課税文書や税額計算の簡素化を要望する。

電子商取引等の普及に伴い、課税負担の公平性の観点から不公平が生じていること、印紙税は課税文書の作成の有無、記載金額により税額が異なるため、特に、領収書、手形、不動産の売買、建築請負契約書に係る印紙税については、事務処理を含めて企業にとって大きな負担となっており、その結果、商取引の活性化・円滑化に支障をきたすものとなっている。
- ・ 契約書の形態が電子媒体か紙媒体かで課税の要否が変動する現行の印紙税法では、課税の公平性を維持できないため、印紙税を廃止していただきたい。
- ・ 流通課税として、消費税との二重課税としての側面もあり、何らかの抜本的な見直しが必要ではと思慮されるため、電子取引と紙とで課税の公平性が確保されていない点に鑑みて廃止を検討してほしい。
- ・ 電子商取引が一般的となる中で契約文書にのみ課税することは課税の公平性に反するため、ペーパーレス化の進展に応じ、印紙税を廃止することを要望する。
- ・ 電子商取引の増加やペーパーレス化が進展している中で、課税対象は紙媒体の文書のみであり、合理性を失っているため、制度自体の廃止を要望する。
- ・ 印紙税は、本来軽微であるべき流通税としては極めて高い税率となっており、金融取引に悪影響を及ぼさないよう整理し、軽減・簡素化することを要望する。
- ・ 平成25年度税制改正により、平成26年4月から「工事請負契約書に係る印紙税の大幅な負担軽減措置」が導入されたが、より基本的には、工事請負契約書に係る印紙税は、以下のような理由から速やかに廃止されるべきである。

○消費税との二重課税

印紙税は、ひとつの請負契約等に関連して消費税とともに課税されており、二重課税である。

○業種による税負担の不公平

工事請負契約書や不動産譲渡契約書等の一部の文書のみ課税されている。(建物賃貸借契約書や物品売買契約書等については平成元年の改正により課税が廃止)

○重層請負構造による多重負担

建設業においては、重層請負構造により多重に課税されるので、他業種に比して負担が重い。

○書面契約に対する阻害要因

建設業において電子的手段による契約の普及が進んでいない中であって、印紙税の負担が契約変更を含め、「書面による契約の締結」(建設業法第19条)の阻害要因となり得る。

○文書課税という課税根拠の不合理

金額等の契約内容が同じでも電子契約の場合には課税されない。

○諸外国との課税状況の比較

欧米主要国の経済取引に係わる文書への課税状況を見ても、わが国の印紙税のように請負契約書に対して課税する制度はない。

2) 請負契約の範囲の明確化

【理由】

- ・ 課税文書になる請負契約と課税対象外である委任契約について、その区分が不明瞭であるため、請負契約の範囲について、例えば、建設業法上の工事にかかる委託のみを対象とする等、限定列挙する形で明確化することを要望する。
- ・ 請負契約に係る印紙税(第2号文書)の課税判断は、実際の取引額で判断するよう見直すとともに、非課税金額を上げられたい。

領収書等(第17号文書)の非課税金額は、平成26年4月以降、3万円未満から5万円未満に上げられたが、いまだに印紙税制度を残している国においても、領収書等の課税対象は不動産等の高額取引のみであり、印紙税の課税範囲は一層の見直しが必要である。

例えば、百貨店は衣料品の裾上げ等のお直しや名入れをはじめとする様々修理加工を承っているが、具体的な修理加工の内容は伝票(文書)に記載して、百貨店・消費者・加工業者等で共有している。

こうした一点につき数百円から数千円程度の日常の取引であっても、修理費用を見積もりする場合(金額が未定)にお渡しする「お預かり書」「承り書」等は、「記載金額の無い請負契約書」として一通200円の印紙税(第2号文書)が課税されており、明らかに担税力を越えた負担である。

よって、修理費用が不明な場合にお渡しする「お預かり書」「承り書」等については課税せず、実際の価格が決定した後に課税・不課税を判断するよう改められたい。

また、日常の消費活動に係る文書まで課税する現状(海外に事例の無い)を改善するため、印紙税(第2号文書)の非課税金額は領収書等(第17号文書)と同じ5万円未満に上げられたい。

(2) 登録免許税

1) 登録免許税の軽減・簡素化

【理由】

- ・ 不動産取引に係る流通段階のコストは、不動産取得税および登録免許税が課せられていることにより、他の金融資産等と比べて割高なものとなっています。

不動産市場活性化のため、不動産取得税の廃止および登録免許税の適正水準への引き下げによる、負担軽減措置の拡充を要望します。

2) 投資法人等に措置されている登録免許税の軽減措置の期間を延長すること

【理由】

- ・ 会社型投資信託やSPC等に係る不動産取得税および登録免許税について、既に一定の税制上の措置が講じられています。しかしながら、会社型投資信託やSPC等は、本来、導管体であり担税力を持っていないことや、今後、不動産投資信託をはじめとした不動産流動化市場が発展していくためには更なる税制上の措置が不可欠と考えられることを考慮し、会社型投資信託やSPC等を利用した不動産流動化に係る不動産取得税の廃止を要望します。

また、所有権の移転登記に係る登録免許税については、特例措置の恒久化を要望します。

3) 老朽化マンションの建替え等の促進に係る課税の特例措置の延長

【理由】

- ・ 平成28年3月31日に適用期限が到来する、以下の各種特例制度について、優良な住宅ストック形成並びに良好な市街地環境整備の観点から延長を要望する。

[マンション建替え事業]

- 権利変換手続き開始の登記の非課税措置
- 組合が売渡請求等により取得する区分所有権、敷地利用権の登記の非課税措置
- 権利変換後の土地に関する登記の非課税措置

[マンション敷地売却事業]

- 組合が売渡請求により取得する区分所有権、敷地利用権の登記の非課税措置
- 分配金取得手続き開始の登記の非課税措置
- 権利消滅期日後の建物及び土地に関する登記の非課税措置

4) 認定長期優良住宅に係る課税の特例措置

【理由】

- ・ 平成28年3月31日に適用期限が到来する、認定長期優良住宅に係る課税の特例措置について、優良な住宅ストック形成並びに良好な市街地環境整備の観点から期限の延長及び下記の要望をする。

- 所有権保存：一般住宅特例0.15%→0.1%
- 所有権移転：一般住宅特例0.3%→戸建て0.2%
マンション0.1%

5) 認定低炭素住宅の保存登記等に係る課税の特例措置

【理由】

- ・ 平成28年3月31日に適用期限が到来する、認定低炭素住宅の保存登記等に係る課税の特例措置について、優良な住宅ストック形成並びに良好な市街地環境整備の観点から期限の延長及び下記の要望をする。

認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率を一般住宅特例より引き下げ

- 所有権保存：一般住宅特例0.15%→0.1%
(本則0.4%)
- 所有権移転：一般住宅特例0.3%→0.1%
(本則2.0%)

6) 中古住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化のための課税の特例措置

【理由】

- ・ 平成28年3月31日に適用期限が到来する、認定低炭素住宅の保存登記等に係る課税の特例措置について、優良な住宅ストック形成並びに良好な市街地環境整備の観点から期限の延長及び下記の要望をする。

買い取り再販事業者により改修工事が行われた中古住宅を個人が取得する場合に、買主に課される税率を一般住宅特例より引き下げる

所有権移転：一般住宅特例 0.3%→0.1%
(本則2%)

7) 公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の免除（軽減）措置の拡充

【理由】

- ・ 公共施設等運営権制度を活用した事業の円滑な施行及び事業者負担の軽減を図るため、公共施設等運営権に対する抵当権の設定の登録に係る登録免許税について免除措置を創設されたい。

8) PFI事業の税制特例措置の拡大

【理由】

- ・ BOT方式による民間と競合しないPFI事業について、税のイコール・フットイングの観点から、BTO方式によるPFI事業と同様に、事業の用に供する資産に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税を非課税とされたい。

9) 国際船舶に係る登録免許税

【理由】

- ・ 国際船舶に係る登録免許税の課税の特例の改善・延長を要望する。

地方税の部

I 地方税全般

(1) 地方税制度全般の抜本的見直し

【理由】

- ・ 地方法人税（国税）の創設により、地方税の一部見直しが行われたが、比重が大きい地方税における法人課税（住民税、事業税及び地方法人特別税）を廃止し、これらを法人税（国税）に統合／一本化すること（地方の財源は国税からの交付金にて調整）また、これに伴い、連結納税制度・外国税額控除制度等に係る国税と地方税の取扱いの差異を完全に解消することを要望する。

地域間の税源の遍在性の是正と財政力格差の縮小を更に進めるべきであり、また国税と地方税とで取扱いに差異が生じている項目を解消すべきである。

- ・ 地方法人特別税は遅くとも消費税率の10%への引き上げ時までには廃止（単純廃止）すること。
- ・ 法人住民税及び法人事業税については、国・地方を通じた税制抜本改革の中で、他の税目との整理・統合も視野に検討されるべきであり、地方法人特別税の廃止、国が一括徴収し、各地方自治体へ配分するような制度への移行等を含め、その抜本的な改革を図られたい。

また、抜本的な改革がなされない場合においても、現行の地方法人課税は制度が複雑であり、特に、建設業においては全国多数の現場事務所が短期間で設置・廃止され、他産業に比べて事務負担が大きいことから、本店所在地の都道府県への一括申告・納付等による申告・納付手続の簡素化を図られたい。

また、現行の法人事業税の制度（課税所得計算及び外形標準課税制度）は、煩雑な集計作業を必要としているので、簡素な税制となるよう改正されたい。

- ・ 地方法人税（国税）の創設により、地方税の一部見直しが行われたが、地域間の税源の遍在性の是正と財政力格差の縮小をさらに進めるべく、比重が大きい地方税における法人課税（住民税、事業税及び地方法人特別税）を廃止し、これらを法人税（国税）に統合／一本化する（地方の財源は国税からの交付金にて調整）これに伴い、連結納税制度・外国税額控除制度等に係る国税と地方税の取扱いの差異を完全に解消することを要望する。

- ・ 全国各署に事務所を有する法人は、事務所の所在地毎に申告・納付の必要があり、各自治体からの問い合わせ対応等事務負担が甚大である。また、自治体側においても作業が重複し非効率である。

法人事業税、法人住民税、事業所税及び固定資産税の課税について統合を図る等、簡素化していただきたい。

現行の地方税の税額算定は煩雑であり、所得割／法人税割、外形標準課税／均等割／事業所税／固定資産税という形で、似通った課税客体を基礎として異なった方法により税額算定を行っている。

また、自治体により同じ税目において税率が異なる等の煩雑さも存在している。課税の公平性と併せ、各自治体別の財源確保とは思われるが、所得に係わる税目と事業に係わる税目とを区分して統合、分割基準の見直し等を行うことで簡素化していただきたい。（例：外形標準課税、事業所税、固定資産税を廃止し、均等割に統合する。等）

- ・ 現行地方税の税額算定は煩雑であり、所得割／法人税割、外形標準課税／均等割／事業所税／固定資産税という形で、似通った課税客体を基礎として異なった方法により税額算定を行っており、また、自治体毎に税率が異なる等の煩雑さも存在しているため、事務負担軽減等の観点から簡素化を要望する。

（例：外形標準課税、事業所税、固定資産税を廃止し、均等割に統合する。）

(2) 法定外税

総務大臣による不同意要件の明確化

【理 由】

- ・ 核燃料税などの法定外税について、地方自治体がその創設等を行う場合には、公平・中立などの原則に照らし十分な検討が行われることが重要であり、安易な法定外税の創設、見直しは問題。
法定外税に係る総務大臣の不同意要件について、課税の合理性、負担水準の適正性、国の重要な施策との適合性などの観点から、その判断基準を明確化することは、法定外税制度の透明性向上に資すると考えられる。

(3) 連結納税制度の導入

連結納税制度の導入

【理 由】

- ・ 地方税においても企業グループ内の損益通算が可能となる連結納税を適用すべきである。損益通算の効果拡大は延いては業界再編・事業再構築の円滑な促進につながり、日本再興戦略で示された事業再編を推進する企業に対する税制を講ずる方針にも合致している。
地方法人課税は都道府県、市町村ごとに申告・納税を要するため、特に全国展開している企業にとっては事務負担も大きいことから、企業の事務負担軽減にもつながる。
- ・ 連結納税制度を導入している企業の決算実務・納税実務の煩雑さの軽減をはかるべく、地方税（法人事業税・法人住民税）への連結納税制度の導入を要望する。
- ・ 所得を課税標準とする住民税の法人税割についても、連結納税の対象とするように改正していただきたい。
- ・ 地方税に対する連結納税の導入を要望する。地方税の連結納税導入により事務負担の軽減を図るため。
- ・ 連結納税は、法人税についてのみ適用できる制度であり、事業税や住民税には適用がない。よって、連結納税を導入しても、事業税や住民税は従来どおり単体申告をする必要がある。本来ならば、単体申告の法人税の所得金額、及び税額を算定しなければ地方税の計算はできないということになるが、連結納税の計算に加え、地方税のために単体申告計算を行うため、実務が煩雑になっている。
- ・ 国税と地方税で制度に差異があることにより連結納税が複雑化しており導入の阻害要因の一つになっているとおもわれるため、連結納税を地方税においても導入していただきたい。
- ・ 現在、連結納税制度は国税に限定されており、法人住民税・法人事業税は単体申告を行う必要があるため、申告手続きが非常に複雑なものとなっている。地方税についても連結納税制度の対象とすることで、連結納税を採用する企業の事務負担を軽減し、制度全体の簡素化を図ることが望ましい。

(4) その他

1) 超過課税の廃止

【理 由】

- ・ 法人への負担偏重の是正のため、標準課税に統一し、法定外税をやめることを要望する。

2) 地方税における外国税額控除

【理 由】

- ・ 法人税法では外国税額が当期の控除限度額を超えている場合でも、前年までに積み立てた控除余裕額があれば控除できる規定となっており、赤字で当期納付すべき税額が無い場合でも、法人税は即時還付されます。しかし道府県民税、市町村民税については法律に還付規定がないとの理由で、赤字の場合は控除未済外国税額として3年間繰越し、その間の納付税額と相殺することとなり、相殺できなければ失効し二重課税となります。従って、国際的な二重課税排除の実現と、法人税との整合性を確保するため、地方税においても即時還付を要望します。

- ・ 法人住民税法人税割（以下「法人税割」）の課税標準を計算する場合において、法人税額の計算上適用した租税特別措置法の税額控除規定があるときは、その税額控除額を足し戻した額を法人税割の課税標準とすることとされている。（法人が中小企業者等である場合には、特例あり。）

一方で、法人税割における外国税額控除限度額は、「法人税の外国税額控除限度額×法人税割の税率」と規定されており、この計算で用いる「法人税の外国税額控除限度額」は、租税特別措置法の税額控除規定適用後の法人税額をベースに計算することとされている。

このような計算構造となっている結果、租税特別措置法の税額控除規定の適用により、法人税及び法人税割の合計納付額が、これを適用しない場合と比して増加してしまうケース（税額控除規定の適用により法人税の納付額は減少するものの、法人税割における外国税額控除限度額が租税特別措置法の税額控除額に対応する分だけ減少してしまい、法人税割の納付額が法人税の納付額の減少分以上に増加してしまうケース）が生じることがある。

各種政策等の観点から創設した租税特別措置法の適用の妨げにならぬよう、地方税法における外国税額控除限度額の計算方法の適切な見直しが必要と考える。

3) 法人住民税の損金不算入の見直し

【理由】

- ・ 均等割税額を法人税の所得計算上で損金算入を認めていただきたい。

4) ふるさと納税の法人への適用範囲拡大

【理由】

- ・ 個人の「ふるさと納税」と同様に、法人事業税・住民税を希望の自治体に割振納付可能としていただきたい。

都市圏の自治体以外を対象とし、従前の人頭割りとの選択で、当該企業の売上割りの範囲内で選択納付が可能となれば、自治体、地域企業と一体となった生態系の一員としてリレーションを確立できるものと考えられる（地域会社は、やはりGLOCALが重要）。

- ・ 地方再生・地域貢献を考えた場合、業務上関連する地域に相応しい納税配分を選択できれば、地場企業・地方公共団体へのアピールができ、より良いリレーションを構築することができることから、ふるさと納税の法人への適用範囲の拡大を要望する。

Ⅱ 住民税・事業税

(1) 申告納付先の一元化

【理 由】

- ・ 全国各所に事務所を有する法人においては、事務所の所在地毎に申告・納付をする必要があり、更には自治体別の問合せ対応等、事務処理負担が甚大である一方、申告・納付を管理する自治体側においても、作業が重複しており非効率であることから、申告及び納付の統一化を要望する。特に法人事業税・住民税の申告書様式や納付書様式が自治体毎に異なっており苦慮していることから、早急な措置を要望する。
また、マイナンバー制度の導入後においては、申告先の集約化による納税事務手続きの簡素化を要望する。
- ・ 法人事業税・法人住民税については、事務所等が所在する全ての自治体へ申告書を提出する必要があるが、全国展開している企業の場合、申告先が多数となり、申告書提出や納付作業が煩雑になっている。例えば、地方消費税については、消費税（国税）の申告に織り込まれており、申告作業が比較的簡便である。
企業は通常、特定の地域の垣根を超えて活動しており、その点で地方法人所得は、各自治体固有のものではなく自治体共有の財源と捉えるべきであり、また、地方法人所得の算定は「法人税における所得（法人税額）」をベースに計算されるものである。従って、これらの税目を地方消費税のように、「法人税（国税）」として国が一括して徴収した上で各自治体に配分し、法人税の申告・納付に1本化することを要望する。
- ・ 現行は、各々の自治体に申告納付する納付形態となっているが、納税者に過度の事務負担が生じている。事務負担軽減を考慮し、納付窓口は一本化し、そこから各自治体へ配分する仕組みを要望する。
- ・ 全国各所に事業所を有しているため、各地方自治体ごとに税額計算、申告、納付を実施しなければならず、また自治体からの問い合わせ対応等、多大な事務負担を強いられている。一連の業務が簡素化されるよう、税率の統一化、申告納付先の統合等を検討いただきたい。
- ・ 事務負担軽減、課税の公平性を確保のため、整理統合を要望する。
例えば、総務省所管の事務センターに一括申告納付する体制の構築をお願いしたい。
- ・ 事務負担の軽減の観点から、法人事業税・住民税も地方消費税と同様、国（税務署）に一括して納付できるよう改善を要望したい。
- ・ 事業税・住民税は事業所の所在する全都道府県・市町村との申告書類の提出・控え入手・納付還付手続きがあり、事務処理が煩雑となっているため、申告・納税事務の一元化を要望する。
- ・ 地方税の統一納付期間の設置、または本店所在地の地方公共団体への一括申告・納付により、手続きを簡素化すること。
- ・ 各都道府県、市町村に個別に申告することは、事務手続き上の負担となっていることから、申告納税窓口を一本化してほしい。
- ・ 法人事業税・住民税の申告納付が分割基準の対象となる場合、事務所や事業所が所在する道府県及び市町村ごとに行うのではなく、主たる事務所あるいは本店が所在する道府県及び市町村に一本化することを要望する。
複数の道府県や市町村に事務所や事業所を有する法人が、分割基準により算定した法人事業税・住民税の申告納付を道府県及び市町村ごとに行うための事務負担がきわめて高いことに加えて、申告納税漏れリスクもあるため。
- ・ 徴税・納税コストの削減のため、固定資産税とあわせて、地方税を抜本的に見直し、分割基準をやめて申告・納付を一元化することを要望する。
- ・ 地方税を本社一括で申告・納付すべきである。また法人事業税の外形基準である付加価値割について、計算方法等の見直しを行い、申告書類についても整理・合理化を図るべきである。
- ・ 事務負担の軽減の観点から、法人事業税・住民税も地方消費税と同様、国（税務署）に一括して納付できるよう改善を要望する。

(2) 外形標準課税の算定方法・記載様式の簡素化

【理由】

- ・ 申告記載様式が従来の所得割に加え、付加価値割等に関する各明細書が追加されたが、その記載内容が詳細すぎるため、企業にとってはかなりの事務負担増となる。企業の申告事務負担の軽減を図るためにも記載様式の簡素化を要望する。
- ・ 事業税（外形標準課税）については、付加価値割（報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料）の範囲・基準が複雑であることから、その金額の把握に莫大な稼働を要している。より簡素で納税事務負担の少ない制度（例：資本割への一本化）への変更を要望する。

(3) 外形標準課税における課税標準の見直し

1) 保険業に係る法人事業税の現行課税方式の維持

【理由】

- ・ 平成15年度税制改正により、資本金1億円超の法人を対象として一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成16年度から適用されています。生命保険業については、既に昭和29年から収入金額による外形標準課税が行われており、地方の安定的な税収確保に貢献してきました。しかしながら、与党の平成27年度税制改正大綱の検討事項において、「現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。」といった方向性について記載されています。

一般事業会社について導入された外形基準は「地方分権を支える基幹税の安定化」という視点や「増税を目的としたものではない」という考え方に基づいて導入されていますが、生命保険業の現行の課税方式は、まさに税収の安定化に寄与していると考えられます。

よって、生命保険業の法人事業税については、現行の課税方式を維持することを要望します。

- ・ 法人事業税は、地方公共団体の提供する種々のサービスに対する応益課税の性格を有することを明確化し、また安定的に地方税源を確保すること等を目的として、平成15年度税制改正により、従来の所得課税方式が見直されました。具体的には資本金1億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成16年度から実施されています。また、平成20年度税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税が創設されました。これらの制度とも関連して平成27年度税制改正大綱において、既に収入金額課税となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の4業種の課税方式については、引き続き検討することとされています。

損害保険業に係る法人事業税は、昭和30年より収入金額を課税標準とする100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきました。一方、一般事業会社に導入された外形標準課税は、平成27年度の税制改正により、平成28年度までに2分の1まで拡大するものの、所得割も2分の1部分残されています。このため、仮に上記4業種の課税方式が見直されるとすれば、損害保険業の課税標準に所得が組み込まれることも想定されます。

しかしながら、損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収の安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式が適当と考えます。

2) 電気供給業・ガス供給業に係る法人事業税の現行課税方式の見直し

【理由】

- ・ 法人事業税については、資本金1億円超の大企業について、平成16年度から一部外形標準課税が導入され

ているが、現行収入金課税が行われている電気事業をはじめとする3業種については、外形標準課税の対象外となっており、不公平税制は解消されない状況。

電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であることに加え、結果として電力供給のコストを押し上げ、電気の利用者に重い負担を強いることとなるため、こうした不公平な取り扱いを解消すべき。

平成27年度与党税制改正大綱においても検討課題とされており、平成28年4月から小売の全面自由化が実施され、規制料金によるお客さまからの税コスト回収が担保されなくなるなど、電気事業を巡る環境は事業税制度創設時とは大きく変化していることから、早急に検討が必要。

- ・ 電気事業の法人事業税について、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、「その他の事業」と同様の付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税を組み入れを要望する。

電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であり、その他の事業と同様の扱いに改められるべきである。

- ・ ガス供給業の法人事業税の課税標準となる収入金額から、自由化対象需要に応じるガスの供給に係る収入金額のうち、託送料相当額を控除する制度の恒久化を要望する。

ガス事業においては、平成16年度から全ての一般ガス事業者、ガス導管事業者に対して託送供給が義務付けられているが、収入金額に対し法人事業税を課される他のガス事業者にガスの託送を委託した場合に、それぞれのガス事業者に対して全収入金額を課税標準として課税するとすれば、同一のガスについて、重複して法人事業税を課税することとなる。

重複した課税の回避、エネルギー事業間の整合性確保、ガス事業の自由化促進の観点から、法人事業税の課税標準の算定にあたり、託送料を収入金額から控除する現行制度の恒久化が必要。

- ・ 課税の公平性・担税力の観点から、ガス・電力事業の課税方式について、収入金課税方式から他業種と同様の課税方式（もしくは収入金課税をベースに新しい外形標準課税を組み入れた形）とするよう要望したい。
- ・ 収入金課税について所得課税に一本化してほしい。

所得課税事業と収入金課税事業を併営する場合に、区分計算を実施する事務作業量が負担となっているため。また固定買取制度の導入により電気供給への新規参入する者との課税の公平性を確保するため。

- ・ ガス供給業は、法人事業税の課税標準として収入金額が適用されていることから、「その他の事業」と比べて取扱いが著しく不公平になっている。

ガス供給業に対する法人事業税の不公平を是正するため、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、「その他の事業」と同様の課税標準を組み入れることを要望するもの。

ただし、資本金1億円以下のガス事業者は、経営基盤の脆弱性等から「その他の事業」と同一の扱いとするよう要望する。

3) その他・課税標準の見直し

【理 由】

- ・ 付加価値割の課税標準に報酬給与額が含まれているが、労働集約型産業にとっては、法人税率引き下げの影響より、付加価値割の税率引き上げの影響が大きく、実質増税となっている。特定業種には雇用安定控除を拡充する等、業種ごとの特徴を勘案した公平な制度とすべきである。
- ・ 中心市街地に大型店舗を構えて正規社員を雇用する事業者が増税となり、一方で無店舗・非正規労働者を可能な限り少数雇用する事業者が減税となる法人事業税の外形標準課税（付加価値割）の拡充のような増減税一体の制度変更は避けられたい。
- ・ 外形標準の付加価値割の構成要素から役員関連を除く報酬給与を除外していただきたい。報酬給与の収益や利益に対する割合は業種によって大きく異なっており、業種間における課税の公正性を欠くことになっていると考える。
- ・ 着実な景気回復には雇用の安定と実質賃金の上昇が不可欠である。雇用の維持・拡充を妨げる法人事業税の付加価値割（「報酬給与額」への課税）はやめていただきたい。
- ・ 外形標準の付加価値割に当年度損益が含まれており、当該部分については結果として所得割と同様の課税が異なる名目で行なわれているため違和感を感じるのみならず企業の決算実務としても当期利益および所得

金額の算出が終わらないと外形標準金額も確定できず非常に煩雑・面倒である。外形標準の付加価値割の構成要素から当年度損益を除外すべき。

- ・ 企業の資本政策の柔軟性を確保し、また、市場の活性化を促すため、資本割の課税標準を再度見直し、従来どおり、資本金+資本準備金-自己株式とすることを認めていただきたい。
- ・ 外形標準課税のうち、資本割の課税標準が「資本金等の額、資本金と資本準備金の合計額のいずれか大きい金額」に見直されることにより、自己株式を取得した法人は、自己株式の消却有無を問わず、課税標準が増加するが、自己株式を消却した法人に関しては、課税標準を従前の「資本金等の額」とするよう、追加の見直しを行うことを要望する。

(4) 法人住民税額の計算

1) 法人住民税（法人税割）における試験研究費の税額控除額の考慮

【理由】

- ・ 法人税で計算した試験研究費税額控除の金額は、法人住民税の課税所得計算上、減算項目となっていない。国と地方の平仄を合わせるべく、法人住民税の課税所得計算上においても、減算項目とするよう要望する。
- ・ 法人住民税（法人税割）の課税標準は法人税額であるが、試験研究費の税額控除前の法人税額が用いられる。企業の研究開発活動を地方でも支援しイノベーションを促進する観点より、試験研究費の税額控除後の法人税額を課税標準とするよう改正を要望する。

2) 法人市町村民税の均等割

【理由】

- ・ 着実な景気回復には雇用の安定と実質賃金の上昇が不可欠である。雇用の維持・拡充を妨げる法人市町村民税の均等割（「従業者数」への課税）はやめていただきたい。

3) 船員の支払給与に係る法人事業税の課税標準の特例措置の創設

【理由】

- ・ 外形標準課税に係る付加価値割の課税標準の算定に当たり、船舶の乗組員に対して支出される報酬給与額を算定方法から控除することを要望する。

Ⅲ 事業所税

(1) 事業所税の廃止

【理由】

- ・ 法人事業税の外形標準課税（付加価値割）の課税標準に報酬給与額や支払賃借料が含まれ、事業所税の従業者割及び資産割と課税標準が重複すること及び納税者の事務負担の軽減の観点からも事業所税（あるいは法人事業税付加価値割）を廃止願いたい。
- ・ 事業所税は、都市計画税との関係が曖昧であり、また、都市部の活性化に貢献している大企業により多く課税されるという公平感に欠けるものであるため、廃止されたい。
- ・ 外形標準課税等との二重課税のため、事業所税の廃止を要望する。

(2) 課税標準の見直し

【理由】

- ・ 事業所税の従業者割については、全国規模の会社等、事業所を多数有する企業では、給与等の支払額の把握に多くの稼働を要している。納税者の事務負担を軽減するため、従業者給与総額を期末人員数により按分して課税標準を算定する方法に変更することを要望する。
- ・ 事業所税については申告を要しますが、共有部分を専用部分の面積に応じて按分する必要があることや、自治体により課税判断が異なる等により、大きな事務負担となっているため、例えば、課税標準となる事業所床面積を専用部分のみとする等、事業所税の課税事務簡素化を要望します。
- ・ 着実な景気回復には雇用の安定と実質賃金の上昇が不可欠である。雇用の維持・拡充を妨げる事業所税の従業者割（「従業者給与総額」への課税）はやめていただきたい。

(3) みなし共同課税の廃止

【理由】

- ・ 一定規模までの事業所は事業所税免税とされているが、グループ企業が事業所を一箇所に集約して事業を行った場合は、全く異なる事業を実施していたとしても形式判断として共同事業とみなされ、単独であれば免税点に達しない企業があったとしても合算課税の対象（みなし共同課税）となる。また、この合算の税額算定にあたっては、互いに気づかないうちに納税処理を漏らしているという事象も発生しうるため、廃止を要望する。
- ・ 事業所税が廃止できない場合でも、免税点判定における「みなし共同事業」要件基準を早急に見直すことを要望する。納税側での実務負担（捕捉が困難）があり、ここだけ連結の考え方を持ち込むのはおかしい。

(4) その他

携帯電話事業の用に供する施設の非課税措置の創設

【理由】

- ・ 第1種電気通信事業の用に供する施設については、都市機能の維持向上を図るために必要不可欠な施設として事業所税の非課税とされているが、そのうち携帯電話事業者が事業の用に供する施設は除かれている。しかし、移動電気通信設備は都市機能の維持向上には不可欠なインフラであり、先の東日本大震災時においても固定電話と同等の効力をもたらし、公共性及び都市機能向上への必要性が高いと考えられることから、携帯電話事業の用に供する施設について、非課税措置の創設を要望する。

IV 固定資産税

(1) 償却資産に対する固定資産税の廃止

【理 由】

- ・ 国際的に稀な償却資産税を廃止、もしくは大幅に縮小し、国際競争力強化のためイコールフィッティングの実現を要望する。
- ・ 償却資産に課する固定資産税の廃止、又は免税点の金額の引き上げ、及び課税標準額の見直し（法人税との償却計算の統一化）を要望する。少なくとも「日本再興戦略」との整合性を図る観点から、新規取得償却資産（機械装置）について廃止を要望する。
- ・ 固定資産税における償却資産税は、諸外国でも例外的であるため、廃止することを要望する。また、廃止されない場合も、法人税法と同一に完全償却を認めるべきである。
減価償却資産に対する法人（所得）税と固定資産税との二重課税を排除するため。
- ・ 取得価額の5%に到達した償却資産は、その耐用年数を満了した、いわば使用済み資産である。固定資産税では、5%到達資産は、その金額的価値がないにもかかわらず、保有し続ける限り永久に課税される。5%到達時に課税を終了すべきである。
- ・ 国際的に見て極めて例外的であり、わが国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっている。また、投資額に応じて課税されるため、企業の国内への投資意欲を削ぐことにもつながっているため、償却資産に対する固定資産税、少なくとも、新規取得した償却資産からでも、それに係る固定資産税を廃止することを要望する。
- ・ 償却資産税は製造業に負担が重く、また当該資産で稼得した所得に法人税が課せられることから二重課税となっていると考えられる。また、国際的にもあまり例を見ない税制であり、廃止を要望する。
- ・ 償却資産税については、平成19年度税制改正における減価償却制度の見直しにより残存価額や償却可能限度額が廃止されたにもかかわらず、償却資産の評価方法については改正が行われず、一物二価の状態を生んでいる。また、固定資産と償却資産の区分についての判定や抽出作業が難解で税の明確性に欠けており、申告手続に要する労力並びに税金の負担も大きいので、廃止されたい。
- ・ 償却資産税は特定の設備型産業に偏重しており、国際的に見ても生産財に対する課税は極めて異例であることから、廃止すること。
- ・ 現制度では投資を行う事により固定資産税が賦課されている。本税は製造業にとって負担が大きく投資抑制に働くことから廃止を望む。
- ・ 償却資産を課税客体とするケースは国際的に見て極めて例外的であり、グローバル市場で過酷な競争に晒されている企業にとって、海外企業のイコールフィッティングの観点から大きな問題を有している。
そもそも償却資産は取得時には消費税、償却に伴う収益には法人税が課税されているが、償却資産税は単に設備を保有するだけで課税されることから、フローを伴わず、担税力がない。一方で、償却資産税は社会保障の割合が高い地方自治体の行政サービスの財源となっていることから、償却資産保有に関連した応益の対価としての意味合いも薄い。設備型産業に偏重するといった税の公平性の観点からも、償却資産に対する固定資産課税は問題があり、廃止すべきである。
少なくとも、製造業の国内立地維持や雇用確保、また、日本再興戦略における生産設備の新陳代謝のため、国内設備投資を促進するといった観点から、新規投資分から廃止すべきであるが、地方の税財政を取り巻く諸事情により速やかな撤廃が困難であれば、国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時廃止すべきである。
- ・ 国際的整合性や業種間での税負担の公平化のため、償却資産にかかっている固定資産税を廃止することを要望する。
- ・ 機械装置、工具、器具備品等の償却資産に係る固定資産税を廃止することを要望する。
耐用年数の短い動産は、原材料、水道光熱費等の経費と同様、製品・部品を製造するために費消される投入原価要素であり、固定資産税の課税対象にはなじまないことから、課税対象から除外すべきである。
- ・ 償却資産に係る固定資産税は国際的に稀な課税であり、企業の国内における設備投資意欲を低下させ、雇

用の増加を阻害する要因ともなり得るため、廃止することを要望する。

廃止されない場合、圧縮記帳の取扱い、残存価額、償却方法など法人税と相違する点があり、統一することにより事務負担の簡素化を進めて欲しい。

- ・ 固定資産として計上されている動産の本質的な意義は、当該取得価額をその使用年数にわたって複数事業年度に費用配分する未償却残高という意味合いであり、いわば減価償却費という費用の塊に過ぎない。即ち、現行の固定資産税における償却資産税は収益を獲得するために消費される減価償却費に対する課税となっており、所得課税としての法人税と二重課税となっている。動産に対する固定資産税の課税は我が国企業の設備投資に対する阻害要因の一つとなっている。従って、固定資産税における償却資産税は廃止することを要望する。
- ・ 国際的にみて極めて例外的であり、我が国製造業にとってコスト競争力を損なう要因。成長戦略による設備投資を増加させるための施策にも逆行。少なくとも新規取得した償却資産から、それに係る固定資産税を廃止すべき。
- ・ 償却資産に対する固定資産税の見直しを要望する。本制度は速やかに廃止すべき。また、新規投資は課税対象外とすべき。固定資産税（地方税法）の残存価額と償却可能限度額を撤廃してほしい。
- ・ 店舗内のエレベーターやエスカレーター、建物と一体になった電気設備や可動間仕切、絨毯、さらに保冷・冷蔵設備や陳列什器等は、事業要償却資産として土地・建物とは別に固定資産税が課税され、ここに税務上の管理はしているが、欧米主要先進国では償却資産を建物と区分して課税している国は少ない。
また、多くの事業用資産は、店舗のバリアフリー化や商品の鮮度（安全性）を確保しつつ、消費者の商品選択の利便性を確保するため、営業上必要不可欠な設備であり、償却期間に縛られず適宜、改変・更新することが求められる。
固定資産税の課税対象外にすることで、顧客利便性や生産性の向上に向けた積極的な設備投資も期待されるため、事業用償却資産への課税は廃止されたい。

(2) 償却資産税の評価額算定方法と法人税法上の減価償却制度の統一

【理 由】

- ・ 固定資産税の課税事務においては、家屋と償却資産の区分が明確でないことに加え、法人税法上の取扱い（減価償却資産の定義や償却計算の方法）と異なっていることから、課税標準の計算等における事務負担が大きい状況にあり、例えば、固定資産税における家屋・償却資産の区分を法人税法上の区分に合わせる等、固定資産税の課税事務簡素化を要望します。
- ・ 法人税法では、平成19年度改正により償却可能限度額が撤廃されたが、固定資産税の償却資産の最低評価額は依然として従前（取得価格の5%）のまま据え置かれており、法人税と固定資産税で異なる減価償却計算を強制されている。システム対応を含めて、企業の実務負担を軽減する観点から、早期に法人税と同様の措置が導入されることを要望する。
- ・ 固定資産税の課税対象につき、家屋・償却資産の区分、償却方法等を法人税法上の区分と同一にして、固定資産税の課税方法を簡素化する。
固定資産税の課税実務においては、家屋と償却資産の区分が不明確であり、法人税法上の取扱いと相違しているため、課税標準の計算等における事務負担が大きい。ため。
- ・ 百貨店（店舗）は、定期的に大規模なリニューアル工事を行うことで商業集積としての魅力を維持している。
建物の固定資産税の経過年数を65年とするのは明らかに長すぎるため、法人税の耐用年数と同じ39年とされたい。
さらに、経過年数（65年）の終了後の残存価格（20%）については、法人税の償却限度額（備忘価格）と比較して負担が大き過ぎて不合理である。残存価格も国税の備忘価格並みに引き下げられたい。

(3) 固定資産税の負担の軽減

1) 固定資産税の引下げ等

【理由】

- ・ 固定資産税については、土地の収益性との比較において過大な負担となっていることから、税率や評価額について適正な水準まで引き下げるよう要望します。
- ・ 非住宅用地に対する固定資産税負担の適正化・均衡化について、企業の競争力を確保し、国内立地の促進のために、税負担の軽減や適正化、均衡化を図るべきとの観点から、負担水準の上限を60%へ速やかに引下げすることを要望する。

2) 固定資産税の評価方法の明確化・見直し

【理由】

- ・ 賦課課税方式である固定資産税について、評価の誤りによる課税額の誤謬は納税者自身で点検する必要があるようですが、現状、自治体では評価プロセスを公表しておらず、課税額の点検が困難となっていることから、例えば、評点数計算書等の評価プロセスがわかる資料の公開等、固定資産税の評価プロセスの透明性向上を要望します。
また、納期の設定や納税通知のスケジュール設定は自治体に委ねられ、課税事務が多種多様となっており、交付を受ける課税明細書についても記載内容、様式が統一されていないため、データ整備や事務の効率化が図りづらくなっていることから、自治体によって異なる課税事務の標準化を要望します。
- ・ 納税者にとって固定資産税評価の内容が複雑なためほとんどの場合その内容のチェックは不可能である。建物に関する固定資産税の評価基準を簡素化、透明性の高いものにするを要望する。

3) 公害防止用設備等の固定資産税の課税標準特例の適用期限の延長

【理由】

- ・ 公害防止に対する社会的要請は、地球環境問題への関心の高まりもあって、ますます厳しくなっており、電気事業においても、公害防止のための投資を継続的に行い、設備の整備に努めるなど、環境保全を図るための徹底した公害防止策を推進している。
しかし、公害防止関係の支出は、企業の収益に直接貢献することのない負担であり、電気事業の経理にも影響を及ぼしているため、今後一層の環境保全を推進する観点から、現行制度の適用期限の延長が必要。
- ・ 電気事業者は特例を活用して公害防止設備を設置することで地方自治体が独自に設定する厳しい環境基準を遵守してきている。今後も自治体の要望に応え、一層の環境保全を推進する観点から現行制度の延長が必要であるため、公害防止設備に係る固定資産税の課税標準の特例の適用期限の延長を要望する。
- ・ 汚水廃液処理設備の固定資産税課税標準の特例制度（三分の一を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において、市町村の条例で定める割合とする特例）の適用期限延長を要望する。

4) 道路占用料に係る課税の特例

【理由】

- ・ 道路に設置する電柱等の償却資産について、固定資産税の他に道路占用料という2種類の道路使用対価を支払う状態のため、当該資産を道路占用料の対象外とするよう要望する。

5) 電気通信事業に係る償却資産の課税標準の特例措置の創設

【理由】

- ・ 社会生活に不可欠なインフラである電気通信サービスについては、その公共性を鑑み、電気通信事業者が新設した電気通信設備等に係る特例措置として、公共事業等に対する課税標準の特例と同様に、適用期限を設けず課税標準の特例を要望する。例えば、当該サービスは東日本大震災時に安否確認・災害情報の提供等において重要な役割を果たしたものであり、課税標準の軽減等により自己資本の充実を図り、将来の通信イ

ンフラ構築に充当させることで、大規模災害時においても継続したサービスを提供するためにも、特例措置の創設が必要であると考え。

6) 営業店舗に係る商業地等の固定資産税の軽減

【理由】

- ・ 本年度税制改正において、商業地等に係る条例減額制度と税負担急増土地に係る条例減額制度等の負担調整措置を継続することとされたことは評価している。

しかし、百貨店は地価の高い来店客の利便性の高い駅前等交通要所に出店しているため、土地に係る固定資産税の負担がそもそも大きい。

中心市街地の活性化には、地域を代表する百貨店を核とした街づくりが重要であり、街のインフラとしての百貨店の公共性も高いことを評価して、営業店舗に係る商業地等の固定資産税を軽減されたい。

一方、大都市部と比較して経済環境が厳しい状況にある地方の中心都市（県庁所在地等）の活性化をはかるため、本年度創設された空き家対策と同様に①中心市街地で事業を営んでいない土地等を重課し、②当該未活用土地等の売買に係る租税負担を軽減することで流動化を促進されたい。

7) リース取引に係る教育用固定資産の非課税措置

【理由】

- ・ 学校法人が保有する教育用固定資産は非課税である一方、当該資産をリース取引として賃貸する場合はリース会社に償却資産税が課せられ課税の公平性に欠けることから学校法人に導入するリース資産について非課税化を要望する。

8) PFI事業の税制特例措置の拡大

【理由】

- ・ BOT方式による民間と競合しないPFI事業について、税のイコール・フットィングの観点から、BTO方式によるPFI事業と同様に、事業の用に供する資産に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税を非課税とされたい。
- ・ サービス購入型、BOT方式で行われるPFI事業で整備される公共施設等については、課税標準を1/2に減免する措置があるが、国や地方自治体におけるPFI事業のさらなる推進のため、非課税としていただきたい。

9) 新築住宅に係る課税の特例措置の恒久化

【理由】

- ・ 新築住宅に係る課税の特例措置の適用期限が平成28年3月31日で到来するが、優良な住宅ストック形成並びに良好な市街地環境整備の観点から恒久化を図られたい。

10) 認定長期優良住宅に係る課税の特例措置

【理由】

- ・ 平成28年3月31日に適用期限が到来する、認定長期優良住宅に係る課税の特例措置について、優良な住宅ストック形成並びに良好な市街地環境整備の観点から期限の延長及び下記の要望をする。
 - 一般住宅特例（1/2減額）の適用期間を延長
 - 戸建て3年→5年、マンション5年→7年

11) 住宅の耐震改修等のリフォームに係る課税の特例措置

【理由】

- ・ 平成27年12月31日または平成28年3月31日に適用期限が到来する、住宅の耐震改修等のリフォームに係る課税の特例措置について、優良な住宅ストック形成並びに良好な市街地環境整備の観点から期限の延長及び下記の要望をする。
 - ①耐震改修：1年間1/2に減額（平成27年12月31日期限）

②省エネ：1年間2/3に減額（平成28年3月31日期限）

③バリアフリー：1年間2/3に減額（平成28年3月31日期限）

12) 誘導地区施設の公共施設、都市利便施設に係る課税標準の特例措置

【理由】

- 平成28年3月31日に適用期限が到来する、誘導地区施設の公共施設、都市利便施設に係る課税標準の特例措置について、優良な住宅ストック形成並びに良好な市街地環境整備の観点から期限の延長及び下記の要望をする。

誘導地区施設と共に整備される公共施設、都市利便施設に係る課税標準の特例
5年間1/5控除

13) 鉄道事業者等によるバリアフリー施策に係る課税標準の特例措置

【理由】

- 平成28年3月31日に適用期限が到来する、誘導地区施設の公共施設、都市利便施設に係る課税標準の特例措置について、優良な住宅ストック形成並びに良好な市街地環境整備の観点から期限の延長及び下記の要望をする。

鉄道事業者等が取得した固定資産（ホームドアシステム・エレベータ）に係る課税標準の特例
5年間2/3に減額

14) 土地・建物等の利用実態に合わせた課税の公平

【理由】

- 駅構内の店舗等は、通常の商業施設と同じ事業であっても当該面積が合計250㎡未満の場合、鉄道関連施設として固定資産税の軽減措置（1/3）を受けている。

これに加えて新幹線と並行する在来線の鉄道関連施設は、さらに税額が1/2となる特例措置により優遇されている。

よって、駅構内の店舗等商業施設は、課税状況と施設の実態を精査して公平に課税するよう改められたい。

(4) その他

申告、納税手続きの簡素化

【理由】

- 複数の市町村に固定資産を有する企業については、その市町村ごとに納付期限、分割回数、報奨金制度、納税通知書様式等が区々であり、納税及び申告書作成等に膨大な事務処理稼働を要していることから、制度の統一化や市町村を包括する都動府県が徴収等を実施する等の制度の簡素化を要望する。

V 不動産取得税・都市計画税・軽油引取税

(1) 不動産取得税

1) 不動産取得税の廃止等

【理由】

- ・ 不動産取引に係る流通段階のコストは、不動産取得税および登録免許税が課せられていることにより、他の金融資産等と比べて割高なものとなっています。

不動産市場活性化のため、不動産取得税の廃止および登録免許税の適正水準への引き下げによる、負担軽減措置の拡充を要望します。

- ・ 会社型投資信託やSPC等に係る不動産取得税および登録免許税について、既に一定の税制上の措置が講じられています。しかしながら、会社型投資信託やSPC等は、本来、導管体であり担税力を持っていないことや、今後、不動産投資信託をはじめとした不動産流動化市場が発展していくためには更なる税制上の措置が不可欠と考えられることを考慮し、会社型投資信託やSPC等を利用した不動産流動化に係る不動産取得税の廃止を要望します。

また、所有権の移転登記に係る登録免許税については、特例措置の恒久化を要望します。

2) 老朽化マンションの建替え等の促進に係る課税の特例措置の延長

【理由】

- ・ 平成28年3月31日に適用期限が到来する、施行者等に対し、要除却認定マンション及びその敷地を取得した場合の非課税措置について、優良な住宅ストック形成並びに良好な市街地環境整備の観点から延長を図られたい。

3) 認定長期優良住宅に係る課税の特例措置

【理由】

- ・ 平成28年3月31日に適用期限が到来する、認定長期優良住宅に係る課税の特例措置について、優良な住宅ストック形成並びに良好な市街地環境整備の観点から期限の延長及び下記の要望をする。

課税標準：一般住宅特例1,200万円控除→1,300万円控除

4) 新築家屋の取得日等に係る特例措置

【理由】

- ・ 平成28年3月31日に適用期限が到来する、新築家屋の取得日等に係る特例措置について、優良な住宅ストック形成並びに良好な市街地環境整備の観点から期限の延長及び下記の要望をする。

○新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を、住宅新築の日から1年を経過した日に緩和（本則6ヶ月）

○住宅用土地に係る不動産取得税の軽減措置を受ける場合の土地取得から新築までの期間要件の特例措置を3年に緩和（やむを得ない事情があると都道府県知事が認める場合は4年）（本則2年）

5) 高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置

【理由】

- ・ 平成28年3月31日に適用期限が到来する、新築家屋の取得日等に係る特例措置について、優良な住宅ストック形成並びに良好な市街地環境整備の観点から期限の延長及び下記の要望をする。

高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に、代替家屋を取得した場合、課税標準から従前家屋の価格を控除

(2) 都市計画税

1) 誘導地区施設の公共施設、都市利便施設に係る課税標準の特例措置

【理由】

- 平成28年3月31日に適用期限が到来する、誘導地区施設の公共施設、都市利便施設に係る課税標準の特例措置について、優良な住宅ストック形成並びに良好な市街地環境整備の観点から期限の延長及び下記の要望をする。

誘導地区施設と共に整備される公共施設、都市利便施設に係る課税標準の特例
5年間1/5控除

2) 鉄道事業者等によるバリアフリー施策に係る課税標準の特例措置

【理由】

- 平成28年3月31日に適用期限が到来する、誘導地区施設の公共施設、都市利便施設に係る課税標準の特例措置について、優良な住宅ストック形成並びに良好な市街地環境整備の観点から期限の延長及び下記の要望をする。

鉄道事業者等が取得した固定資産（ホームドアシステム・エレベータ）に係る課税標準の特例
5年間2/3に減額

3) PFI事業の税制特例措置の拡大

【理由】

- BOT方式による民間と競合しないPFI事業について、税のイコール・フットィングの観点から、BTO方式によるPFI事業と同様に、事業の用に供する資産に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税を非課税とされたい。

(3) 軽油引取税

軽油引取税に係る免税措置の復活

【理由】

- 特例利用率が低いこと及び免税額が経営規模に比して僅少であることを理由として、電気通信事業者については軽油引取税の課税免除措置の対象外とされたが、電気通信事業の公共性の高さ及び東日本大震災の発生以降、災害や大規模停電時に通信を守るための電源設備の重要性が従来以上に高まっている状況を踏まえ、電気通信設備の電源用に使用するための軽油を免税とする、本措置について復活を要望する。

その他の部

I 環境・エネルギー税制

(1) 地球温暖化対策のための税の見直し

【理由】

- 地球温暖化対策のための税については、当該税制の必要性、妥当性等を再度検証するとともに、その導入による経済・雇用等への影響を提示し、国民の理解と納得を得るプロセスが不可欠である。

現在、ほとんどの原子力発電が停止状態にある中、火力発電を最大限に活用せざるを得ず、政府が閣議決定した日本再興戦略においても電力・エネルギー政策の克服とコスト低減を指向し、高効率火力（石炭・LNG）の導入等の施策を掲げており、エネルギー政策として石炭、LNG、石油等の化石燃料の使用増加を進めなければならない状況下での、化石燃料への課税強化は政策としての統一性を欠いている。現に火力代替に伴う燃料コストの増加や再生可能エネルギーの全量買い取り制度等による電気料金の上昇が全国的な問題となっており、震災復興、経済回復の足かせとなることから、地球温暖化対策のための税は廃止すべきである。

- 地球温暖化対策税収はエネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策に用いることとされている。これは、受益者負担の考えのもと、エネルギー起源CO₂排出抑制のための費用負担を化石燃料利用者に課しているものであり、その税収を他の目的のために用いることは、受益と負担の関係を損なうことにつながるため、地球温暖化対策税収の用途拡大（森林吸収源対策への充当や地方の地球温暖化対策に充当するための税源移譲等）に反対。

また、エネルギーコストが上昇する中で、森林吸収源対策等のために化石燃料へこれ以上の税負担を課すべきではない。

- エネルギーを取り巻く環境が激変し、見直しが必須であるため、直ちに廃止を要望。

なお、「地球温暖化対策のための税」の用途拡大（森林吸収源対策への充当や地方の地球温暖化対策に充当するための税源移譲等）や、新たな税の創設には反対である。

- 本来的に非課税とすべきものであり、恒久性という観点から、租税特別措置法の免税措置ではなく、石油石炭税における原料用途免税の本則非課税化を要望する。
- 地球温暖化対策税の見直しを要望する。廃止すべきで、少なくとも段階的引き上げは凍結すべき。また、地球温暖化対策税の用途を森林吸収源対策まで拡大することに反対である。

(2) 内航船舶の用に供する燃料油に係る石油石炭税の特例措置の創設

【理由】

- 内航海運業は国内太宗貨物（主要産業基礎資材）の8割以上のシェア（輸送トン数ベース）を占めるなど、産業活動の円滑化ばかりか国民生活の安定に大きく寄与している。さらに、わが国は京都議定書で約された温室効果ガスの一つであるCO₂の削減など環境負荷低減の見地から現在、国を挙げてモーダルシフトを促進している。これらを円滑に進めるためには、内航燃料油について、石油石炭税の実質非課税措置（還付制度）の導入が是非とも必要である。

Ⅱ 自動車税制・船舶税制

(1) 自動車関係諸税についての軽減・簡素化・見直し

【理由】

- ・ 天然ガス自動車に対する自動車税・軽自動車税の税率の軽減措置の適用期限の延長を要望する。
排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車の普及を促すことにより、大気汚染問題や地球温暖化問題に対応する。
また、天然ガス自動車の普及により運輸部門におけるエネルギーの多様化を図り、エネルギーセキュリティ向上に資することができる。

(2) とん税、特別とん税の廃止または軽減

【理由】

- ・ 外航船舶はとん税、特別とん税の他、船舶固定資産税、入港料等を重複して負担している。入港による応益負担は当然のことであるが、これらの公租公課は諸外国に類例のない重複賦課である。港湾の国際競争力強化および物流コストの軽減の観点から、本税の廃止または軽減を求める。

Ⅲ 納税環境の整備

(1) 納税者権利憲章の法制化

【理由】

- ・ 平成23年税制改正案に織り込まれていた納税者権利憲章を法制化すること、特に以下項目を要望する。
 - ①納税者の権利利益の明確化及び法制化
 - ②国税庁に求められる役割・行動、国税庁の使命と税務職員の行動規範についての策定と法制化国税通則法を改正し、納税者の権利利益や国税庁に求められる役割・行動、及び国税庁の使命と税務職員の行動規範について法制化することにより税務執行の透明化を促進していただきたい。

(2) 更正の請求期間の延長

【理由】

- ・ 更正の請求をすることができる期間を9年以内（現行5年以内）とすること。また、後発的理由による請求期間の特例については、1年以内（現行2ヶ月以内）とすることを要望する。
納税者の権利確保の観点から、更正等の期間と整合させるべきである。

(3) 申告様式における英訳付加

【理由】

- ・ 昨今のグローバル化により、申告書の自署押印者が外国人となるケースも生じているため、別表一だけでも英訳を付加されることを要望する。

(4) 税務上の取扱いに係る申告前の事前確認制度の導入

【理由】

- ・ 納税環境整備及び予測可能性の確保の側面から、税務上の取扱いに係る申告前の事前確認制度の導入を要望する。

(5) 連結納税グループ内の申告書作成業務の効率化

【理由】

- ・ 連結子法人が連結親法人の連結確定申告書を作成することは、他人の求めに応じて税務書類の作成を行うこととなり、税理士法第52条に違反する懸念がある。一方、最適な連結経営に資するため、財務部門の機能の一部を親法人から切り離すケースもあるため、少なくとも連結納税グループについては、第52条の要件を緩和すること。

(6) 電子申告・納税システム

1) 電子帳簿保存の適用範囲拡大・要件緩和

【理由】

- ・ 法人税申告書については、電子申告を行う際には、電子署名及び電子証明書の添付によって本人性の確認を行うこととなっている。しかし、代表者・経理責任者の変更があった場合、電子証明書取得の事務処理に時間を要するので、電子申告においては旧代表者・責任者による仮申告が可能な措置を要望する。

2) 電磁的記録の厳格な運用

【理由】

- ・ 税務調査等に際して電磁的記録による提出を求められる帳簿書類等は、企業にとって重要かつ機密性の高い取引先情報（顧客情報を含む）である場合が多く、また、電磁的記録は大量かつ流通性が高いものであることから、その具体的な取扱いを国税通則法で明文化し、厳格に運用することを要望する。

3) e-Taxの完全な電子化

【理由】

- ・ eLTax（地方税ポータルシステム）においては、ファイル添付機能がすでに備わっているため、eTAXの完全な電子化を要望する。

eTaxによる電子申告を行っても、添付書類（BS、PL、科目内訳書、会社概況報告書等）を別途税務署にて持ちする必要があるため、添付資料まで含めた完全な電子化をお願いしたい。

(7) 租税歳出予算の明文化及び当該歳出の予算審議化

【理由】

- ・ 隠れた補助金を明らかにし、常態化を解消すべきである。